

第16号議案

芦屋市総合計画の基本構想の一部改定及び後期基本計画を定めることについて

芦屋市総合計画の基本構想及び後期基本計画を別冊のように定めることについて、
芦屋市議会基本条例第17条第3号の規定により、市議会の議決を求める。

令和8年2月17日提出

芦屋市長 高島 峻輔

提案理由

第5次芦屋市総合計画前期基本計画が令和7年度で終了することに伴い、第5次芦屋市総合計画基本構想（令和3年度から令和12年度）の一部改定を行うとともに、後期基本計画（令和8年度から令和12年度）を定めようとするもの。

第5次芦屋市総合計画
(基本構想・後期基本計画)
(案)

第Ⅰ章 基本構想

1 それぞれが考えるまちの姿

第5次総合計画における基本構想の検討にあたり、幅広い市民・団体の皆さんに芦屋市の目指すべき将来の姿について意見・提案をいただきました。



「ASHIYA SMILE BASE」は、少子高齢化や人口減少が進む中でも、ワクワクできる居心地のいい空間が身近にあり、みんなの笑顔があふれるホームタウンとして、芦屋市が将来にわたり住んで良かったと誇れるまちであり続けることを目指すものです。

「みんなの声を活かして次世代へと人がつながり誰もがイキイキと暮らすまち」は、様々な立場の市民がまちづくりに参加し、ともに未来を見据えて、自分らしく暮らせるまちを創っていくことにより「ASHIYA SMILE BASE」を実現していこうというものです。

※「市民ワークショップ」は、市内在住、在勤、在学の方に参加いただき、市職員も加わって、芦屋市のこれからについて議論しながら、将来像を作成しました。(平成30年(2018年)10月から平成31年(2019年)1月まで、計5回開催、延べ191人[市民126人、市職員65人]参加)

市内で活動する団体が考える理想の姿

日本一美しく、安全・安心で住みよいまち
国際文化住宅都市 芦屋
住宅を核とした賑わいのあるまち
世界で「唯一」のまち
折り目正しいまち
成熟した大人のまち
一度は住んでみたいまち など

※市内で様々な活動を行っている28団体に対し、インタビュー形式で芦屋市の強みや理想の姿などをお聞きしました。

2 芦屋市が目指す将来の姿

市民ワークショップで提案された将来像に込められた思いや、市内各団体へのインタビュー内容、市民アンケート結果等の幅広い声を踏まえ、第5次総合計画では基本構想の目標年度である令和12年度(2030年度)に実現する姿を次の通り掲げます。



3 まちづくりの基本方針

基本方針

未来の創造 ～ 持続可能な心弾むまちを未来へつなぐデザイン

日本は、人口減少や少子高齢化の局面を迎えており、世界でも類を見ない課題先進国です。

本市でも、人口はピークを越え、減少局面を迎えるとともに、少子高齢化はさらに進むと想定されます。これらの社会の変化を見据えながら持続可能なまちづくりを進めることができますます重要になります。特に、多様な主体の活躍推進と、その担い手となる人材をどう育てるのかが肝要です。

まちは「今」だけではなく、「未来」へ受け継がれます。人口が減少していく中でも、芦屋市を次世代に健全な姿で引き継ぎ、ワクワクできるまちにしていくために、まちの魅力をどのように守り、変えていくのか、市民・行政・企業・地域団体等「オール芦屋」で広い視点を持ち、新たな課題による価値観の変化にも柔軟に対応し、ICTなどの技術も活用しながら、時代に応じた取組を進めていきます。

基本方針を構成する3つの視点

人のつながり ～ 時代に適い、多様に紡がれるネットワーク

ICTの発達やグローバル化が進み、急速に変化していく時代に今までと同じつながり方を続けることは難しいですが、暮らしやまちを豊かにするためには、人と人とのつながりが必要であることは変わりません。本市のあらゆる施策にも、コミュニティやつながりが重要な要素を占めます。

本市では従来から自治会活動が活発ですが、担い手の問題や価値観の変化に伴う新規会員獲得の伸び悩みなど、地域を支える団体にも継続性をはじめとした問題があります。

これからは、ますます、幅広い年代の市民や市内で活動する法人や各種団体と協力しながら、市民力によるまちづくりが一層求められます。今までの良さも認めながら、その時代、その地域、その人に合った交流のあり方を築いていきます。

暮らしやすさ ～ 地域に包まれ安らぎを感じる暮らし

安心便利に生活を送れる環境が整っていることは、安定した市民生活の基本です。本市が経験した阪神・淡路大震災の記憶や教訓を継承しながら、近年頻発する大規模自然災害や今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震、加えて新たな感染症への対応など、安全・安心に暮らせるまちづくりが求められています。

また、コンパクトな都市である本市は、鉄道等公共交通機関が発達した便利なまちですが、一方で地形やまちの成り立ちによって地域ごとに特性があり、暮らす市民も多様で、それぞれのニーズに対応していく必要があります。

こどもや高齢者など、様々な背景を持つ人が居住する中、お互いに尊重し、助け合い、ユニバーサルデザイン⁴も取り入れた包摂的なまちを目指して、あらゆる人が安心して暮らしやすく、それぞれのスタイルで活躍でき、自己実現ができるまちづくりを進めます。

⁴ ユニバーサルデザイン:文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のこと。

資源～地域資源を生かし、空間を活用する、これまでとこれからの融合

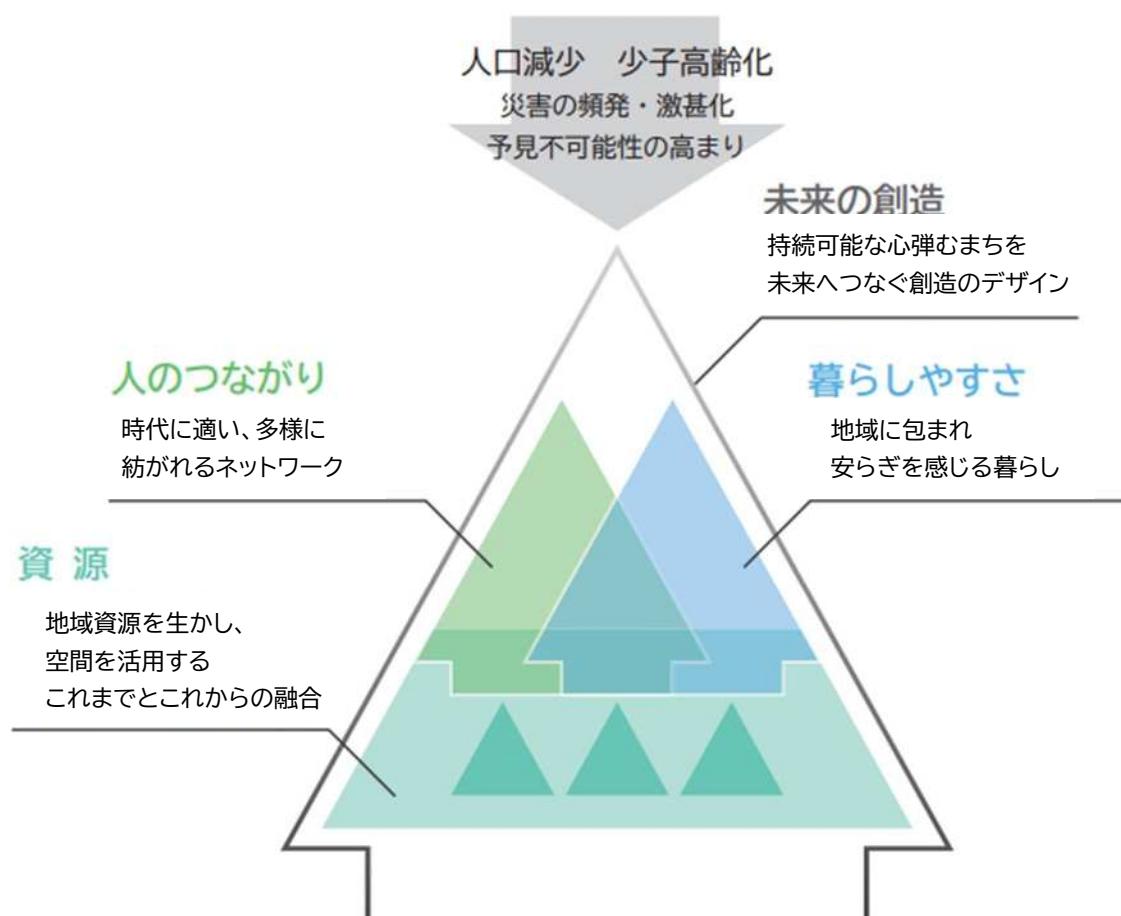
地域にはハード・ソフトの様々な資源があり、これがまちづくりの源泉となります。

本市は、山や海の自然に囲まれ、各時代の歴史の舞台にも登場し、多くの文化人を生み出すなど、伝統や文化も含めて魅力的な資源のあるまちであり、整備されたまちなみと暮らし文化が本市のイメージを創ってきました。

しかし、時代の変化につれて徐々にその姿を変えてきています。その魅力を市民があまり知らない、十分生かされていないという問題もあります。また、時には新しい価値観が既存資源と対立することもあります。更には都市空間の活用にも変化が生じると考えられます。

洗練された住宅都市としてこれまで築いてきた本市が誇る資源について、残すべきものは残し、また、既存のものに新たな価値を加えるなど変えるべきものは変え、時代とともに新たな芦屋スタイルとして進化させ、活用していきます。そして、その魅力を発信しながら、情報の交流などにより、価値創造の好循環を生みだしていきます。

将来像 人がつながり誰もが輝く笑顔あふれる住宅都市



4 後期基本計画において重視する3つの要素

趣旨

社会の先行きがますます見通しづらくなる中で、第5次総合計画の、「第Ⅰ章 基本構想 3 まちづくりの基本方針」において定める「未来の創造」に向けた取組を進めていくためには、市民の皆様との「共創」が必要であり、その担い手である「人」を中心に据えることが、より重要になっていると考えています。なぜなら、まちをつくるのは「人」であり、市民一人ひとりの行動が欠かせないからです。この考えに基づき、後期基本計画では多様なニーズを持つ市民同士がつながる仕組みづくりを推進し、世代や属性を問わず、こどもから高齢者、障がいのある人、外国人市民など、幅広い市民と地域団体・事業者が互いに支え合い、市民一人ひとりが主役として参画・協働する、住みよいまちづくりをめざします。

また、このようなまちづくりをめざすとともに、昨今の急激な人口減少や多様化、デジタル化の進展といった社会変化の中で、市民一人ひとりが生き生きとし、地域に活力がある持続可能なまちとするには、「学び」、「文化」、「協働」の3つの要素を、本市の各種施策全てに共通する観点として取り組んでいくことが必要だと考えます。

後期基本計画策定に当たっては、これら3つの要素の共通性を高めるため、従来から総合計画と一体的に策定している創生総合戦略に加え、文化推進基本計画、市民参画協働推進計画も合わせて策定することとしました。

なお、教育振興基本計画については、令和7年度をもって計画期間を終了し、次期計画の策定は行わず、これまで教育振興基本計画において定めてきた「基本理念※」や、「めざすこども像※」の実現に向けては、本後期基本計画の子育て・教育分野における施策の中で受け継ぐものとしました。

後期基本計画において重視する3つの要素は、それぞれを以下のものとして位置づけ、様々な施策に共通する観点として各種施策に取り組んでいきます。

「学び」…市民一人ひとりの生涯にわたる成長を促し、多様な人々と学びあう中で変化の激しい社会に対応するための関係性を培い、未来を切り拓く力を育む基盤

「文化」…地域の魅力を高め、市民の誇りや愛着を醸成し、人の交流と地域の活性化をもたらす活力の基盤

「協働」…様々な課題解決や新たな取組に向けたまちづくりの基盤

教育振興基本計画において定めてきた「基本理念*」と「めざすこども像*」

◆基本理念

信頼される学校園と成熟した家庭・地域で育む豊かな人間力

◆めざすこども像

芦屋で育てる“夢と志をもって自らの未来を切り拓く子どもの姿”

- 1 人とのかかわりやつながりを尊重でき、寛容な心を持つ子ども
- 2 理解していること・理解できることを実践し、学びを深めることができる子ども
- 3 体を動かすことが好きで、健康への意識を向上させることも
- 4 自ら本を手に取り、本が好きな子ども



それぞれの要素

学び

生涯にわたる学びと育ちを支えることは、人口減少社会における地域の活力の源であり、個人の自己実現を促し、生きがいや社会とのつながりを育むことで、地域全体のウェルビーイング(well-being)⁵の向上に不可欠です。

市は、就学前のこどもから社会人まで、ICTを活用した学習環境の整備や市民大学の運営などにより、全ての市民が学び続け、学びあう環境づくりの支援を行っていきます。

特に、幼児期から義務教育期間における教育・保育においては、公正で最適な学びを推進し、いじめや不登校など悩みを抱えた児童生徒への支援の充実を図ります。

また、学校教育、社会教育、地域活動、企業との連携などにより、様々な学びの場づくりも推進していきます。

文化

本市には、歴史に培われた美しいまちなみをはじめとする生活に根ざした文化や、文学や芸術に親しむ文化的風土があります。これらは単なる保存対象にとどめるのではなく、その価値を理解し、発信し、活用できるようにすることが必要です。

文化の対象には、生活文化、芸術文化、伝統芸能、景観、地域の人々の営みに基づく「らしさ」を含みます。こうした文化を地域の魅力として再発見・発信し、未来に向けて創造的に活かしていくことが、本市の品格と活力を維持するために必要なことです。

市は、他の施策と連携し、地域文化の継承、文化芸術体験の機会の充実、様々な方が参加する文化イベントの開催などを推進します。また、文化を通じた地域の活性化も視野に入れ、「文化を活かしたまちづくり」を進めていきます。

協働

人口減少の進行やデジタル化の進展、雇用形態の多様化といった社会変化を背景に、市民ニーズの多様化も進んでおり、限られた行政の資源だけでは全てのニーズに対応していくことが困難になってきています。このような変化に対応し、笑顔あふれる住みよいまちを目指すためには、まちづくりのあらゆる面において、より多くの主体が参画し、協働することで社会課題を克服する視点が不可欠となっており、多様な主体が連携し、協働を通じて課題解決を図る重要性が高まっています。

様々な市民が主体的に関わる仕組みづくりのため、市は、多様な市民と対話を重ね、課題解決の過程を共有し、力を合わせてまちづくりに取り組む環境を整えていきます。

⁵ ウェルビーイング(well-being):肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、全てが満たされた状態にあること。

この計画では、「市民」「市民参画」「協働」という言葉を、次のように定義し、使用しています※。

※芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例

「市民」とは

市内に在住、在勤及び在学する個人並びに市内で活動する法人その他の団体をいいます。

「市民参画」とは

市民が市政に参加する意思を反映させることを目的として市の施策の企画立案、実施及び評価の過程に参加することをいいます。

「協働」とは

市民及び市がまちづくりについて、それぞれの役割と責務を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力することをいいます。

第Ⅱ章 後期基本計画

1 施策体系

施策分野1 子育て・教育

施策目標1 誰もが安心して生み育てられる環境が充実している

1-1 仕事と子育てを両立できる環境整備を進めます

1-2 こどもの命と健康が守られ、安心して子育てできる環境をつくります

施策目標2 未来への道を切り拓く力が育っている

2-1 こどもや若者の健全な成長を支えます

2-2 就学前教育・保育施設、学校、家庭、地域が連携・協働し、未来を見据えた教育環境を整えます

施策目標3 生涯を通じた学びの文化が醸成されている

3-1 文化の力を活かした魅力的なまちづくりを進めます

3-2 市民による学びの仕組みづくりを進めます

学び
(Learning)

施策分野2 福祉健康

施策目標4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる

4-1 地域共生社会の実現に向けた協働の体制づくりを進めます

4-2 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます

4-3 平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します

文化
(Culture)

施策目標5 健康になるまちづくりが進んでいる

5-1 市民の健康づくりを促し、いつまでも自分らしくいきいきと過ごすことができる取組を進めます

協働
(Collaboration)

施策分野3 市民生活

施策目標6 良好的な生活環境が整い魅力的な暮らしが創出されている

6-1 清潔なまちを協働で維持する取組を進めます

6-2 環境へ配慮した都市生活の仕組みを築き、意識を高めます

6-3 本市の特性に合った地域経済の活性化を目指します

6-4 行政サービスの利便性を高めます



施策分野4 安全安心

施策目標7 災害に強いまちづくりが進んでいる

- 7-1 自助、共助、公助の連携により、災害に備えます
- 7-2 まちの防災力を発揮します

施策目標8 日常の安全安心が確保されている

- 8-1 地域などと連携し防犯・消費者力の向上に取り組みます
- 8-2 交通ルールを守る意識を高め、歩きやすいまちとなるよう取り組みます
- 8-3 誰もが安心して適切な医療を受けられる地域を目指します

施策分野5 都市基盤

施策目標9 住宅都市の魅力が受け継がれ、高められている

- 9-1 住宅都市の魅力を高め、持続可能な都市づくりを進めます
- 9-2 みどり豊かな美しいまちづくりを進めます
- 9-3 地域の価値を高める公共空間の活用を進めます
- 9-4 住宅都市の魅力を高め、良質な住宅ストックを次世代へ継承します

施策目標10 持続可能なインフラ整備が進んでいる

- 10-1 持続可能な交通インフラを保全します(道路・橋梁)
- 10-2 持続可能な生活インフラを保全します(上下水道・ごみ処理施設)
- 10-3 市内交通の円滑化に向けて取り組みます

施策分野6 行政経営

施策目標11 協働の意欲が高まり市民主体のまちづくりが進んでいる

- 11-1 多様な主体が協働してまちづくりを行える環境を整備します
〔第4次芦屋市市民参画協働推進計画〕
- 11-2 効果的・効率的な情報共有に努めます

施策目標12 人口減少社会に対応した健全で効果的な行財政運営が行われている

- 12-1 長期的視点に立った行財政改革を行います
- 12-2 持続可能な行政サービスの提供に向け、官民に捉われない施設の効率的な運営や最適な配置を進めます

施策目標13 急速な社会変化に対応できる組織になっている

- 13-1 不確実性が高まる社会に適応できる行政運営を行います
- 13-2 職員が能力を発揮し、効率的な行政運営を行えるよう、「働き方改革」を進めます

2 分野別施策

<施策分野1 子育て・教育>

施策目標1 誰もが安心して生み育てられる環境が充実している



■概要

● 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

年々、出生数は減少していますが、共働き世帯が増加し、就学前教育・保育環境の整備へのニーズが高まっていることから、待機児童など諸課題の解消に向け、民間保育施設の誘致など、民間事業者と連携し取り組みました。

放課後こどもの居場所づくりでは、放課後児童クラブを小学校の全学年で実施して待機児童を発生させなかつたほか、あしやキッズスクエア事業を拡充しました。

また、子育て家庭への経済的支援及びひとり親の就労支援を実施し、大学などの受験料支援金や入学支度金を給付したほか、「こども家庭・保健センター」を開設し、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで切れ目ない支援ができるよう取り組みました。

● 課題

保育所等の利用定員が、民間保育施設の誘致などにより増加しましたが、入所待ち児童は一定数存在すること及び市立幼稚園園児数の減少がさらに進んでいることが課題となっています。

また、放課後こどもの居場所づくりについては、引き続き、待機児童を発生させないための受け皿の整備や多様な体験活動の充実が課題となっています。

こどもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、個々の家庭の課題・ニーズに応えるために、多様なサービスや地域資源を活用した居場所づくりなど必要な支援を充実させることが必要です。

■指標

指標	前期計画 策定時実績	前期計画 策定時目標	最新 実績	後期計画 終了時目標
① 入所待ち児童数(人)	181	0	109 (R6)	0
② 放課後児童クラブ待機児童数(人)	0	0	0 (R7)	0
③ 放課後児童クラブ利用者の満足度 (%)	(参考) 95.9 (R5)	—	96.4 (R6)	100.0
④ 子育てで困った時に相談できる相 手がいる人の割合(%)	95.5	95.5	89.0 (R5)	98.0
⑤ 地域子育て支援拠点事業の利用 者数(人)	8,082	61,452	26,728 (R5)	51,384
⑥ 子育て世代の保護者の子育て環 境や支援への満足度(%)	23.6	29.0	23.0 (R5)	29.0

注:「-」は、後期基本計画策定時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

■関連する主な条例や課題別計画等

- 第3期こども・若者輝く未来プラン「あしや」(令和7~11年度)
- 健康づくりプランあしや(第4次母子保健計画・健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画)(令和6~11年度)
- 教育指針(毎年度更新)

注:各名称に共通する「芦屋市」の表記は省略している。

<基本施策、主な施策、説明文>

1-1 仕事と子育てを両立できる環境整備を進めます

1-1-1 社会環境の変化に応じた就学前教育・保育施設の環境整備

小学校就学前教育の教育・保育ニーズを的確に把握しながら、既存施設の環境整備に取り組むとともに、市立幼稚園などに求められる役割を踏まえた適正配置と今後の運営についての検討を進めます。

1-1-2 こどもたちが放課後を安全・安心に過ごせる居場所づくり

放課後児童クラブやあしやキッズスクエア事業などの安定的な運営に引き続き努め、放課後の子どもの居場所づくりとしての機能を充実させるとともに、多様な体験活動ができる機会を拡充します。

1-2 こどもの命と健康が守られ、安心して子育てできる環境をつくります

1-2-1 子育て家庭への経済的支援

経済的な理由で子どもを生み育てることが困難な状況にならないよう支援を推進するとともに、必要な情報提供の充実を図ります。また、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向け、就労支援などの総合的・継続的な支援を実施します。

1-2-2 児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応のための相談・支援体制の強化

こども家庭・保健センターにおいて要保護児童対策地域協議会を運営し、こども家庭センター・警察・学校・地域などの関係機関との連携体制の充実により、虐待の未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。

1-2-3 妊娠期から子育て期の切れ目ない支援の充実

妊娠期からの伴走型相談支援や母子保健と児童福祉の一体的支援を通じて、全ての子どもと家庭への支援を充実させ、利用しやすい体制を整備します。

1-2-4 子育て世代間や多世代で交流を図り、情報を共有できる機会と場所の提供

子育て家庭が互いに交流できるよう、「つどいのひろば」や「あい・あいるーむ」などの身近な地域での交流や相談支援事業を実施します。

<施策分野1 子育て・教育>

施策目標2 未来への道を切り拓く力が育っている



■概要

● 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

こどもや若者の健全な成長を支えるため、生徒指導・不登校連絡協議会や青少年育成愛護委員による街頭巡回活動などの地域や家庭と連携した取組を推進したほか、若者相談センター「アサガオ」にて不登校、ひきこもりなどの若者へ支援を行い、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える若者の自立と社会参加を支援する環境を強化しました。

未来を見据えた教育環境については、インクルーシブ教育・保育⁶の推進に向け、加配教員など配置検討委員会を設置したほか、教職員や支援員などの資質向上を図るための報告会や研究会などを実施することで、人員の量・質を拡充しました。

また、岩園幼稚園では、3歳児保育を本格実施したほか、地域の特色を生かした幼稚園づくりを行い、幼児期と児童期の接続に向け、市内就学前施設の交流を図るため「幼保こ小合同連絡会」での意見交換や「なかよし運動会」、「小学校ごっこ」において小学校区ごとに5歳児の交流を実施しました。

教育・保育の質の向上に向けては、職員の研修やALTをはじめ外部人材の配置の推進などに取り組みました。また、ICTを有効活用した教育に向けては、児童生徒に1人1台のタブレット端末を配備するほか、その有効活用を図るため小中合同授業研究会などで協議や研究を進めました。さらに外国語教育に関しては、小学校・中学校で連携した授業を実施するとともに、生徒の国際交流の機会を拡充しました。これらを実施するうえで、喫緊の課題である教職員の働き方にについても絶えず見直しを行い、教職員がこどもたちと向き合う時間を確保できるよう、業務改善の取組を進めました。

● 課題

全てのこどもにとって、学校が安心して過ごせる場所でありたいと考えます。特にいじめは絶対に許されないことであり、起こさないための教育や相談できる環境を整えることが急務です。また、いじめはいつでもどこでも起こり得るため、いじめが発生した場合は早期に適切に対応することが求められています。さらに、いじめを未然に防ぐためには、こどもたち自身がいじめの問題に対して意識を高め、互いに支え合う姿勢を育むことが重要です。そのため、こどもたちが自分の思いを発信し、安心して相談できる環境を整えていきます。

児童生徒の学習意欲や自己肯定感が低下している中、興味や疑問を動機付けにして、主体的に学ぶ楽しさを取り戻すため、持続的な学習意欲と問題解決

⁶ インクルーシブ教育・保育:個別的配慮が必要な児童と他の児童が集団でともに学び育ちあう教育及び保育のこと。

力を育む必要があり、児童生徒が自ら問いを立て、現実社会とかかわる体験を通じて課題を深く理解し、対話を通して多様な価値を尊重しながら合意形成を図る力の育成がこれまで以上に求められています。また、社会環境の変化や人間関係の複雑化により、不登校となる児童生徒も増加傾向にあり、こども一人ひとりの気持ちに寄り添い、早期発見と支援を強化することが重要です。さらに、日本語支援を必要とする児童生徒が増加しており、学習や生活面での支援体制の強化が求められています。加えて、学校においても全ての児童生徒が安心してともに成長できる学校づくりを絶えず進めていく必要があります。

中学校部活動の地域展開により、今後はこどもたちが地域のスポーツや文化活動に関わる機会が得られる可能性がある一方で、活動の質や機会の均衡を保つための体制整備が課題となります。学校と地域が一体となった取組を推進します。

■指標

指標		前期計画 策定時実績	前期計画 策定時目標	最新 実績	後期計画 終了時目標
① いじめはどんな理由 があってもいけない ことだと思うと回答 した児童生徒の割合 (%)	小学生	(参考) 95.5 (R5)	—	94.6 (R6)	100.0
	中学生	(参考) 94.6 (R5)	—	95.5 (R6)	100.0
② 若者の自己肯定感 (%)	中学生	34.1	40.0	48.6 (R5)	50.0
	15～39 歳	49.2	50.0	57.1 (R5)	60.0
③ 将来の夢や目標を持 っている児童生徒の 割合(%)	小学生	83.9	87.0	80.0 (R6)	87.0
	中学生	69.1	72.0	67.0 (R6)	72.0
④ 問題解決型学習に取 り組んだという実感 を持った児童生徒の 割合(%)	小学生	(参考) 76.1 (R5)	—	80.9 (R6)	100.0
	中学生	(参考) 76.9 (R5)	—	77.6 (R6)	100.0
⑤ 学校に行くのは樂し いと思う。どちらか というと思う。という 実感を持った児童生 徒の割合(%)	小学生	(参考) 80.8 (R5)	—	80.7 (R6)	88.0
	中学生	(参考) 82.0 (R5)	—	81.7 (R6)	85.0
⑥ こどもと接する機会がある人の 割合(%)		65.3	68.0	58.0 (R6)	68.0

注:「-」は、後期基本計画策定時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

■関連する主な条例や課題別計画等

- 第3期こども・若者輝く未来プラン「あしや」(令和7～11年度)
- いじめ防止基本方針(平成30年改定)
- 教育指針(毎年度更新)

<基本施策、主な施策、説明文>

2-1 こどもや若者の健全な成長を支えます

2-1-1 こどもや若者との対話を重視した施策の推進

「子どもの権利条約」・「こども基本法」の趣旨や内容を基に、こども・若者は、生まれながらに権利の主体であることが理解されるよう情報提供や啓発を行うとともに、こどもや若者が意見を表明しやすい環境づくりを行い、対話しながら施策を進めていきます。

2-1-2 いじめ防止と現代的社會問題への対応に向けた地域・家庭との連携強化

こどもたち一人ひとりが安心して過ごせるよう、いじめの未然防止に向けた教育や教育相談の充実などを図り、また、いじめが発生した場合は早期発見・早期対応を心がけ、適切に対応します。さらに、性に関する問題や、情報通信技術の発展に伴う問題、子どもの貧困及びヤングケアラーなどの社会問題に対応するため、地域や家庭と連携した取組を推進します。

2-1-3 こども・若者の悩みへの対応・解消や社会参加の促進、自主活動の支援

広報・啓発の充実を図りながら、相談事業などによりこども・若者を支援するとともに、安心して過ごせる居場所づくりの実現に向けた活動を支援します。

2-2 就学前教育・保育施設、学校、家庭、地域が連携・協働し、未来を見据えた教育環境を整えます

2-2-1 インクルーシブ教育・保育の推進

配慮を必要とする子どもの支援を充実し、インクルーシブ教育・保育を推進するとともに質の向上に取り組みます。

2-2-2 時代に応じた質の高い教育・保育環境の整備

就学前教育・保育施設における官民協働による教育・保育研究を通じて職員の学びを進め、個々に応じて健やかな育ちを確保するとともに、育ちの連續性の共通理解につながる交流などの実施により、小中学校との円滑な接続を図ります。また、こどもたちそれぞれの個性や特性、興味関心、理解度等を踏まえた、一人ひとりに公正で最適な学び(ちょうどの学び)を推進し、小中学校における探究的な学びや外国語教育、食育などを充実させます。こどもたちの学びを支えるために、引き続き、教職員の担うべき業務を整理するとともに効率化を図り、教職員がこどもたちと向き合う時間を確保するための取組を進めます。

2-2-3 登校しづらい児童生徒への支援

登校しづらい児童生徒が安心して学ぶことができる環境づくりを推進します。また、不登校の状況改善や社会的自立に向けて、学校だけでなく家庭や地域社会、関係機関との連携をより一層深め、適切な対応を行います。さらに、保護者への支援も重要視し、相談窓口や支援を得られる機会を整備していきます。

2-2-4 日本語支援を要する児童生徒への支援体制の整備

日本語支援を要する児童生徒に対して、日本語習得の指導方法や教材の整備を行い、効果的な支援が実施できる体制を整えることで学習や生活面での支援が強化され、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう取り組みます。

2-2-5 ICT を有効活用した教育の推進

未来を担う子どもたちが、社会環境が変化するなかでも豊かな創造性を発揮できるようICTの環境を整備するとともに効果的に活用し、情報活用能力の視点を取り入れた教育を実践します。

2-2-6 就学前教育・保育施設、学校、家庭、地域が連携し、社会の中で学べる環境づくり

地域全体で未来を担う子どもの成長を支えるため、就学前教育・保育施設では、地域との交流を進め、就学後においても自主的・主体的な活動を行うコミュニティ・スクール⁷への支援、あしやキッズスクエア、トライやる・ウィークの充実など地域との連携に取り組みます。

2-2-7 中学校部活動の地域展開の推進

中学校の学校部活動に代わり、子どもたちが地域においてスポーツ・文化芸術活動を体験する機会を将来にわたって確保できるよう地域における新たな環境構築に向けた取組を進めます。

⁷ コミュニティ・スクール:小学校を学校の教育活動に支障のない範囲内において、地域住民に開放し、自主的・主体的な文化活動、スポーツ活動や地域活動を行うことを通じて、住民相互の連帯感や自治意識を高め、よりよいコミュニティの創造・発展を目的として活動しているもの。昭和53年(1978年)、三条小学校に「三条コミスク」を設置したのを皮切りに、昭和61年(1986年)に全小学校区にコミスクを設置しました。

施策目標3 生涯を通じた学びの文化が醸成されている



■概要

● 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

歴史的・文化的な資源の活用推進に向け、芦屋市民文化賞や芦屋市善行賞「つづじ賞」の表彰式を開催したほか、国指定重要文化財であるヨドコウ迎賓館竣工100周年を記念し、講演会や夜間特別見学ツアーなど、市内外へ魅力を発信する取組を実施しました。また、美術博物館改修工事に伴い、新たに歴史資料展示室を常設しました。

「読書のまち」の推進に向け、図書館でのイベント実施や、市役所や図書館における読書活動紹介展示の実施などを行いました。また、学校園と連携し、図書館見学の受入、出前授業や読書スタンプラリーの配布など読書活動の充実に取り組んだほか、電子図書館サービスを開始し、読書環境の整備を図りました。

また、各種イベントや、少年少女力又一体験教室を実施したほか、春のファミリースポーツのつどいの開催など、様々な地域、団体、大学などと連携して市民がスポーツに親しめる事業を実施しました。

市民による学びに向けては、生涯学習出前講座、あしや学びあいセミナー、芦屋川カレッジ、芦屋病院公開講座、健康フォーラムなどの実施により、学習機会の提供に取り組みました。

● 課題

新型コロナウイルス感染症の影響によって、イベントや文化施設の休業など様々な制約下での開催を余儀なくされ、文化的活動の停滞は、人、地域とのつながりにも大きな影響を及ぼしました。人々の繋がりや居場所の創出、次世代への継承、まちの魅力創造・発信など、文化施策と他分野の施策との連携を深め、まちの魅力創造・発信など、文化の力を活かした魅力的なまちづくりを推進する必要があります。

また、継続して市民がスポーツに親しめる事業の実施が求められるほか、生涯学習に関する取組については、知の循環型社会をさらに推進していく必要があります。さらに、ライフスタイルが多様化する中、図書館利用者の減少など読書離れの傾向にありますが、市民の様々なニーズに応え、今後も地域に必要とされる図書館であることを目指すとともに、こどもたちの読書活動の充実にも取り組む必要があります。

■指標

指標	前期計画 策定期実績	前期計画 策定期目標	最新 実績	後期計画 終了時目標
① 芦屋市内の主な歴史的・文化的な資源を知っている人の割合(%)	64.1	70.0	82.7 (R6)	85.0
② 月に1回はスポーツ、芸術、歴史に触れるために外出している人の割合(%)	42.5	50.0	35.5 (R6)	75.0
③ この1年間で自発的に学びを得る機会があった人の割合(%)	46.9	52.0	35.1 (R6)	55.0
④ 図書館来館者数(人)(※)	—	—	427,310 (R6)	470,000

注:「-」は、後期基本計画策定期に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

(※)本館、打出分室(うちぶん(打出教育文化センター)来館者数)、大原分室の来館者人数。

■関連する主な条例や課題別計画等

- 文化基本条例(平成22年条例第1号)
- 文化財保護条例(平成元年条例第7号)
- 第3次文化推進基本計画(令和8~12年度)※総合計画と一体的に策定
- 第3期スポーツ推進計画(令和6~15年度)
- 第2期スポーツ推進実施計画(令和6~10年度)
- 教育指針(毎年度更新)

<基本施策、主な施策、説明文>

3-1 文化の力を活かした魅力的なまちづくりを進めます

3-1-1 文化振興と地域活性化の一体的な推進

国際文化住宅都市として培われた文化の力を活かし、他分野の施策とも連携しながら、社会包摶の観点から、誰もが文化的活動に参加できる取組を推進し、人々の繋がりや居場所の創出など、文化振興と地域活性化を一体的に推進します。

3-1-2 歴史的・文化的な資源の保存・活用の推進

個性豊かで幅広い芦屋文化が創造されるまちづくりの実現を目指し、社会教育施設・文化施設の有効利用や史跡・文化財などの保存・活用を推進します。

3-1-3 将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実

中学校部活動の地域展開やコミュニティ・スクールの活動等により、スポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実を図り、こどもたちが生涯にわたってスポーツや文化芸術と豊かに関わる力を身につけられるよう取組を進めます。

3-1-4 生涯にわたって読書に親しむ環境の整備

多世代のニーズに対応するとともに、社会や地域の情報拠点としての役割を果たせるよう、魅力ある読書環境の整備を図ります。また、こどもたちが読書に親しみ、読書の楽しさを実感できるよう、学校図書館との連携充実に取り組みます。

3-1-5 誰もが健康で豊かなスポーツ文化を楽しめる環境の推進

地域や団体、学校と連携しながら「する・みる・ささえる」スポーツ文化を醸成し、全ての市民が楽しめる環境づくりを進めます。

3-2 市民による学びの仕組みづくりを進めます

3-2-1 市民による生涯を通じた学びの推進

地域の学習情報を得る機会を創出するとともに、学習情報を活用し、自らがリーダーとなって活躍できる人材・団体の支援に取り組みます。

<施策分野2 福祉健康>

施策目標4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる



■概要

- 第5次総合計画前期基本計画における主な取組
包括的な支援体制の一層の強化に向け、重層的支援体制整備事業⁸を実施し、市職員や関係機関への研修や連携を推進しました。障がいのある人が地域で自立した生活ができるよう支援する体制の整備を図るため設置した自立支援協議会において、障がいのある人の居場所づくりに取り組み、今後も市民が主体となって継続して活動できるようボランティア登録団体を発足させました。

経済的な困窮や社会的孤立の状態にある人などに向け、総合相談窓口においてワンストップの相談を実施するとともに、家計改善支援事業や就労準備支援事業・社会参加推進事業などを実施しました。高齢者への支援に関しては、地域包括支援センターを増設し、相談窓口を拡充したほか、認知症地域支援推進員の設置や認知症高齢者個人賠償責任保険事業を開始するなど認知症施策の強化に取り組みました。さらに、障がいを理由とする差別の解消に向け、民間事業者による合理的配慮⁹の提供を支援するための補助事業や、やさしいお店登録事業を実施しました。

男女共同参画の視点では、第5次男女共同参画行動計画の策定を行ったほか、DV相談、女性活躍に関する啓発事業・講座、ASHIYA RESUME事業などを実施しました。また、国際交流事業では、「潮芦屋交流センター」を中心に、国際交流や多文化共生理解推進を目的とした講座などを実施したほか、姉妹都市交流や小中学校における外国からの編入生に伴う初期日本語指導教室を行いました。

権利擁護に関する施策については、権利擁護支援センター事業や人権教育・人権啓発事業を実施したほか、パートナーシップ宣誓制度を拡充し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始しました。また、平和施策では、平和首長会議へ出席や、平和首長会議の提唱する事業を進めるとともに、「たゆまぬ平和への歩み」展などの啓発事業に取り組みました。

- 課題

新型コロナウイルス感染症の影響によって、地域でのつながりの希薄化が加速しました。コロナ禍後には、イベントや人々が集まる場が再開しつつありますが、状況に応じた活動の活性化に向けた支援などを実施する必要があります。また、複合的な課題や制度の狭間の課題に対応するため、重層的支援体制整備

⁸ 重層的支援体制整備事業:こども・障がい・高齢・生活困窮などの分野を超えて、属性を問わない「相談支援」、多様な「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う支援体制を整備し、本人や世帯を包括的に受け止め支える重層的なセーフティネットをつくることを目指す事業。

⁹ 合理的配慮:障がいのある人から日常生活や社会生活上で障壁となるもの(社会的障壁)を取り除いてほしいという意思が示された場合、その実施に伴う負担が過重でない範囲で対応すること。

事業を中心に、様々な機関と連携しながら、支援体制の充実に取り組んでいく必要があります。

地域包括支援センターにおける相談件数が年々増加傾向にあり、身近な相談窓口としての認知度が高まっておりますが、認知症相談窓口としての役割もあることを知らない高齢者も多いことから、認知症相談窓口でもあることや、令和6年度から民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことに伴う取組の推進に向け、周知を行う必要があります。

男女共同参画をはじめ、様々な人権課題や平和意識の醸成に関する各種啓発事業においては、内容・方法ともに工夫しつつ継続的に展開していく必要があります。

■指標

指標			前期計画策定時実績	前期計画策定時目標	最新実績	後期計画終了時目標
① 日常生活で困った時に相談できる人や場所がいる(ある)人の割合(%)			66.2	75.0	69.5 (R6)	75.0
② 高齢者や障がいのある人などが安心して暮らせるまちであると思う人の割合(%)			—	—	54.2 (R6)	60.0
③ 夫婦間での家事・育児の分担の割合が「同程度・適宜分担」と回答した人の割合(%)	家事	理想	55.8	65.8	58.2 (R6)	60.6
		現実	25.8	33.8	30.2 (R6)	34.6
	育児	理想	61.7	68.7	56.2 (R6)	61.7
		現実	28.3	38.7	29.7 (R6)	31.1

注:「-」は、後期基本計画策定時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

■関連する主な条例や課題別計画等

- 障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例(令和2年条例第28号)
- 第4次地域福祉計画(令和4~8年度)
- 第10次芦屋すこやか長寿プラン21(第10次高齢者福祉計画・第9次介護保険事業計画)(令和6~8年度)
- 障がい者(児)福祉計画第7次中期計画(令和3~8年度)
- 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(令和6~8年度)
- 第5次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針(令和8~12年度)
- 男女共同参画推進条例(平成21年条例第10号)
- 第5次男女共同参画行動計画「ウィザス・プラン」(第3次女性活躍推進計画・第3次配偶者等からの暴力対策基本計画含む)(令和5~9年度)

<基本施策、主な施策、説明文>

4-1 地域共生社会の実現に向けた協働の体制づくりを進めます

4-1-1 重層的支援体制の構築強化

複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、本人や世帯への継続的な支援や地域とのつながりづくりなどを行政、専門機関、地域住民などの多機関¹⁰の協働により一体的に進め、重層的なセーフティネットの構築を推進します。

4-1-2 地域福祉とまちづくりの連携促進

地域の住民や事業者をはじめとした多様な主体の参加と協働による、地域福祉のネットワークづくりを推進します。

4-2 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます

4-2-1 地域から孤立している人や経済的に困窮している人への支援の充実

生活困窮者自立相談支援事業を中心として、相談支援や参加支援の充実に取り組みます。

4-2-2 高齢者がいつまでも安心して暮らせる取組の推進

高齢者を支える地域包括ケアシステムと認知症施策の総合的な取組を推進します。

4-2-3 障がいのある人が活躍できる環境整備

障がいへの理解や社会的障壁を取り除くための合理的な変更・調整について普及啓発に取り組み、障がいのある人が活躍できる場づくりを推進します。

4-3 平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します

4-3-1 男女共同参画意識が浸透し、女性の活躍とともに、ジェンダー平等につながる事業の展開

男女共同参画社会を実現するため、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組や女性の活躍を支援する事業を推進します。

¹⁰ 多機関:重層的な支援を進めていく上で連携が必要な様々な分野の関係機関のこと(例:こども・若者・学校教育関係、障がい分野、高齢分野、生活困窮、権利擁護、保健・医療関係、商工・労働関係、市民参画、地域住民、地域活動団体、行政など)。

4-3-2 多文化が共生する地域づくり

「潮芦屋交流センター」を国際交流と地域コミュニティの活動の拠点として活用し、市内在住外国人の支援、社会参画の促進、多文化共生を推進します。

4-3-3 市民一人ひとりの多様性が尊重され、安心して暮らせる環境づくり

様々な機会を捉えた人権教育・人権啓発を実施し、権利擁護に関わる施策を推進します。

4-3-4 平和な世界の実現に向けた施策の実施

戦争が最大の人権侵害であるという観点から、平和意識の醸成と次世代への継承のため、映画会や平和首長会議と連携した啓発事業などに取り組みます。

施策目標5 健康になるまちづくりが進んでいる



■概要

● 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

高齢者の社会参画を推進するため、シルバー人材センターなどの活動支援を通じて、自らの経験や技術を生かしながら、地域活動や社会参画ができる機会の創出に取り組みました。また、生きがいデイサービス事業では、周知・啓発に努めるとともに、実施場所や回数の充実を図り、利用者数の増加につなげました。

全世代の健康づくりを促進するため、さわやか教室や、介護予防講座を実施しました。また、ウォーキングマップを全戸に配布し、「いつのまにか健康」へつながる行動変容を起こす取組として、より多くの方が参加できるよう「ヘルスアップ事業～あしや健康ポイント～」の取組を展開しました。

芦屋病院公開講座、健康フォーラムにおいては、専門家の立場から健康・医療についての情報提供を行いました。また、新型コロナワクチンの特例臨時接種においては、より多くの市民が接種機会を得られるよう、集団接種・個別医療機関での接種を実施しました。

● 課題

新型コロナウイルス感染症が日常生活に与えた影響は大きく、様々な方面で健康増進に対する影響がありました。特に高齢者の活動機会が減少する傾向が見られ、高齢者の活動機会に関する取組を行う必要があります。

また、健康無関心層に対する心身の健康づくりの促進も必要であり、ヘルスアップ事業をはじめとする各種取組に対し、参加しやすい仕組みを構築する必要があります。

様々な感染症に対しては、平常時からの予防接種事業及び感染症予防への周知・啓発に取り組むことが必要です。

■指標

指標		前期計画 策定時実績	前期計画 策定時目標	最新 実績	後期計画 終了時目標
① 要支援・要介護認定率の全国との比較(%)	全国	18.7	全国平均から+0.9%以内	19.7	全国平均から+0.9%以内
	本市	19.9		21.6 (R6)	
② 週3回以上の運動習慣がある人の割合(%)		24.1	50.0	23.5 (R6)	50.0
③ 毎年健康診査・定期健康診断を受けている人の割合(%)		70.3	75.0	74.8 (R6)	75.0
④ ストレスを感じた時の相談相手がいる人の割合		—	—	69.9 (R4)	100
⑤ 麻しん風しんワクチンの接種率(%)	1期(※)	(参考) 88.1 (R4)	—	94.9 (R5)	100 (R12)
	2期(※)	(参考) 86.6 (R4)	—	92.3 (R5)	100 (R12)

注:「-」は、後期基本計画策定時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

(※)1期:生後 12 か月から 24 か月に至るまで、2期:小学校就学前1年間

■関連する主な条例や課題別計画等

- 健康づくりプランあしや(第4次母子保健計画・健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画)(令和6~11年度)
- データヘルス計画(令和6~11年度)
- 第10次芦屋すこやか長寿プラン21(第10次高齢者福祉計画・第9次介護保険事業計画)(令和6~8年度)
- 新型インフルエンザ等対策行動計画(平成27年策定)

<基本施策、主な施策、説明文>

5-1 市民の健康づくりを促し、いつまでも自分らしくいきいきと過ごすことができる取組を進めます

5-1-1 高齢者が健康で、社会と関わり、楽しみ、活躍できる場の整備

高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまちを目指し、介護予防、認知症予防などに取り組むほか、自身のできること、したいことを地域での生きがい活動やボランティアなどの社会活動への参加につなげます。

5-1-2 多様な主体との連携により、市民が気軽に「健康づくり」に取り組むことができる仕組みの構築

健康の保持増進を図るため、特定健康診査やがん検診の受診率向上に取り組み、ポイント制度を活用した事業や食育、スポーツ活動の推進、こころの健康に関する正しい知識の習得の支援を推進します。

5-1-3 感染症の拡大防止の取組

予防接種しやすい環境整備など、感染症の予防・拡大防止・収束に向けた対策を充実させるとともに、感染症の感染状況などに柔軟に対応しながら適切な周知・啓発に取り組みます。また、市立芦屋病院と連携し、通常診療を継続しながら感染拡大防止を行うための医療提供の体制を整え、備えます。

＜施策分野3 市民生活＞

施策目標6 良好な生活環境が整い魅力的な暮らしが創出されている



■概要

● 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

良質な生活環境の維持、向上を図るため、市民マナーライン条例に基づき、マナー指導員による巡回強化、周知・啓発を行いました。また、指定ごみ袋の導入や民間事業者と提携するなどリサイクルの取組を推進し、ごみの減量・資源化を図ったほか、ゼロカーボンシティ¹¹を表明し、「芦屋市地域脱炭素ロードマップ」を策定しました。さらに、省エネ家電購入促進を図ったほか、再エネ導入に対する啓発を実施し、環境に対する意識醸成に取り組みました。

商業分野においては、創業塾を開催したほか、コワーキングスペースで勉強会や交流会を開くなど起業・創業・経営継続を支援しました。また、商店街などの活性化に向けた支援を行ったほか、キャッシュレス決済還元事業を実施し、市内事業者の応援とキャッシュレス決済の普及を促進しました。

行政サービスについても、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及促進として、交付専用窓口を設け、出張申請やマイナポイント事業の周知を行ったほか、マイナンバーカードを用いたサービスの拡充を行いました。

● 課題

市民意識調査では、まちの清潔さや自然環境の豊かさの評価は高くなっています。これを継続するためには、大人だけではなく次世代への意識の醸成や啓発が重要です。また、深刻化する地球温暖化対策として、資源循環や脱炭素を促進し、持続可能な社会を構築するため、3R¹²推進により、燃やすごみの減量化・再資源化を図る必要があります。

商業分野においては、本市の規模や地域特性に応じた賑わいを創出するとともに、阪神間モダニズムなどの市の魅力発信の様々な取組と一体的に推進し、地域経済の活性化を図る必要があります。

行政サービスについては、新たなデジタル技術やマイナンバーを活用し、オンライン手続を充実させることで利便性を向上させる必要があります。マイナンバーカードについては、引き続き周知・啓発していく必要があります。

¹¹ ゼロカーボンシティ:2050年に向けて、二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを表明した地方公共団体のこと。ゼロカーボンシティ宣言は、地方公共団体が温室効果ガス排出量削減に向けて確固たる対策を約束する対外的な「決意表明」として位置付けられる。

¹² 3R:リデュース(Reduce)廃棄物の発生抑制、リユース(Reuse)再使用、リサイクル(Recycle)再生利用の3つの取組の総称。

■指標

指標	前期計画 策定時実績	前期計画 策定時目標	最新 実績	後期計画 終了時目標
① 芦屋市が美しく清潔だと思う人の割合(%)	87.4	92.1	92.2 (R6)	94.4
② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(g/人・日)	(参考) 515.7 (R4)	481.4	470.9 (R6)	470.6
③ 地球温暖化防止に向けた取組全5項目のうち、実施項目数(平均) ¹³	2.93	3.20	2.68 (R6)	3.00
④ 主に市内で日常生活に必要な物(食料品・日用品・衣料品・医薬品・書籍・化粧品)を購入する人の割合(%)	(参考) 50.4 (R5)	—	51.6 (R6)	55.0
⑤ 市の行政手続が利用しやすいと感じる人の割合(%)	65.6	70.0	60.3 (R6)	70.0
⑥ 電子申請可能な市の主な手続き(%)	—	—	—	100.0

注:「-」は、後期基本計画策定時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

■関連する主な条例や課題別計画等

- 清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例(平成19年条例第13号)
- 第3次市民マナー条例推進計画(令和6~10年度)
- 第4次環境計画(令和7~16年度)
- 第5次環境保全率先実行計画(令和3~11年度)
- 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(令和7~16年度)
- 森林整備計画(令和4~14年度)
- 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成12年条例第32号)
- 一般廃棄物処理基本計画(令和4~13年度)
- 中小企業・小規模企業振興基本条例(平成30年条例第24号)
- 中小企業・小規模企業振興基本計画(令和5~9年度)

¹³ 地球温暖化防止に向けた取組全5項目の内訳:

- ・買い物にマイバックを持っていく、分別を積極的に行うなど、ゴミを減らす工夫をしている
- ・不要な電気は消す、使っていない家電のコンセントは抜くなど、節電に取り組む
- ・冷暖房や給湯の温度設定は控えめにする
- ・省エネ製品を選んで買う
- ・自動車の利用を控え公共交通機関を利用する

<基本施策、主な施策、説明文>

6-1 清潔なまちを協働で維持する取組を進めます

6-1-1 市民マナー条例をはじめとした快適なまちづくりの推進

市民マナー条例のほか、ごみの出し方やまちの清掃を、市民一人ひとりが心がけ、将来を担う若い世代にも受け継がれる、マナーを守る清潔なまちづくりを推進します。

6-2 環境へ配慮した都市生活の仕組みを築き、意識を高めます

6-2-1 ごみの減量化、再資源化事業の促進

持続可能な社会を構築するため、プラスチックの再資源化に向けたごみ分別や、新たな資源回収の取組を検討し、資源循環と脱炭素を促進するとともに、さらなる3Rの推進と事業系も含むごみの適正処理などにより、燃やすごみの減量化・再資源化を図ります。

6-2-2 地球温暖化防止に向けた取組

地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するとともに、ゼロカーボンを実現するため、省エネの推進に加え再エネの導入に向け、周知・啓発に取り組みます。

6-2-3 自然環境を守る意識の向上と自然に触れる機会の創出

豊かで多様な本市の自然環境の継承に向けて、若い世代をはじめとする市民一人ひとりが生物の多様性に関心を持ち、身近な自然に親しみ、自然環境を守り共生する意識の醸成に取り組みます。

6-3 本市の特性に合った地域経済の活性化を目指します

6-3-1 商業活性化の推進

中小企業・小規模企業振興基本計画に基づき、コワーキングスペースを活用した創業支援や商店街の支援など事業者に寄り添った支援に取り組み、商業活性化を推進します。

6-3-2 住宅都市としての価値を高める市の魅力の発信

文化的資源を活用するなど地域の賑わいを創出し、交流人口の拡大や定住者の呼び込みが図れるよう、市の魅力の向上及び発信に取り組みます。

6-4 行政サービスの利便性を高めます

6-4-1 新たな技術や手法の見直しによる持続可能な行政サービスの利便性の向上

デジタル技術やマイナンバーなどを活用し、オンライン手続の充実など業務変革により行政サービスの利便性の向上を図ります。

施策目標7 災害に強いまちづくりが進んでいる



■概要

● 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

住宅の耐震改修を促進するため、簡易耐震診断、住宅耐震改修計画の策定、改修工事・建替工事に対する費用の助成を行いました。また、避難所等施設の防災機能の強化に向け、山手中学校に耐震性貯水槽を設置し、飲料水の確保を行ったほか、防災情報システムの整備及び防災行政無線システムの更新を行いました。無電柱化を進めるとともに、芦屋川沿いの鳴尾御影線以南について、電線共同溝整備を進めました。

災害発生対策として、様々な形式で防災総合訓練、避難所開設研修を実施し、「被災者生活再建支援システム」を導入したほか、地区防災計画策定を支援しました。また、計画などの見直しとして、「感染症に対応した避難所運営マニュアル」、危機管理指針、事業継続計画(BCP)、地域防災計画・水防計画などをそれぞれ見直し・改訂を行いました。

● 課題

本市においては、住宅の耐震化を進めており、地区防災計画を策定した地区的割合も高まっていますが、近年、日本各地で大規模な災害が頻発しています。

災害対策として、日ごろの備えの大切さを周知・啓発し、国や県、地域と一体になって防災、減災への準備を進めていくなど体制の整備の重要性がより増すとともに、被災から早く回復できる仕組みづくりも検討する必要があります。

また、防災機能を発揮できるよう、引き続き住宅の耐震改修や無電柱化に取り組むとともに、すでに整備した防災に係る施設や、資機材が必要な際に活用できるよう適切な維持管理を行う必要があります。国の方針や新たな災害による教訓など、状況の変化に応じて指針や計画を必要に応じて見直していくことも必要であり、地域による防災体制については、消防団の入団者などを、募集の手法を工夫しながら、増やしていくことが必要です。

■指標

指標	前期計画 策定時実績	前期計画 策定時目標	最新 実績	後期計画 終了時目標
① 土砂災害特別警戒区域及び津波 浸水想定区域での地区防災計画 の策定割合(%)	6.0	50.0	44.4 (R5)	70.0
② 3日分以上の食料備蓄をしている 割合(%)	38.9 (R5)	—	41.1 (R6)	50.0
③ 地域の防災訓練に参加している割 合(%)	8.3 (R5)	—	7.9 (R6)	9.0
④ 芦屋市の防災メールやアプリ、 SNS の登録者数(人)	21,101 (R5)	—	22,396 (R6)	27,000

注:「-」は、後期基本計画策定時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

■関連する主な条例や課題別計画等

- 耐震改修促進計画(平成 20 年策定)
- 強靭化計画(令和4~8年度)
- 無電柱化推進計画(平成 30 年策定)
- 地域防災計画(毎年更新)
- 水防計画(毎年更新)
- 国民保護計画(平成 28 年変更)
- 危機管理指針(令和5年改訂)
- 第4次地域福祉計画(令和4~8年度)

<基本施策、主な施策、説明文>

7-1 自助、共助、公助の連携により、災害に備えます

7-1-1 災害発生時に地域住民間で協力し合える体制を構築するための支援

地区防災計画の策定、自主防災組織などの活動との連携、防災リーダーの育成、地域防災訓練の充実及び防災と福祉の連携による要配慮者支援など共助の取組を支援します。

7-1-2 防災に関わる情報の効果的な発信

防災ポータルサイトなどホームページやテレビ、ラジオだけでなくSNSなどを活用した多様な手法により、要配慮者にも配慮し、平時からの周知や自助の重要性の啓発、災害発生時の迅速な発信、被災後の生活における必要な情報の提供に取り組みます。

7-1-3 災害発生時の体制や防災対策の充実

地域防災計画や危機管理指針に基づく各種取組を推進するとともに、消防団への入団促進などの地域防災体制の充実、事業継続計画(BCP)の見直しなどを行うほか、様々な支援を迅速かつ的確に活用する受援体制の構築や職員訓練の実施に取り組みます。

7-2 まちの防災力を発揮します

7-2-1 適切な情報提供による住宅の耐震改修の促進

今後発生が懸念される地震による建築物の倒壊被害を減少させるため、適切な指導に加え、住宅耐震改修や簡易耐震診断などを促進します。

7-2-2 避難所等施設の防災機能の強化

災害発生時の備えとして、施設や資機材を適切に維持管理するとともに、市立芦屋病院ほか医療機関と協働し、感染症の予防対策、災害時医療提供対策を講じたうえで、災害の状況や避難者に応じた避難所などの運営及びその環境の向上、土砂災害特別警戒区域などへの対策の強化などを図ります。

7-2-3 無電柱化の推進

無電柱化推進計画に基づき、「電柱・電線のないまち」を目標に、長期的な視点で計画的かつ効率的に事業を推進します。

<施策分野4 安全安心>

施策目標8 日常の安全安心が確保されている



■概要

- 第5次総合計画前期基本計画における主な取組
防犯の取組を向上させるため、生活安全推進連絡会、まちづくり防犯グループ連絡協議会を開催し、特殊詐欺については、被害防止啓発チラシを全戸配布し、特殊詐欺等対策電話機等の購入者に補助金を交付しました。また、緊急時のトラブル情報や、消費生活に関する情報などを発信しました。

交通安全については、こどもや高齢者を対象とした交通安全教育、自転車運転安全教室、街頭啓発、通学路の合同点検、違法駐車・駐輪対策などを芦屋警察署等と連携して取り組みました。救急体制については、安定した 119 番受信体制を維持するため、計画的に老朽化した指令台を更新しました。また、救命講習会や市ホームページ等で救急車の適正利用を啓発しました。

地域医療体制面では、市立芦屋病院と地域の医療機関の連携強化に努め、地域包括ケアシステムの構築に向け、ケアマネジャーとの連携強化等、医療と介護の連携に努めるなど、住み慣れた地域で市民が安心して暮らせるよう体制整備を進めました。

● 課題

市内の街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数は、前期基本計画策定時の実績値より減少しています。近年では、手口が多様化する特殊詐欺の発生件数や被害額は増加傾向にあり、関連する団体への情報発信や関係各所と連携して対応を強化していく必要があります。また、インターネットを通じた取引やキャッシュレス決済等の拡大により、消費生活トラブルも多様化・複雑化しているのに加え、成年年齢が引き下げられ、若者が様々なトラブルに巻き込まれることが懸念されています。

交通安全に関しては、今後、警察による「青切符」の取締りが行われることなどを踏まえ、自転車利用の交通ルールの啓発等を継続して取り組むことが必要です。

医療分野においては、市内の救急件数が近年増加傾向にあるため、現場到着所要時間¹⁴が延伸傾向にあり、引き続き救急や医療提供体制などを充実することも必要です。

¹⁴ 現場到着所要時間:119 番通報を受けてから救急隊が現場に到着するまでに要した時間。

■指標

指標		前期計画 策定時実績	前期計画 策定時目標	最新 実績	後期計画 終了時目標
① 特殊詐欺の認知件数(件)		(参考) 39 (R5)	—	45 (R6)	41
② 「芦屋市くらしの安全情報」によるXの年間投稿件数(件)		(参考) 7 (R5)	—	34 (R6)	50
③ 交通事故の発生 件数(件)	人身	332	293	251 (R6)	240
	自転車関係	(参考) 80 (R5)	—	87 (R6)	82
④ 救急 119 番通報受信から現場 到着までの時間(分)		6.7	6.0	7.0 (R6)	6.0

注:「-」は、後期基本計画策定時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

■関連する主な条例や課題別計画等

- 芦屋市民の生活安全の推進に関する条例(平成 13 年条例第 17 号)
- 交通バリアフリー基本構想(平成 19 年策定)
- 市立芦屋病院経営強化プラン(令和5年策定)
- 第3次消費者教育推進計画(令和5~9年度)
- 健康づくりプランあしや(第4次母子保健計画・健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画)(令和6~11 年度)
- 第3期こども・若者輝く未来プラン「あしや」(令和7~11 年度)

<基本施策、主な施策、説明文>

8-1 地域などと連携し防犯・消費者力の向上に取り組みます

8-1-1 関係機関、地域活動団体などとの連携を図り、市民の安全を確保するための対策

特殊詐欺被害などを含む犯罪防止に向けて、まちづくり防犯グループなどとの連携、見守り活動の支援、警察などとの連携による情報発信に取り組みます。

8-1-2 消費者力¹⁵の向上の支援

消費者教育推進計画に基づき、消費者協会など関係団体と連携し、消費者への啓発・教育に取り組みます。

8-2 交通ルールを守る意識を高め、歩きやすいまちとなるよう取り組みます

8-2-1 地域との連携による通学路合同点検による危険箇所の点検、改善

こどもたちを交通事故から守るため、学校、PTA、地域などと連携して、通学路合同点検により道路環境の改善や交通安全教育を実施します。

8-2-2 道路の安全な通行につながる対策の実施

市民が安全かつ安心して外出できる道路環境を形成するため、防護柵の整備、道路のバリアフリー化、警察と連携した違法駐車・駐輪対策を行います。

8-2-3 交通安全に関する周知・啓発の強化

交通事故を減少させるため、交通安全教室や様々な媒体を通じた周知活動などにより、自転車を含む交通ルールやマナーについて警察と連携して啓発に取り組みます。

¹⁵ 消費者力：消費者が消費生活に関する正しい知識を持ち、自ら商品を選んだり、トラブルに対応したり、消費者市民社会において、自らの消費活動が世の中に影響を与えることを自覚し、適切な選択をする力。

8-3 誰もが安心して適切な医療を受けられる地域を目指します

8-3-1 救急体制の充実

救急車の適正利用を啓発するとともに、誰も取り残さない 119 番受信体制に努め、一刻も早い救急救命活動を進めます。また、市立芦屋病院における救急患者の受入体制の整備を推進します。

8-3-2 医療の地域連携の推進

市立芦屋病院と地域における医療・福祉の関係機関との連携強化を図り、安心して医療を受けられる体制を整備します。

施策目標9 住宅都市の魅力が受け継がれ、高められている



■概要

- 第5次総合計画前期基本計画における主な取組
まちなかを花と緑で彩り、緑を守り育てるため、オープンガーデンの参加個所数の拡大を図り、街路樹をはじめとした道路及び公園施設の新たな維持管理手法として、民間事業者のノウハウを活用し、包括管理業務委託を導入しました。

芦屋らしい景観誘導策として、芦屋市屋外広告物条例に基づく運用や景観地区の認定により良好な景観の維持・創出に取り組みました。また、地域の価値を高める公共空間の活用を推進するため、公園の活性化や利活用を推進し、公園施設のバリアフリー化などユニバーサルデザインを考慮した改修を実施したほか、ブランディングエリアにおいて人が滞留できる空間づくりの社会実験を行いました。

良好な住環境の維持の観点からは、市営住宅のあり方の検討を行い、良質な住宅ストック形成に向けては、芦屋市マンションの管理の適正化に関する条例の制定に加え、住宅相談や空き家の活用支援などを実施しました。

● 課題

人口減少や高齢化の進展により生じる課題は避けられないものであり、現在の魅力あるまちを維持し、子育て世代や高齢者など全ての世代が快適に住み続けられるまちとして持続的に発展していくための都市づくりが必要です。

良好な景観の維持については、過去から積み上げてきた各種施策の成果が着実に出てきているものの、社会情勢の変化や厳しい財政状況の中で、持続可能な手法での景観維持に課題があります。

公共空間の活用では、今後も地域の意向を確認しながら、国が提唱するウォーカブルの考え方¹⁶に基づく道路空間の利活用などに取り組んでいく必要があります。

住宅総数に占めるマンションの割合が非常に高いため、建物の老朽化や居住者の高齢化を見据え、管理組合などの自律的な取組を促し、管理適正化の推進を図る必要があります。

¹⁶ ウォーカブルの考え方：“居心地が良く歩きたくなるまち”を目指して、街路空間を車中心から“人中心”的空間へと再構築し、沿道と路上を一体的に使って、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場へとしていく取組。

■指標

指標	前期計画策定時実績	前期計画策定時目標	最新実績	後期計画終了時目標
① 定住意向(%)	84.3	84.3	86.4 (R6)	86.4
② 植物の育成や管理、清掃など緑化・保全に関する活動に過去1年に1回以上かかわったことがある人の割合(%)	15.7	20.0	14.2 (R6)	20.0
③ 地域におけるまちなみとまちなかの緑の景観が美しいと感じている人の割合(%)	91.3	91.3	95.1 (R6)	95.1
④ 公園を年数回以上、利用したことがある人の割合(%)	50.9	60.0	45.1 (R6)	55.0

■関連する主な条例や課題別計画等

- 都市計画マスタートップラン(令和3～12年度)
- 景観計画(平成27年策定)
- 緑の基本計画(令和3～12年度)
- 住生活基本計画(令和7～17年度)
- 緑ゆたかな美しいまちづくり条例(平成11年条例第10号)
- 都市景観条例(平成21年条例第25号)
- 住みよいまちづくり条例(平成12年条例第16号)
- 屋外広告物条例(平成27年条例第54号)
- マンションの管理の適正化の推進に関する条例(令和6年条例第14号)
- 街路樹更新計画(令和3年度～)
- 公園施設長寿命化計画(令和3～令和12年度)

<基本施策、主な施策、説明文>

9-1 住宅都市の魅力を高め、持続可能な都市づくりを進めます

9-1-1 持続的に発展していくための都市づくり

持続的に発展し、暮らし続けられる住宅都市の実現のため、都市機能が集まる拠点と住宅地との円滑なネットワークによる都市構造の形成を目指した都市整備を検討します。

9-2 みどり豊かな美しいまちづくりを進めます

9-2-1 良質な都市景観への誘導

芦屋の美しい景観を守り育てるため、都市景観形成に寄与する意識や価値観の醸成を推進します。また、既存の建物などを含めた大切にすべき景観や緑のあり方について意識付けを推進するとともに、「景観地区」の認定制度の活用、無電柱化の推進などを図ります。

9-2-2 緑の質¹⁷の向上

花と緑で彩られた芦屋で、時代や市民ニーズの変化に応じて、まちの魅力や暮らしの発展に寄与する「緑の質」の向上に努めるため、街路樹の更新、まちがひとつの庭園となるオープンガーデンなど市民による緑化活動の促進などを行います。

9-2-3 次世代まで緑を守り育む取組

緑の基本計画や街路樹更新計画に基づき、まちに潤いをもたらす街路樹や公園の緑の維持管理に取り組みます。

¹⁷ 緑の質:整備された緑の「量」を維持しつつ、緑の「質」をどのように維持・向上させるか、地域の特性に応じて施策を進めていく必要がある。新たな公園用地等の取得が困難な市街地を中心に、今ある緑の有効活用等、新しい緑の施策を検討する必要がある。

○量から質への取り組み例

【街路樹】幹線道路等で重点的に管理する路線を定め、路線ごとの適正な整備や管理を地域の皆さんとともに考え、ともに取り組みます。

【公園・緑地】市民が利活用しやすい公園・緑地となるよう、地域の皆さんとともに検討します。

9-3 地域の価値を高める公共空間の活用を進めます

9-3-1 公園や道路ごとの特性に合わせた更新、活用、維持管理

まちの価値を高める公共空間となるよう地域の特性に応じた縁の配置を見直すとともに、地域活動での積極的な活用を推進し、道路空間など他の公共空間との連携を検討します。

9-3-2 都市施設のユニバーサルデザインの推進

公共施設や道路・公園などの都市施設の整備に合わせ、利用者の視点を考慮したユニバーサルデザインを推進します。

9-3-3 多様な主体による公共施設の活用

行政施設・学校園施設の地域での活用や市有地の民間活用などについて検討します。

9-4 住宅都市の魅力を高め、良質な住宅ストックを次世代へ継承します

9-4-1 長期的な市営住宅のあり方の検討

市営住宅などの有効活用と管理戸数の最適化を検討します。

9-4-2 住宅ストックの効果的な活用

中古住宅の流通促進・空き家などの適切な維持管理の支援に加え、マンションの管理状況の把握と管理組合の自律的な適正管理を推進します。また、ニュータウン再生への課題認識の共有や支援を検討します。

<施策分野5 都市基盤>

施策目標 10 持続可能なインフラ整備が進んでいる



■概要

● 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

持続可能なインフラ保全の観点から、今後増大していくと見込まれる老朽化交通インフラに対して、計画的に橋梁の定期点検、修繕工事を実施し、防護柵なども工事を行いました。また、道路などについては、新たな維持管理手法として、民間事業者のノウハウを活用し、包括管理業務委託を導入しました。

生活インフラの保全では、上下水道施設の耐震化及び浸水対策を実施し、ごみ処理施設の安定的な運用に向け、環境処理センター施設整備基本計画の策定などに取り組みました。

さらに、JR 芦屋駅南地区再開発事業の推進に向け、用地取得を進め、管理処分計画及び特定建築者を決定しました。また、市街地における道路ネットワーク機能の検討実施や、自転車ネットワーク計画に基づく矢羽根型路面表示の自転車通行空間整備など、市内交通の円滑化に向けた取組を実施しました。

● 課題

他都市と同様に、高度経済成長期に整備された多くの公共施設やインフラ施設の老朽化対策が大きな課題となっています。市民生活を安全・安心なものとして持続していくため、さらなる老朽化及び優先度を考慮した計画的な更新及び適切な維持管理に努める必要があります。特に、一定の期間を経て廃止に向かうごみ収集パイプラインについては、課題に対する協議を進めつつ、今後の代替収集方法の検討を継続的に進めていくことが求められています。また、ごみ処理施設の更新については、地球温暖化対策及び人口減少や資源化に伴うごみ量の減少などに対して、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制を構築していく必要があります。

また、利便性が高い東西の移動と比較して、南北の移動については課題があり、交通のさらなる円滑化に向けて取り組む必要があります。公共交通ネットワークは市内に広く形成されていますが、一部の地域ではネットワークから離れていることに課題があります。将来にわたり安心して移動ができる交通環境を維持・充実させる必要があります。

JR 芦屋駅南地区再開発事業については、引き続き推進していきます。

■指標

指標	前期計画 策定時実績	前期計画 策定時目標	最新 実績	後期計画 終了時目標
① 対策が必要な橋梁の割合(%)	18.8	0.0	6.9 (R5)	0.0
② 水道管耐震化率(%)	(参考) 42.1 (R2)	—	44.9 (R6)	50.0
③ 下水道管耐震化率(%)	23.39	27.27	24.95 (R6)	27.29
④ 市内をスムーズに移動でき、利便性が高いと感じる人の割合(%)	69.8	69.8	74.1 (R6)	74.1

注:「-」は、後期基本計画策定時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

■関連する主な条例や課題別計画等

- 橋梁長寿命化修繕計画(令和7~11年度)
- 水道事業経営戦略(令和4~13年度)
- 水道ビジョン(令和4~13年度)
- 下水道ビジョン(令和4~13年度)
- 下水道ストックマネジメント計画(令和5~9年度)
- 一般廃棄物処理基本計画(令和4~13年度)
- 総合交通戦略(平成30~令和10年度)
- 自転車ネットワーク計画(平成30年策定)

<基本施策、主な施策、説明文>

10-1 持続可能な交通インフラを保全します（道路・橋梁）

10-1-1 橋梁の計画的な保全

今後、増大が見込まれる橋梁の補修・架替えに対応するため、橋梁の計画的な保全や廃止も視野に入れた適正化に取り組みます。

10-1-2 道路の適切な維持管理

安全で利用しやすい道路空間の確保に向け、適切な道路の補修や防護柵の整備に取り組みます。

10-2 持続可能な生活インフラを保全します（上下水道・ごみ処理施設）

10-2-1 上下水道事業の安心・安全で安定的な運営

将来に渡って上下水道施設を快適に利用できるよう、施設の計画的な維持管理、耐震化を行います。

10-2-2 ごみ処理施設の安定的な運用

ごみ処理施設の安定的な運用に取り組むとともに、神戸市との可燃ごみの広域処理の協議を進めつつ、中継施設及び資源化施設の整備・運用に取り組みます。また、パイプライン施設については、代替収集方法の検討を進めます。

10-3 市内交通の円滑化に向けて取り組みます

10-3-1 JR 芦屋駅南地区再開発事業の推進

JR 芦屋駅南地区において、安全かつ円滑な交通を確保し、近隣へも賑わいと活力が波及するよう、本市の南玄関口としてふさわしく魅力のあるまちづくりの完成に向け、再開発事業を推進します。

10-3-2 市街地における道路ネットワーク機能の形成・充実

交通の円滑化、安全性向上に加え、防災性の向上などを図るため、稻荷山線、山手線の道路整備、阪神電気鉄道の立体交差、山手第1、2地区の面的整備、阪急芦屋川駅・阪神芦屋駅周辺の交通結節点機能を中心とした面的整備について調査・研究を重ね、検討を進めます。

10-3-3 自転車ネットワーク計画の推進

歩行者・自転車・自動車それぞれが安全・安心で快適に通行できる自転車利用環境に向けて、道路を整備します。

10-3-4 公共交通ネットワークの充実

既存の公共交通等の利用促進や持続可能性を高める取組を進めるとともに、バス路線から離れている山手地域において、移動に関する不安を解消し、安全安心に住み続けられるために、生活に必要な移動ができる交通環境をつくる取組を進めます。

施策目標 11 協働の意欲が高まり市民主体のまちづくりが進んでいる



■概要

● 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

あしや市民活動センターにおいて、オンライン・対面を併用する形での様々なセミナーなどを開催しました。また、主体的な市民活動を促進する環境づくりとして、市民提案型事業補助金を交付したほか、社会的な市民活動や地域づくりにつながる取組を紹介し、多くのつながりや新たな活動へのきっかけとなるよう情報を発信する冊子の作成などを行いました。さらに、多世代が集い、語り、つながる居場所づくりとして「みんなのつどい場」を毎月開催し、市民の交流と新たな活動につなげることができました。

阪神間で連携し、阪神間モダニズムなどの市の魅力発信に取り組んだほか、日本遺産講座の開催やイベントに参加しました。また、市制施行80周年記念式典は、オンラインライブ配信を行ったほか、特徴のある本市の学校給食を映画「あしやのきゅうしょく」として、全国上映し、本市の魅力を市内外に発信しました。

● 課題

少子高齢化や住民のニーズの多様化等社会の変化に対応し、持続可能なまちづくりを行うためには、市民主体の様々な活動が果たす役割はますます重要となっています。一方、人材確保や活動の継続性が困難になってきている状況にもあります。今後も継続して、多様な主体のまちづくりへの積極的な参画を促すとともに、活動の活性化を図る必要があります。

また、市民意識調査では、市の情報発信に関して周知不足などの意見がありました。情報発信については、各メディアの特性を生かした媒体を研究し、本市が住み続けたいまちであると思っていただけるよう内容を工夫するなど、市の魅力発信に繋がるよう検討する必要があります。また、情報公開においては、市民が市政を理解するための行政情報を積極的に提供する必要があります。

■指標

指標	前期計画 策定時実績	前期計画 策定時目標	最新 実績	後期計画 終了時目標
① 市民参画・協働を必要だと思う人の割合(%)	62.6	—	64.0 (R6)	67.0
② 地域の活動に年1回以上参加している人の割合(%)	35.9	40.0	32.6 (R6)	40.0
③ 市政情報の発信ができていると思う人の割合(%)	29.0	40.0	51.0 (R6)	55.0

注:「-」は、後期基本計画策定時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

■関連する主な条例や課題別計画等

- 市民参画及び協働の推進に関する条例(平成19年条例第5号)
- 第4次市民参画協働推進計画(令和8~12年度)※総合計画に位置付け
- 市民参画・協働推進の指針(平成18年策定)
- 情報提供の推進に関する指針(平成17年策定)

<基本施策、主な施策、説明文>

11-1 多様な主体が協働してまちづくりを行える環境を整備します 〔第4次芦屋市市民参画協働推進計画〕

11-1-1 市民参画・協働の理解促進

効果的な情報発信による周知や参画機会の充実を図ることで、幅広くあらゆる世代や分野の市民の意見を聴取し市政へ反映するとともに、まちづくりへの市民参画・協働の理解と関心を高めていきます。

11-1-2 新しいまちづくり人材の発掘、育成、活動支援

市民による様々な活動の支援に向けた環境づくりと地域サポーターとなる人材の発掘・養成を図る取組を推進します。

11-1-3 市民自らがまちの課題を解決する仕組みづくりの推進

市民、地域団体及び民間事業者等の多様な主体が集い、連携する機会や場の提供や、まちの課題解決への自発的な市民活動を推進し、持続可能な活動となる仕組みの構築を行います。

11-2 効果的・効率的な情報共有に努めます

11-2-1 時代に合った媒体の活用による情報発信の充実

まちの魅力や行政情報を多様な選択肢により発信することで、市民の愛着（シビックプライド）の醸成を図りつつ、本市の関係人口の増加に取り組みます。

11-2-2 情報を公開し、オープンガバメントを推進

行政の透明性・信頼性の向上、行政の効率化、市民の市政への関心度向上に向け、行政情報のオープンデータ化などによる積極的な提供を行います。

<施策分野6 行政経営>

施策目標 12 人口減少社会に対応した健全で効果的な行政運営が行われている



■概要

- 第5次総合計画前期基本計画における主な取組
施策評価や事務事業評価においては、施策ごとに概要及び目標達成度を示し、事業の妥当性、有効性、効率性を検証のうえ、改善に努めました。また、企業版ふるさと納税、複数施設のネーミングライツの導入や未利用公共用地の民間事業者への売却や貸付けなどを実施するとともに、ふるさと寄附金について、連携ポータルサイトを追加し、返礼品を拡充することにより、新たな歳入確保に取り組みました。
公共施設のマネジメントについては、施設カルテや建物点検チェックリストにより施設の状態を把握するとともに、包括的な委託により、業務の効率化と施設の維持管理に係る質の向上を図りました。

● 課題

経常的な歳出は、人口構造の変化による社会保障関係経費の増加に加え、近年の原油・物価高騰や人件費の上昇により、増加が予想されます。また、今後、大規模な投資的事業の実施に伴う市債の発行や基金の取りくずしが見込まれます。厳しい財政運営の中において、歳入確保に向けた取組は一層重要性が増していくと考えられます。

計画の進捗管理と行政評価の手法については、総合的な視点での施策の再構築等につながるよう効率的、効果的な方法を検討し、公共施設の再配置¹⁸については、長期的な視点で、地域・利用者などと十分な協議を行い、時代のニーズに合った施設になるよう取り組みながら、適時適切に分かりやすい情報を発信する必要があります。

¹⁸ 施設の再配置:複数の類似施設を一つにまとめる「集約」、異なる機能を持つ施設を一つにまとめる「複合化」、既存施設の用途を変更する「転用」、利用状況等を踏まえた「廃止」、利用者ニーズや効率性に応じて施設規模を調整する「拡大・縮小」、施設機能やサービスの提供場所を変更する「移転」を示す。

■指標

指標	前期計画 策定時実績	前期計画 策定時目標	最新 実績	後期計画 終了時目標
① 経常収支比率 ¹⁹ (%)	96.9	94.0	92.7 (R6)	94.0
② 実質公債費比率 ²⁰ (%)	7.4	16.0 未満	8.4 (R6)	16.0 未満
③ 将来負担比率 ²¹ (%)	97.7	97.0 以下	30.5 (R6)	66.6 未満
④ 公共施設の市民1人当たり延べ床 面積(m ²)	—	—	4.3 (R6)	上限 4.2

注:「-」は、後期基本計画策定時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

■関連する主な条例や課題別計画等

- 新行財政改革(令和8~12年度)
- 債権管理に関する条例(平成21年条例第13号)
- 長期財政収支見込み(毎年更新)
- 公共施設等総合管理計画(令和8年3月改訂)

¹⁹ 経常収支比率:経常的経費に充てられた一般財源が経常一般財源に対してどの程度の割合となっているかを示す数値で、財政構造の弾力性(ゆとり)を判断する指標として用いられる。

²⁰ 実質公債費比率:借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す指標。3か年平均の数値を用い、数値が大きいほど財政運営が硬直的であることを意味する。

²¹ 将来負担比率:地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の決算年度末における残高の程度を示す指標。数値が大きいほど将来財政を圧迫する可能性が高いことを意味する。

<基本施策、主な施策、説明文>

12-1 長期的視点に立った行財政改革を行います

12-1-1 適切な評価に基づく、状況に合わせた事業の見直し

効率的・効果的な行財政運営を行うため、事業の有効性や必要性について適切な評価を行い、見直すことで、社会情勢の変化に適応した事業を推進します。

12-1-2 多様な手法による歳入確保

適正な市税徴収管理を推進するとともに、少子高齢化や人口減少に伴い懸念される歳入減少に対応するため、行財政改革実施計画に基づき、多様な手法による歳入確保に取り組みます。

12-1-3 健全な財政運営

行財政改革を行う中で、長期的視点に立ち、財源を効果的に配分し、持続的かつ健全な財政運営を進めます。

12-2 持続可能な行政サービスの提供に向け、官民に捉われない施設の効率的な運営や最適な配置を進めます

12-2-1 公共施設等のライフサイクルコストの縮減

官民で連携しながら、公共施設等の情報を整備し、維持管理、修繕、更新などに係る中長期的な経費の見込みのもとで、包括的な維持管理や最適な改修時期・規模を検討します。

12-2-2 公共施設等の統廃合・複合化などによる最適な配置の検討

限られた財源の中、公共サービスの持続的な提供のため、公共施設等総合管理計画及び公共施設の最適化構想を推進します。施設が持つ意義や利用状況、更新時期等を勘案しながら、地域や利用者との協議を踏まえ、公共施設の最適配置を進めます。

<施策分野6 行政経営>

施策目標 13 急速な社会変化に対応できる組織になっている



■概要

- 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

行政手続のオンライン化、RPA²²の利用など ICT を活用し、市民サービスの向上に努めたほか、民間事業者・大学などと協定を締結し、様々な事業を実施するなど、多様な主体との連携を深めました。

働きやすい職場環境を構築するため、課を新設し、ハラスマント対策などに取り組んだほか、職員の柔軟な働き方に対応するため、職員の在宅勤務・時差勤務を可能にしました。また、業務デジタル化に伴う、働く環境の整備や、オンライン会議の推進など、業務の改善・効率化を図りました。加えて、社会教育機関などの事務の市長部局への移管、こども家庭・保健センターの新設、室の設置、課長補佐級の設置など合理的な組織体制を構築しました。民間や他市などの外部機関へ職員を派遣するなど、自ら考え行動する職員の育成に取り組むとともに、高度で専門的な知識などを有する人を任期付きで任用できる仕組みを構築しました。

- 課題

社会構造の急速な変化や個人のライフスタイルの多様化に加え、限られた資源の中で、前例踏襲型の手法や職員像でなく、新たな手法・考え方でまちづくりを行う必要があります。また、柔軟かつスピード感をもって課題解決ができる能力が身に付くよう、職員が個人の能力を發揮し、効率的な行政運営を行えるよう働く環境・組織体制を整えることが課題となっています。さらに、組織内部の事業における取組内容について、充実した情報を発信する必要があります。

²² RPA:Robotic Process Automation の略。パソコン等の操作において、あらかじめ設定した手順に従って、定型的な処理を自動化する技術。

■指標

指標	前期計画 策定時実績	前期計画 策定時目標	最新 実績	後期計画 終了時目標
① 行政外部の人材と協働したことがある職員の割合(%)	32.1	65.0	30.3 (R6)	50.0
② 芦屋市で働くことに満足している職員の割合(%)	82.7	85.0	84.3 (R6)	85.0
③ ストレスチェックアンケートの総合健康リスク値 ²³	90	120 未満	96 (R6)	100

■関連する主な条例や課題別計画等

- 人材育成・確保基本方針(令和8年度改訂)
- 特定事業主行動計画(令和8年度改訂)
- 職員の職場における心の健康づくり(令和8年度改訂)

²³ ストレスチェックアンケートの総合健康リスク値:職員のメンタルヘルス不調を未然に防ぐことを目的にストレスチェックアンケートを実施しており、仕事のストレス要因がどの程度職員の健康に影響を与えるかの指標となる。リスク値が高いほど職員の健康に与える危険性も高いと考えられ、全国平均を100とした場合のリスク値が120を超える場合は対策が必要とみなされる。

<基本施策、主な施策、説明文>

13-1 不確実性が高まる社会に適応できる行政運営を行います

13-1-1 多様な主体との連携強化

更なる効率的・効果的な行政サービス運営に向け、新たな発想に基づく民間事業者など多様な主体との連携強化を図ります。

13-1-2 全庁的な業務の改善

人口の減少に伴い職員数の減少が予測される中でも、デジタル技術の積極的な活用などによる働く環境の充実及び、市役所内の各部門が互いに連携し、協力し合う「協同」を通じて、全庁的な業務の改善や効率化に取り組み、持続的な行政サービスの提供に取り組みます。

13-2 職員が能力を発揮し、効率的な行政運営を行えるよう、「働き方改革」を進めます

13-2-1 生産性向上と職員が安全・安心に働くことのできる適切な手法の選択と環境整備

職場環境の整備に向け、柔軟な働き方を推奨するとともに、職員が心身の健康を保ち能力を最大限に発揮することで、質の高い市民サービスや効率の良い行政運営に取り組みます。

13-2-2 職員の能力向上とモチベーションを引き出す仕組みや持てる力を十分に発揮できる職場づくり

職員の基礎的な資質向上に資する研修はもとより、ノウハウの全庁的な継承、自ら考え行動する職員の育成など個人の能力を認め、活かし、専門性の高い課題にも対応できる職場づくりに取り組みます。

第5次芦屋市総合計画後期基本計画
第3期芦屋市創生総合戦略
第4次芦屋市市民参画協働推進計画
第3次芦屋市文化推進基本計画

令和8年●月
芦屋市

裏表紙（白紙）

※市長挨拶

市 民 憲 章

昭和39年(1964年)5月

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は、
文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

目 次

序章 第5次芦屋市総合計画について	1
1 総合計画策定の背景と目的	2
2 総合計画の役割と構成・期間	3
(1) 役割	3
(2) 構成・期間	4
3 芦屋市の今日と明日	5
(1) 芦屋市はどんなまち	5
(2) 芦屋市を取り巻く環境の変化	9
4 まちづくりの主な課題	12
5 総合計画策定・運用における留意事項	14
第Ⅰ章 基本構想	15
1 それぞれが考えるまちの姿	16
2 芦屋市が目指す将来の姿	17
3 まちづくりの基本方針	18
4 後期基本計画において重視する3つの要素	20
第Ⅱ章 後期基本計画	25
1 施策体系	26
2 分野別施策	28
施策分野1 子育て・教育	28
施策分野2 福祉健康	42
施策分野3 市民生活	50
施策分野4 安全安心	54
施策分野5 都市基盤	62
施策分野6 行政経営	70
第4次芦屋市市民参画協働推進計画(基本施策 11-1)	72
第Ⅲ章 第3期創生総合戦略	81
1 創生総合戦略の趣旨	82
(1) 背景	82
(2) 総合計画と創生総合戦略の関係	84
(3) 第3期創生総合戦略の期間	84
2 人口推計の概要	85
(1) 本市における人口の現状	85
(2) 将来の展望	89
3 転入アンケートの概要	91
(1) 調査目的	91
(2) 調査概要	91
(3) 調査結果のポイント	91

4 第2期創生総合戦略の評価	92
(1) 第2期創生総合戦略の概要	92
(2) 第2期創生総合戦略の評価	92
5 第3期における地方創生の考え方と基本目標	93
(1) 基本的な考え方・目的	93
(2) 基本目標	93
6 取組施策	94
7 重点プロジェクト	96
(1) 重点プロジェクトの考え方	96
(2) 本市の強みと弱みの整理	96
(3) 行政アドバイザーと市民からの意見	96
(4) 方向性	97
第IV章 第3次芦屋市文化推進基本計画	101
1 計画の策定にあたって	102
(1) 策定の趣旨	102
(2) 計画の概要	103
(3) 計画の対象となる文化	106
(4) 進行管理	106
2 本市における文化をとりまく現状と課題	107
(1) 第2次基本計画の総括	107
(2) アンケートからみる現状	108
(3) ヒアリング・団体アンケートからみる現状	115
(4) 本市における文化に関わる現状と今後重点的に取り組む課題	117
3 計画の基本的な考え方	119
(1) 今後5年間の文化政策の方向性(ビジョン)	119
(2) 文化政策の展開の基本的な考え方と重点取組項目	120
(3) 施策の方向性	121

序章 第5次芦屋市総合計画について

1 総合計画策定の背景と目的

本市は、大阪と神戸の間に位置する高い利便性と、六甲山の緑や大阪湾、芦屋川などの自然環境と豊かな文化を有する、良好で個性ある居住環境に恵まれた都市です。

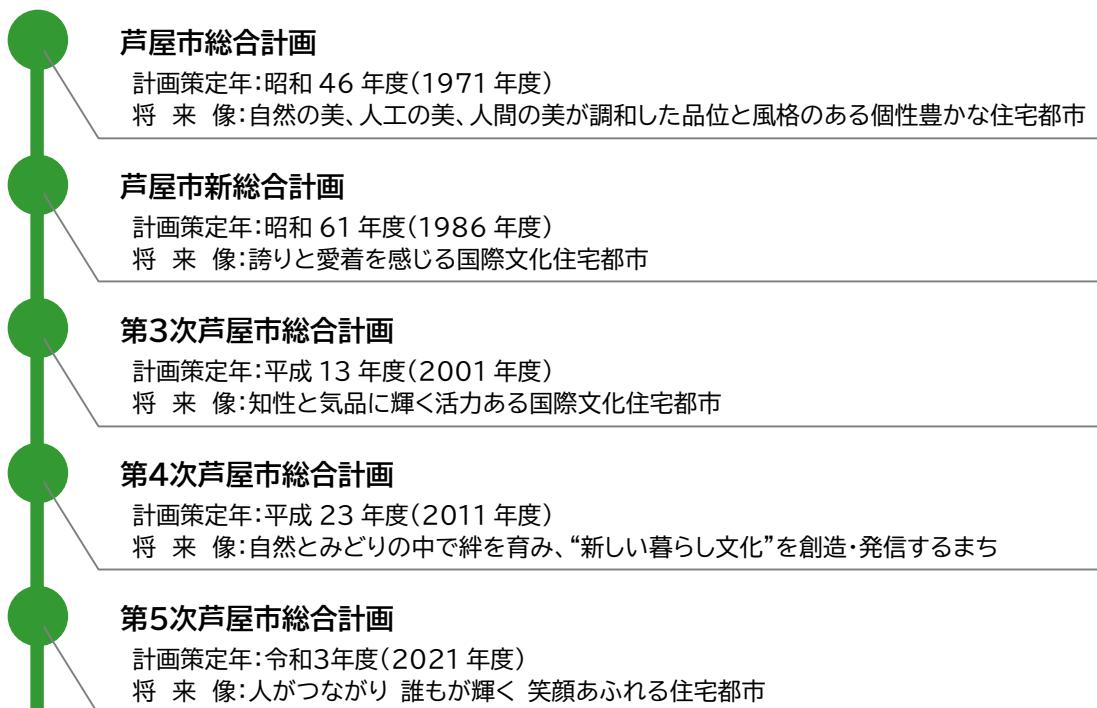
大正から昭和にかけて、交通機関の発達とともに流入人口が急増し、大都市近郊の住宅都市へと変貌を遂げ、昭和 15 年(1940 年)に芦屋市が誕生しました。昭和 26 年(1951 年)には、「芦屋国際文化住宅都市建設法」が公布され、国際性、文化性あふれる住宅都市を目指してまちづくりを進めてきました。

しかし、平成 7 年(1995 年)の阪神・淡路大震災によって、多くの尊い人命が奪われ、まちは甚大な被害を受けました。この危機に直面し、市民と行政が一体となって復興へ向けて努力を重ねたことにより、再び市民の安定した営みを取り戻しました。

近年は、人口減少・少子高齢化の進展をはじめとして、ICT(情報通信技術)化、グローバル化など、市内外の社会情勢が大きく変わりつつあり、コロナ禍も経験しました。これらの社会環境変化は本市においても将来へ大きな影響を及ぼすと考えられます。新たな都市のあり方が求められる時代を迎え、これまでのまちづくりの考え方だけでは、豊かなまちの持続が困難になることが懸念されます。本市においては先人が築いてきたまちの魅力を継承しつつ、さらに高めていくことと、時代に適った手法やデザイン思考による地域課題の解決が、持続可能なまちとして将来世代への継承につながると考えます。そのためには従来の延長だけではなく、変革にもチャレンジする必要があります。

本市では、これまで4次にわたる総合計画を策定し、まちづくりを進めてきました。第5次総合計画前期計画の終了を迎え、その基本構想を引き継ぎながら、上記のような背景を踏まえつつ、基本計画に係る中間見直しとして必要な増補、追補を行うこととしました。そしてここに、令和 8 年度(2026 年度)以降の5か年で取り組むべき各分野の基本的な方向性を改めて明らかにすることを目的に、第5次総合計画後期基本計画を策定します。

これまでの芦屋市総合計画の概要



2 総合計画の役割と構成・期間

(1) 役割

総合計画は、市民と行政が共有するまちづくりの指針であり、行政運営の指針としての役割を担います。

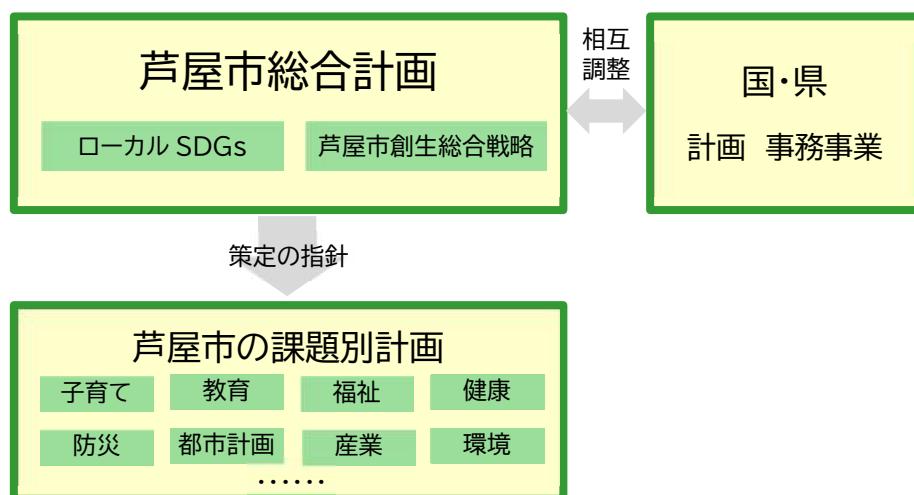
○まちづくりの指針

- ・市民と行政が目標を共有してともにまちづくりに取り組むための指針とします。

○行政運営の指針

- ・芦屋市行政の最上位計画であり、長期的、総合的かつ計画的な行政運営の指針とします。
- ・他計画等との関係において、総合計画は以下の役割を担います。

- ✓芦屋市のある分野のまちづくりの方向を示した課題別計画策定に際する指針
- ✓持続可能な開発目標の視点を取り入れた芦屋市での SDGs¹の推進
- ✓国・県等が行う広域計画策定や事務事業実施に際する相互調整の指針
- ✓芦屋市創生総合戦略を一体的に取り込んだ効果的な地方創生の推進



¹ SDGs:「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称。平成 27 年(2015 年)9 月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟 193 か国が、平成 28 年(2016 年)から令和 12 年(2030 年)の 15 年間で達成するため掲げた 17 の目標。

(2) 構成・期間

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

○基本構想

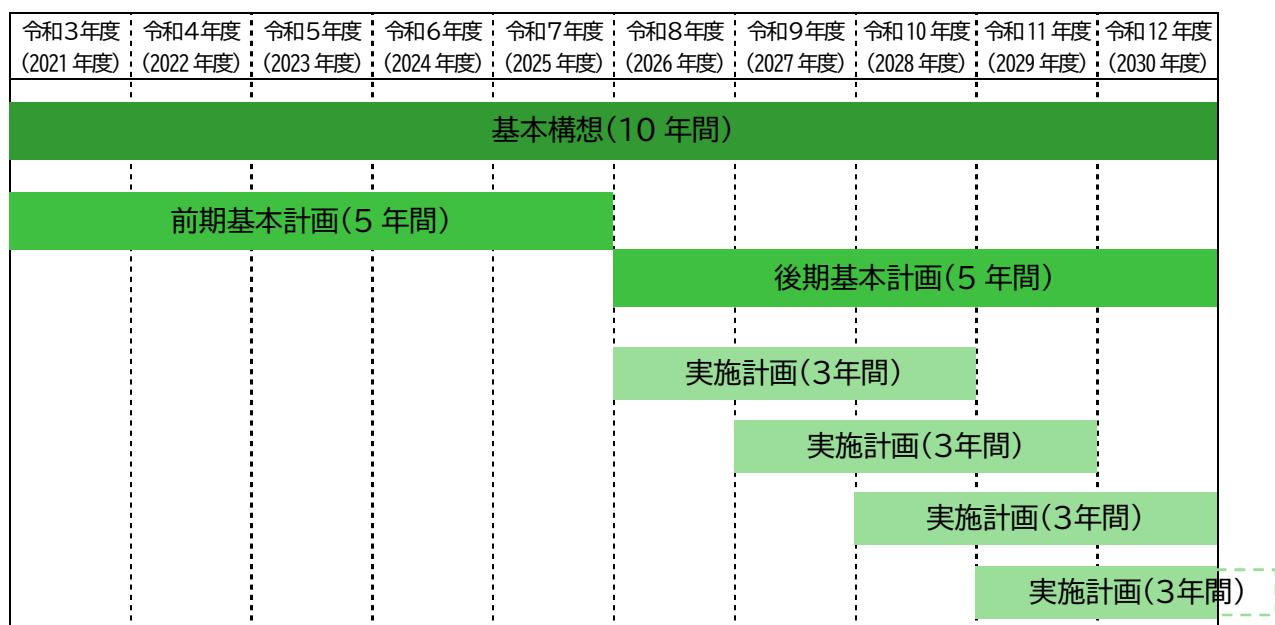
- ・市のまちづくりの最高理念であり、目標とするまちの将来の姿を描き、その実現に向けた施策を行うための基本的な考え方や方針を示すものです。
- ・近年の社会経済情勢等の変化を踏まえ、基本構想の期間は 10 年とし、令和3年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までとします。

○基本計画

- ・基本構想を実現するため、必要な施策とその方向性を総合的かつ体系的に示し、具体的な事務事業の基礎とするものです。
- ・効果的な推進に向け、中間年度で情勢の変化による見直しを行うため、基本計画の期間は前期、後期各5年とし、前期を令和3年度（2021 年度）から令和7年度（2025 年度）まで、後期を令和8年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までとします。

○実施計画

- ・基本計画に定められた施策を効果的かつ効率的に実施するため、長期財政収支見込みやその時々の社会情勢を勘案したうえで、具体的な事務事業を明らかにするものです。
- ・実施計画の期間は3年として、1年を経過するごとに見直して毎年度策定します。



3 芦屋市の今日と明日

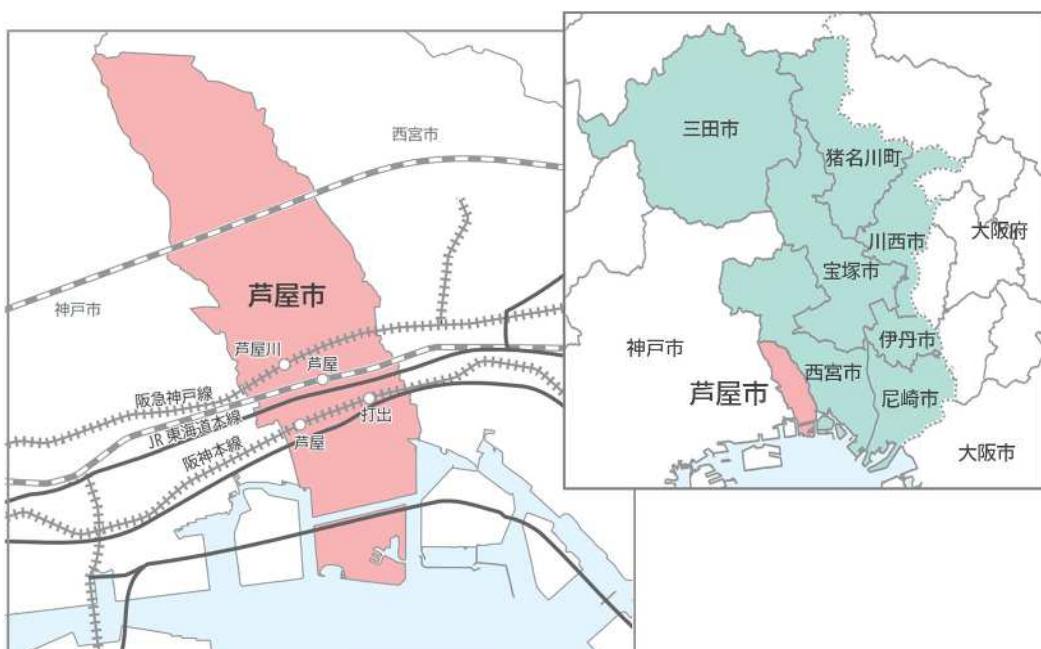
(1) 芦屋市はどんなまち

○緑の山と青い海に包まれたコンパクトで利便性の高いまち

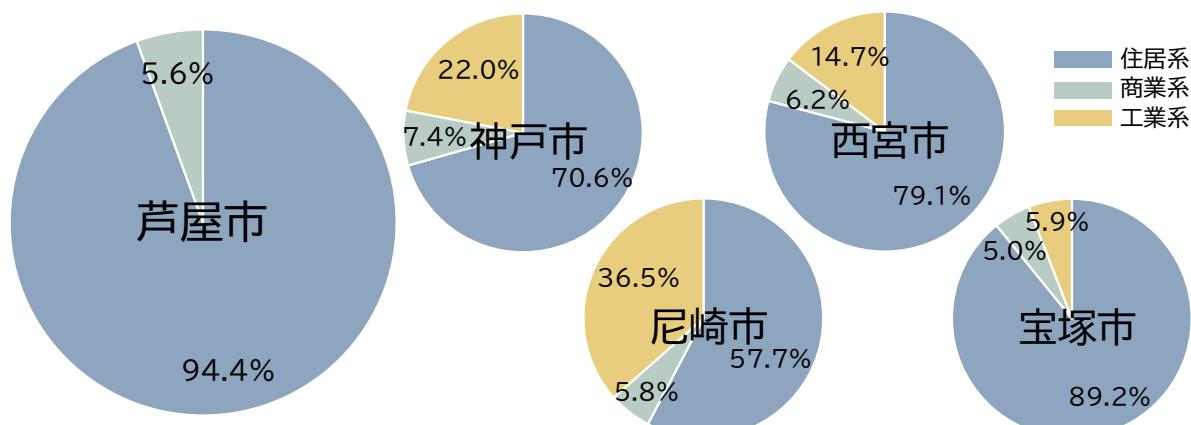
本市は、大阪と神戸のほぼ中央に位置し、面積約 1,857ha で、東西約 2.5km、南北約 9.6km と南北に細長いまちです。北は六甲の山なみ、南は大阪湾に面し、気候温かな自然環境と交通の利便性に恵まれた立地条件などにより、古くから人が行き交い、暮らしが営まれてきました。

近代に入り、産業地域としてではなく、住宅地として発展し、質の高い住環境を備えた都市として、その名を全国に知られています。

芦屋の位置



芦屋市並びに周辺都市の用途地域面積の構成



注:小数第 2 位以下を四捨五入しているため、合計が 100% にならない場合がある。

資料:国土交通省「令和6年都市計画現況調査」(令和6年3月31日現在)より作成

○阪神・淡路大震災を乗り越え、市制施行 80 周年を迎えたまち

明治 22 年(1889 年)に町村制の施行で芦屋村・津知村・三条村・打出村の4村が合併し、精道村が誕生しました。昭和 15 年(1940 年)に行政区域はそのままで市制を施行し芦屋市となり、令和 2 年(2020 年)には市制施行 80 周年を迎えるました。戦後の昭和 26 年(1951 年)には、特別法「芦屋国際文化住宅都市建設法」が定められ、その後のまちづくりに受け継がれる基本理念となっています。また平成 7 年(1995 年)の阪神・淡路大震災の被害とそこからの復興は、本市のまちづくりの方向を大きく変えるできごとでした。

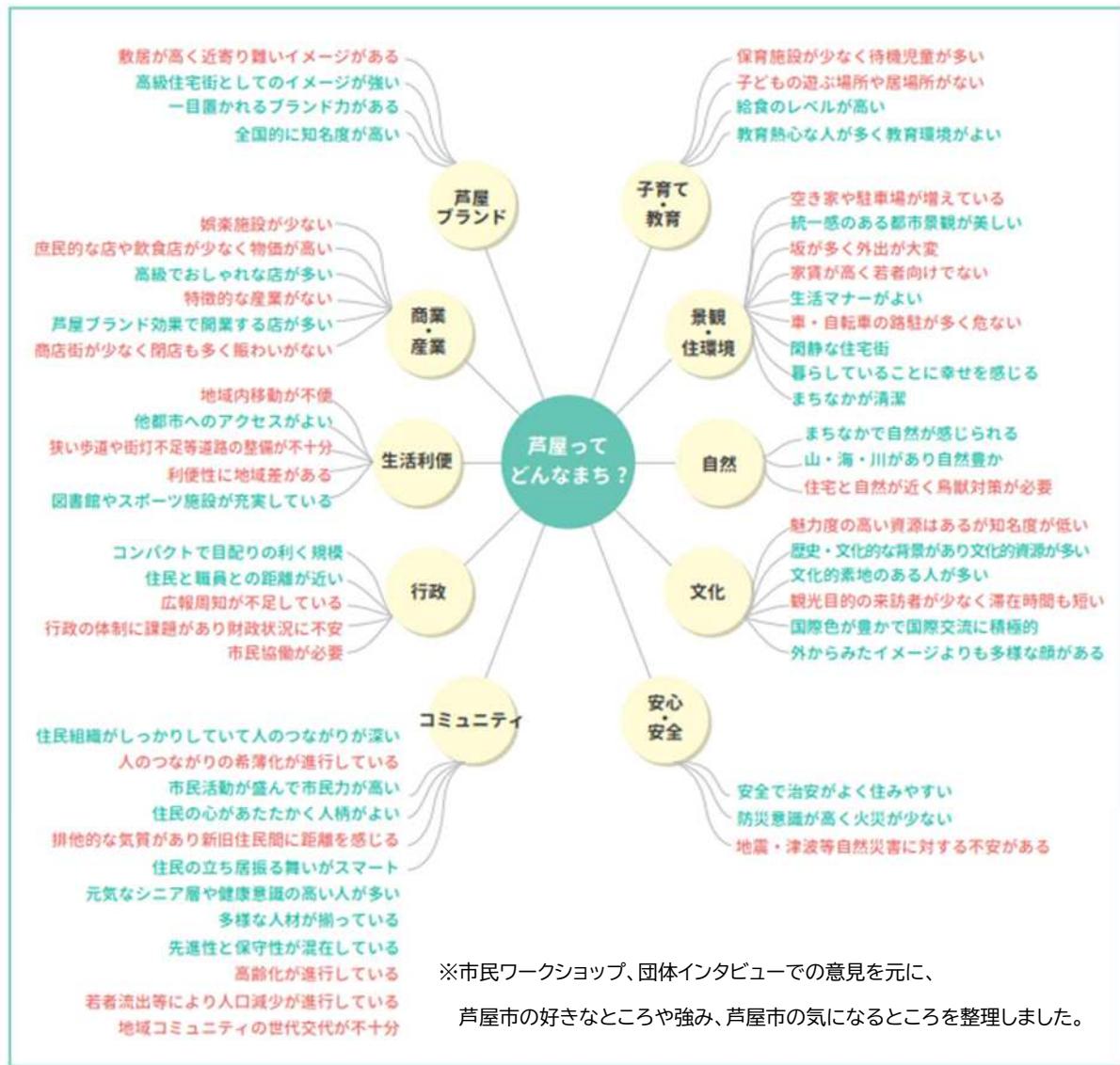
芦屋のまちづくりの沿革

明治	● 7 年	大阪・神戸間に国鉄(現 JR)が開通
	● 22 年	町村制施行で芦屋村・津知村・三条村・打出村の4村が合併し精道村が誕生
	● 38 年	阪神電鉄が開通し打出・芦屋の停留所を設置
	● 41 年	阪神電鉄により家庭電気の供給が開始
大正	● 元 年	神戸ガスにより都市ガスの供給が開始／芦屋郵便局が窓口業務を開始
	● 2 年	国鉄(現 JR)芦屋駅を設置
	● 9 年	阪急電鉄神戸線が開通し芦屋川停留所を設置
	● 12 年	精道村役場庁舎が完成
昭和	● 2 年	阪神国道(国道 2 号)が開通／「西宮都市計画区域」へ編入／松風山荘の分譲を開始
	● 4 年	阪神国道バスが開通／六麓荘の開発が開始
	● 10 年	下水道事業に着手
	● 13 年	阪神大水害／奥山浄水場・村営上水道が完成し給水開始
平成	● 14 年	芦屋川河川改修工事を開始
	● 16 年	「芦屋都市計画区域」決定により西宮用途地域から分離
	● 20 年	阪神大空襲
	● 22 年	戦災復興土地区画整理事業を開始
令和	● 26 年	「芦屋国際文化住宅都市建設法」を制定
	● 31 年	芦屋庭球場が完成
	● 36 年	芦有道路が開通
	● 38 年	第 2 阪神国道(国道 43 号)が開通
平成	● 43 年	都市計画法が施行され高度地区を指定
	● 45 年	阪神高速道路神戸線が開通／「阪神間都市計画区域」となる／ルナ・ホールが開館
	● 46 年	奥山貯水池が完成
	● 47 年	体育館・青少年センターが開館
令和	● 48 年	緑ゆたかな美しいまちづくり条例を施行／新都市計画法が施行(用途地域及び高度地区を新たに指定)／若葉町の下水処理場が完成
	● 50 年	芦屋浜埋立地の造成が完成(54 年から入居開始)
	● 51 年	新築された市民センター別館で公民館が開館
	● 54 年	国鉄(現 JR)芦屋駅北地区の再開発を開始(平成 10 年完了)
平成	● 61 年	芦屋市新総合計画を策定
	● 63 年	谷崎潤一郎記念館が開館
	● 6 年	阪神高速道路湾岸線が開通
	● 7 年	阪神・淡路大震災
令和	● 8 年	芦屋市都市景観条例を施行／震災復興事業に着手／環境処理センターを建替
	● 9 年	南芦屋浜埋立地の造成が完成
	● 11 年	緑ゆたかな美しいまちづくり条例(昭和 48 年芦屋市条例第 1 号)の全部を改正
	● 12 年	芦屋市住みよいまちづくり条例を施行／建築主事に書き特定行政庁となる
平成	● 14 年	芦屋中央震災復興土地区画整理事業が完了
	● 15 年	芦屋西部第一地区震災復興土地区画整理事業が完了
	● 16 年	「芦屋庭園都市宣言」／芦屋市総合公園が完成
	● 17 年	芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業が完了／芦屋市都市計画マスタープランを策定
令和	● 18 年	のじぎく兵庫国体開催
	● 19 年	「芦屋市交通バリアフリー基本構想」策定／山手幹線が神戸市と開通
	● 20 年	芦屋市線の基本計画を策定／山手幹線が西宮市と開通
	● 21 年	市域全域を景観地区に指定／緑の保全地区を指定／芦屋市消防庁舎建設替え
平成	● 22 年	芦屋川南特別景観地区を指定／山手幹線全線開通
	● 24 年	芦屋市都市計画マスタープランを改訂／特別景観地区の区域及び名称変更(芦屋川特別景観地区へ)
	● 26 年	景観行政団体に移行
	● 28 年	芦屋市屋外広告物条例を施行
令和	● 2 年	市制施行 80 周年／子育て支援として「子ども家庭総合支援拠点」を開設／新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、国による緊急事態宣言が発出される
	● 3 年	芦屋市都市計画マスタープランを改定／ゼロカーボンシティを表明／精道こども園移転・西蔵こども園開園
	● 4 年	公共施設等のネーミングライツ導入開始／市立小・中学校全校で自校方式による給食開始
	● 5 年	市立幼稚園で 3 歳児保育を正式実施／新型コロナウイルス感染症が感染症法上の 5 類感染症に移行
平成	● 6 年	うちぶん(打出教育文化センター)リニューアル／指定ごみ袋制度本格実施

○豊かな暮らしの環境が整ったまち、多様で市民力の高いまち

市民が感じる芦屋らしさ、芦屋のよいところを、市民ワークショップと市内で活動する団体へのインタビューを行いました。その結果を見ると、自然と文化が豊かでまちなみや景観がきれい、交通が便利で生活環境が良い、コミュニティが緊密で人のつながりが深いといった、日々の豊かな暮らしを送る上での良好な環境が備わっていることがうかがえます。また、高級住宅地としてのイメージだけでなく、多様な顔のあるまち、文化的素地や活動力のある市民が多い市民力の高いまちといった側面もあります。

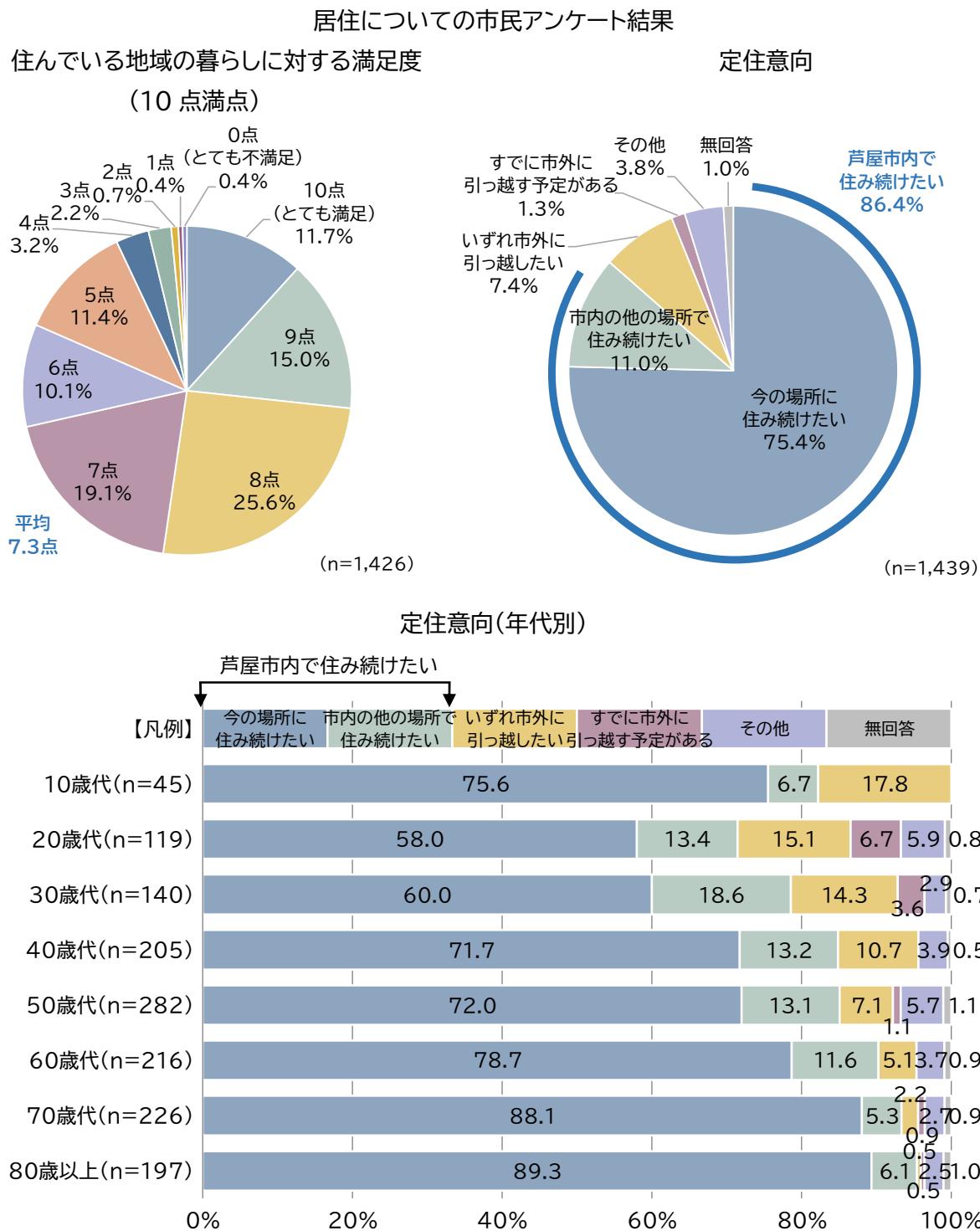
芦屋ってどんなまち？



資料:第5次芦屋市総合計画総合計画策定 project 市民ワークショップ 第1回検討結果、第5次芦屋市総合計画策定に向けた団体インタビュー結果より。

○多くの市民が地域の暮らしに対して満足し、住み続けたいと感じるまち

市民アンケート調査の結果によると、住んでいる地域の暮らしの満足度の平均は7.3点で、「8点以上」が52.3%と過半数を占めており、また、今後も芦屋市内へ「住み続けたい」とする人が86.4%に上ります。大部分の市民が、芦屋での暮らしに満足し、住み続けたいまちと認識していることがわかります。ただし、10歳代以外では若い人ほど「住み続けたい」という比率が低く、世代間での受け止め方は少し異なるようです。



(2) 芦屋市を取り巻く環境の変化

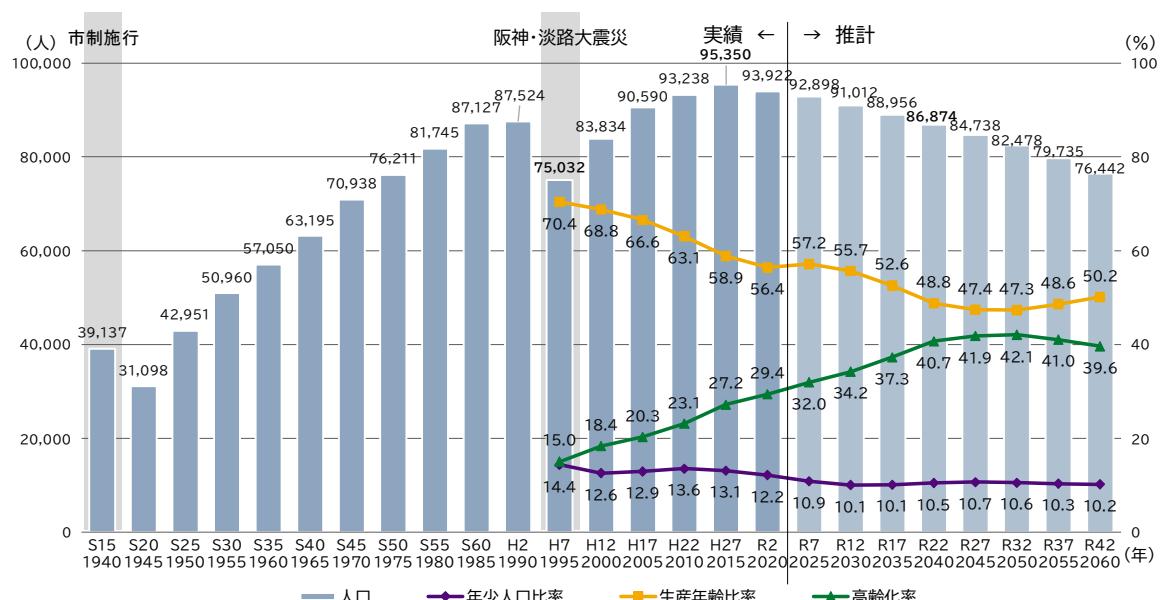
○人口の減少と高齢化が着実に進む

本市の人口は昭和 50・60 年代に増加し、昭和 63 年(1988 年)には 88,623 人とピークを迎えたが、平成 7 年(1995 年)の阪神・淡路大震災で 75,032 人にまで減少しました。その後、徐々に回復し震災前の人口を越えて伸びてきましたが、平成 27 年(2015 年)の 95,350 人を最大として、現在はほぼ横ばいで推移しています。

将来人口推計によると、今後、人口減少傾向が続き、令和 22 年(2040 年)には、約 86,874 人と震災前のピーク人口を割り込む水準にまで減少し、高齢化率は 40% を超えると予測されます。

人口減少、少子高齢化が進むことにより、働き手世代の減少による地域経済、地域活力の低下やこれに伴う市税収入の減少、医療・介護等の社会保障関係経費の増加、空き家の増加や店舗の減少等、市民生活や市政運営に様々な影響が生じると考えられます。

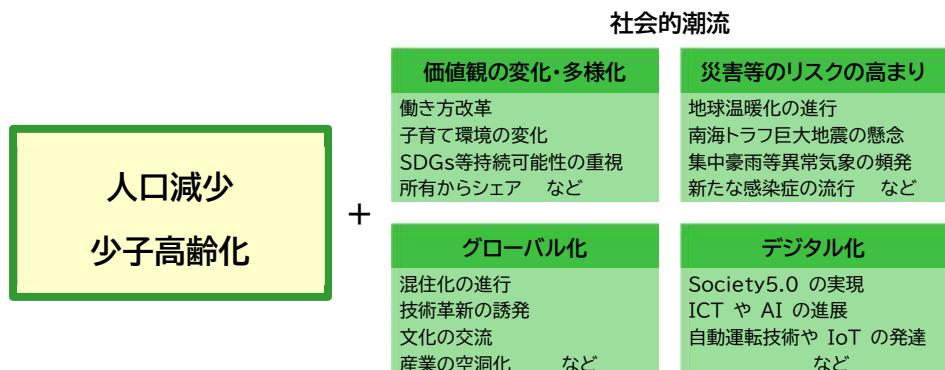
芦屋市の人口の推移・将来予測



資料:国勢調査(S15(1940)～R2(2020))、芦屋市推計(R7(2025)～R42(2060))

○社会の様々な側面での大きな変化がある

人口減少・少子高齢化以外にも、価値観の変化・多様化、地球温暖化の進行や災害の激甚化、新たな感染症の発生、グローバル化、デジタルトランスフォーメーション²の加速化など、近年の日本や世界に生じている様々な社会潮流が本市にも大きな影響を及ぼします。

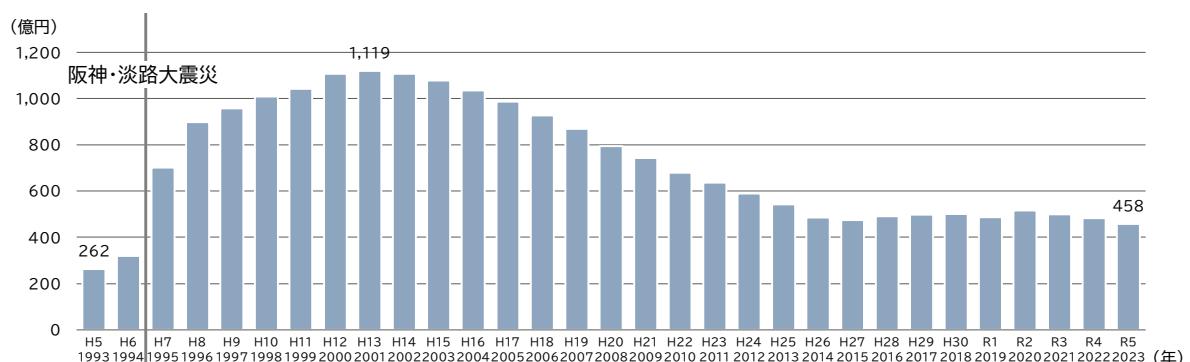


○財政構造に変化が生じる

本市は住民一人当たりの個人市民税額が全国でも極めて高い水準であり、安定した財政運営を進めてきました。しかし阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受け、公共施設やインフラ等の早期の復旧に多額の経費を要したことから財政状況が悪化し、平成15年(2003年)10月には「財政非常事態宣言」を出すまでになりました。この危機的状況に対応するために行政改革を進め、一時は1,100億円を超えていた一般会計の市債残高が平成26年度(2014年度)には500億円を切るところまで回復し、その水準を維持しています。

しかしながら、市民ニーズの多様化への対応、こどもを取り巻く環境の変化や保育需要の高まり、高齢化に伴う社会保障関係経費の伸び、道路・橋梁や学校といった公共施設等の都市インフラの老朽化に伴う費用の増大に加え、物価高騰が市民生活や地域経済に与える影響も大きく、今後さらに財政の厳しさが増すと考えられます。また、人口減少の進展に伴い、行政のスリム化が必要になる一方で、市が対応すべき課題が増加していくことが予想され、より慎重な財政運営が求められます。

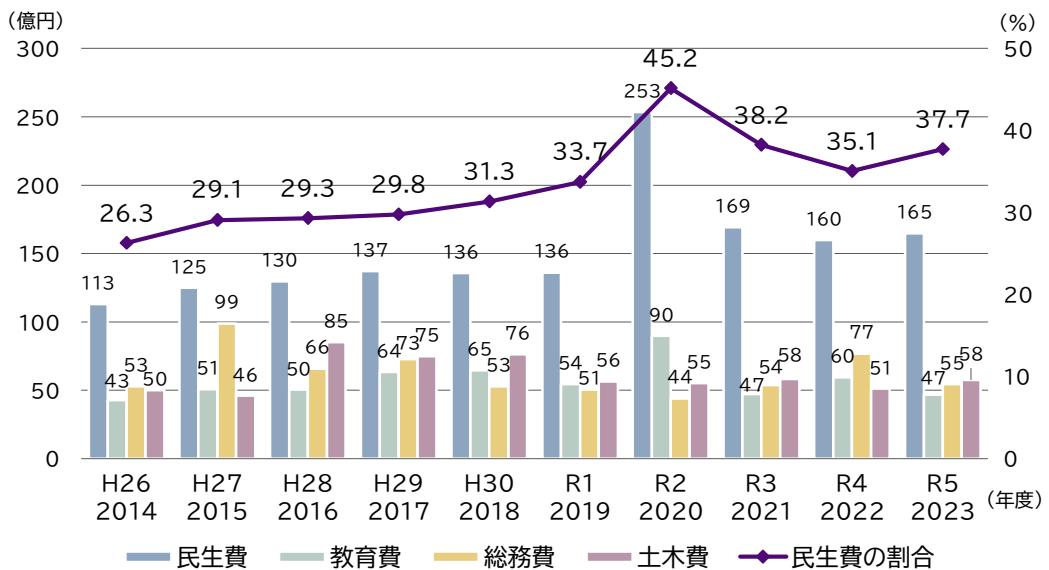
市債残高の推移(一般会計)



資料:芦屋市財務統計

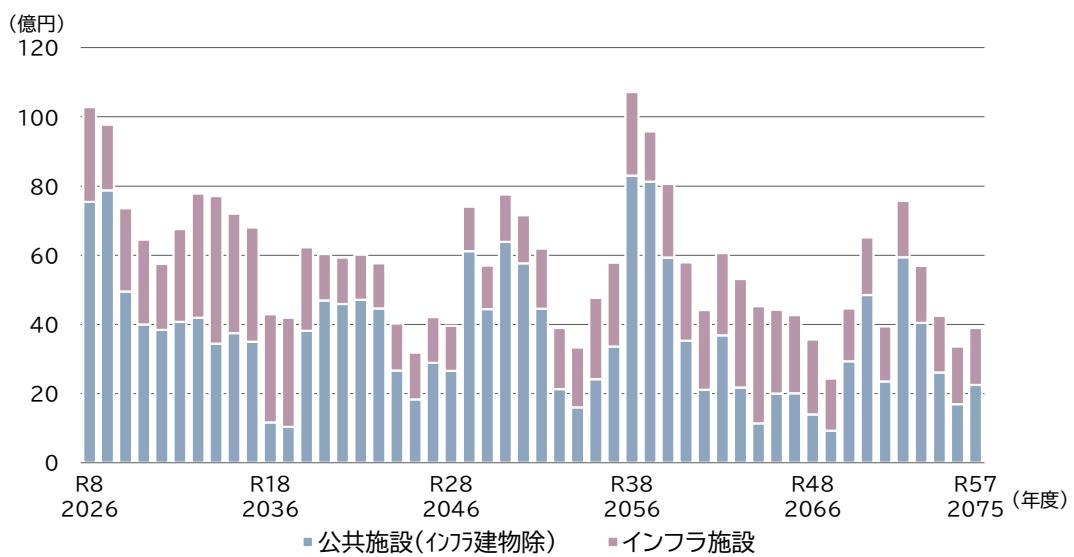
² デジタルトランスフォーメーション:企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

目的別歳出額の推移(平成 26 年度(2024 年度)～令和 5 年度(2023 年度))



資料:芦屋市決算資料

公共施設等(公共施設+インフラ施設)の将来更新費用試算結果



資料:芦屋市公共施設等総合管理計画

4 まちづくりの主な課題

○人口減少、少子高齢化を前提としたまちづくり

日本全体で人口減少、少子高齢化が進む中、阪神・淡路大震災での人口急減時期を除いて人口が増えてきた本市も、すでに人口減少局面に入ったと考えられます。これまでには人口が増え、それに伴ってまちが発展することが当たり前とされてきましたが、これからは人口が減少することを前提とし、過去の常識にとらわれない柔軟な発想でまちづくりに取り組んでいくことが求められます。

○地域の価値の持続的・発展的継承

多くの人に認められ、求められる本市のよさは、豊かな自然や文化を背景に先人の手により紡がれてきた住宅都市としての環境や市民の生活です。まちの姿は変わっていきますが、継承されてきたまちの魅力、暮らしの質を、時代の変化に応じながら次世代、未来へと持続して発展させ、まちの価値をさらに高めていくことが求められます。

○まちづくりへの市民・地域団体・事業者の参画と協働

本市においては、高齢者の増加、住民の入れ替わり、社会意識の変化等を背景に、市民のライフスタイルや価値観が多様化し、まちづくりニーズは一層拡大し複雑化しています。この状況に対応して課題を解決していくためには、課題に近い市民や事業者の参加が欠かせないものとなっています。一人ひとりの市民、一つひとつの事業者が、何ができるかを考え、地域団体や行政と連携し、それぞれの役割を果たしていくことが一層求められます。

○市外地域との広域的連携の推進

本市は阪神間に位置する居住条件に優れたコンパクトなまちであり、仕事・買物・医療などの日常生活、道路・鉄道・上下水道などの都市インフラ、文化・交流活動など、周辺地域との密接な関係を持ち、相互に影響を与えあっています。人・モノ・情報の動きが早く、遠く広がり、地域の境界が希薄になっていくなか、共通のまちづくり課題を持つ周辺の都市など、行政区を越えた広域的な連携を視野に入れ、効果的、効率的なまちづくりを進めていくことが求められます。

○生涯にわたる主体的な学びの推進

急激に社会が変化する中、地球規模の視野で考え、自分と芦屋市、日本、さらに地球の未来を切り拓くには、市民一人ひとりが生涯にわたり主体的に学び、多様な人々とともに学びあい続けることが必要です。

地域コミュニティの核である学校では、不登校や学習意欲の低下など学びづらさを抱えたこどもも含め、多様なこどもに対して公正で最適な「ちょうどの学び」の機会を創り

続けることが必要です。それが、多様化する社会を良くするために欠かせないからです。

また、学びは学校だけで行われるものではありません。自ら学習内容や方法を選択し、充実した人生を送ることを目指すとともに、学びを通じて他者とつながり、まちづくりへの参画と協働を促進するよう、地域資源や ICT 等の有効活用によって、多様な生涯学習の機会を充実・創出することも求められます。

5 総合計画策定・運用における留意事項

時代の変化を背景とする前記の課題を踏まえた新たな総合計画の策定にあたり、次の点に留意しています。

○市民と行政がビジョンを共有する

まちづくりの担い手として、市民と行政それぞれの役割があり、協働して持続可能な未来を創っていくことが今後ますます重要になることから、総合計画の基本構想が共通のビジョンとなるよう、情報共有を行い、多様な主体がネットワーク的に連携して取り組みます。

○SDGs、地方創生を含む総合的な計画とする

持続可能な社会づくりのための国際社会共通の目標である SDGs の視点を総合計画に取り入れ、17 の目標の中で特に関連性のある目標を基本計画の施策目標ごとに掲げることで、2030 年までにローカル SDGs の達成を目指します。

また、本市の将来に向けた基本的課題である人口減少、少子高齢化に対応するための戦略である創生総合戦略を総合計画に取り込み、一体的に推進することで着実かつ効果的な取組を実現します。

○戦略的施策を推進する

都市経営資源を効果的かつ適切に運用することを目指し、基本方針に沿って主要課題に対応する施策の設定を行うとともに、特に分野横断的に取り組むべきプロジェクトを設定して積極的に推進します。

○情勢に応じた施策の推進を可能にする

計画に位置付けた施策の実現にあたっては、PDCA サイクル³を基本とし、事実に基づく検証方法を取り入れながらその進捗状況を常にチェックし、取組の適切な改善を行うとともに、社会情勢の変化に応じて施策を柔軟に見直すことも視野に入れて推進します。

SDGs(エス・ディー・ジーズ)

～誰一人取り残さないまちの実現を目指して～

SDGs(Sustainable Development Goals)とは、平成 27 年(2015 年)の国連サミットで採択された、令和 12 年(2030 年)までに達成すべき持続可能な開発目標です。貧困や不平等・不正義をなくし、地球環境を守るなど、持続可能な世界の実現のため「17 の目標」と「169 のターゲット(具体目標)」で構成され、地球上の誰一人として取り残されないことを誓っています。



³ PDCA サイクル:Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の4つのプロセスを繰り返し、業務効率を改善する進行管理の手法。

第Ⅰ章 基本構想

1 それぞれが考えるまちの姿

第5次総合計画における基本構想の検討にあたり、幅広い市民・団体の皆さんに芦屋市の目指すべき将来の姿について意見・提案をいただきました。



「ASHIYA SMILE BASE」は、少子高齢化や人口減少が進む中でも、ワクワクできる居心地のいい空間が身近にあり、みんなの笑顔があふれるホームタウンとして、芦屋市が将来にわたり住んで良かったと誇れるまちであり続けることを目指すものです。

「みんなの声を活かして次世代へと人がつながり誰もがイキイキと暮らすまち」は、様々な立場の市民がまちづくりに参加し、ともに未来を見据えて、自分らしく暮らせるまちを創っていくことにより「ASHIYA SMILE BASE」を実現していこうというものです。

※「市民ワークショップ」は、市内在住、在勤、在学の方に参加いただき、市職員も加わって、芦屋市のこれからについて議論しながら、将来像を作成しました。(平成 30 年(2018 年)10 月から平成 31 年(2019 年)1 月まで、計 5 回開催、延べ 191 人[市民 126 人、市職員 65 人]参加)

市内で活動する団体が考える理想の姿

日本一美しく、安全・安心で住みよいまち
国際文化住宅都市 芦屋
住宅を核とした賑わいのあるまち
世界で「唯一」のまち
折り目正しいまち
成熟した大人のまち
一度は住んでみたいまち

※市内で様々な活動を行っている 28 団体に対し、インタビュー形式で芦屋市の強みや理想の姿などをお聞きしました。

2 芦屋市が目指す将来の姿

市民ワークショップで提案された将来像に込められた思いや、市内各団体へのインタビュー内容、市民アンケート結果等の幅広い声を踏まえ、第5次総合計画では基本構想の目標年度である令和12年度(2030年度)に実現する姿を次の通り掲げます。



3 まちづくりの基本方針

基本方針

未来の創造 ～ 持続可能な心弾むまちを未来へつなぐデザイン

日本は、人口減少や少子高齢化の局面を迎えており、世界でも類を見ない課題先進国です。

本市でも、人口はピークを越え、減少局面を迎えるとともに、少子高齢化はさらに進むと想定されます。これらの社会の変化を見据えながら持続可能なまちづくりを進めることができますます重要になります。特に、多様な主体の活躍推進と、その担い手となる人材をどう育てるのかが肝要です。

まちは「今」だけではなく、「未来」へ受け継がれます。人口が減少していく中でも、芦屋市を次世代に健全な姿で引き継ぎ、ワクワクできるまちにしていくために、まちの魅力をどのように守り、変えていくのか、市民・行政・企業・地域団体等「オール芦屋」で広い視点を持ち、新たな課題による価値観の変化にも柔軟に対応し、ICTなどの技術も活用しながら、時代に応じた取組を進めていきます。

基本方針を構成する3つの視点

人のつながり ～ 時代に適い、多様に紡がれるネットワーク

ICTの発達やグローバル化が進み、急速に変化していく時代に今までと同じつながり方を続けることは難しいですが、暮らしやまちを豊かにするためには、人と人とのつながりが必要であることは変わりません。本市のあらゆる施策にも、コミュニティやつながりが重要な要素を占めます。

本市では従来から自治会活動が活発ですが、担い手の問題や価値観の変化に伴う新規会員獲得の伸び悩みなど、地域を支える団体にも継続性をはじめとした問題があります。

これからは、ますます、幅広い年代の市民や市内で活動する法人や各種団体と協力しながら、市民力によるまちづくりが一層求められます。今までの良さも認めながら、その時代、その地域、その人に合った交流のあり方を築いていきます。

暮らしやすさ ～ 地域に包まれ安らぎを感じる暮らし

安心便利に生活を送れる環境が整っていることは、安定した市民生活の基本です。本市が経験した阪神・淡路大震災の記憶や教訓を継承しながら、近年頻発する大規模自然災害や今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震、加えて新たな感染症への対応など、安全・安心に暮らせるまちづくりが求められています。

また、コンパクトな都市である本市は、鉄道等公共交通機関が発達した便利なまちですが、一方で地形やまちの成り立ちによって地域ごとに特性があり、暮らす市民も多様で、それぞれのニーズに対応していく必要があります。

こどもや高齢者など、様々な背景を持つ人が居住する中、お互いに尊重し、助け合い、ユニバーサルデザイン⁴も取り入れた包摂的なまちを目指して、あらゆる人が安心して暮らしやすく、それぞれのスタイルで活躍でき、自己実現ができるまちづくりを進めます。

⁴ ユニバーサルデザイン:文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のこと。

資源～地域資源を生かし、空間を活用する、これまでとこれからの融合

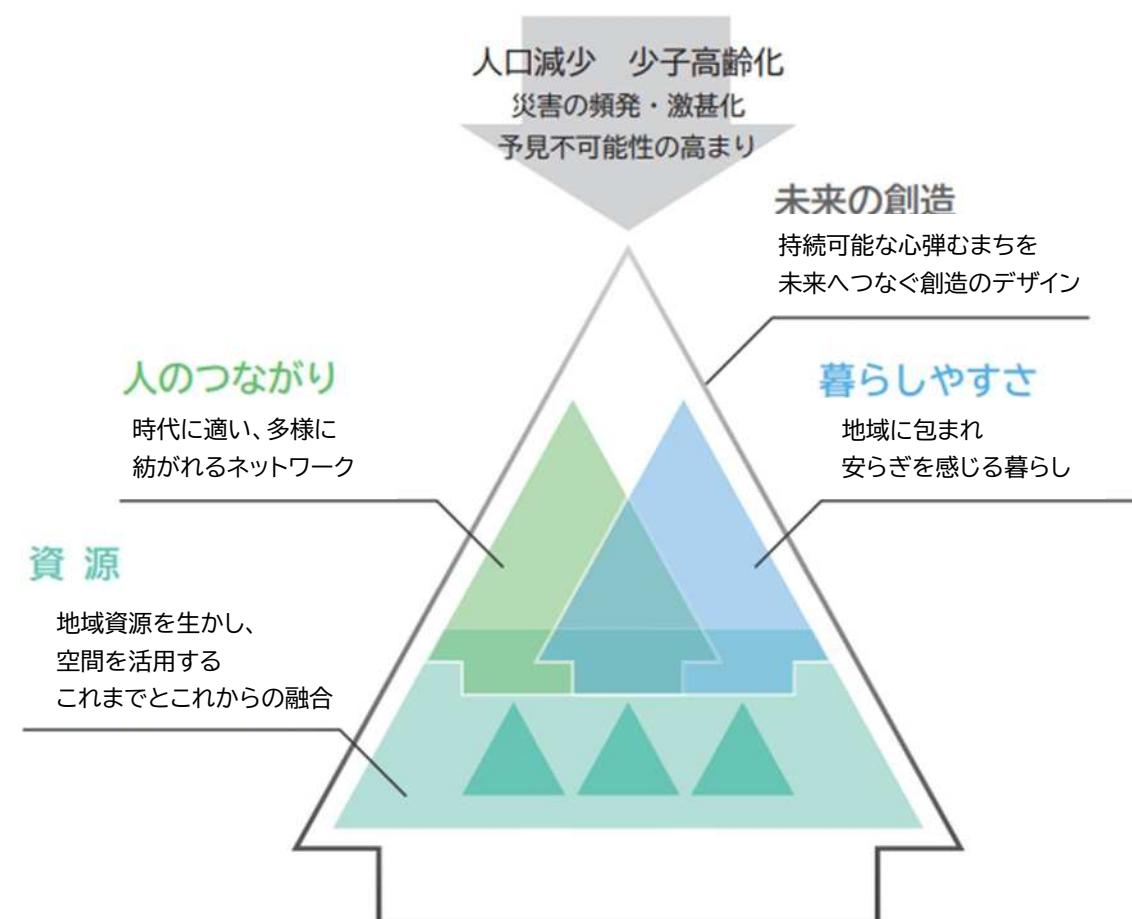
地域にはハード・ソフトの様々な資源があり、これがまちづくりの源泉となります。

本市は、山や海の自然に囲まれ、各時代の歴史の舞台にも登場し、多くの文化人を生み出すなど、伝統や文化も含めて魅力的な資源のあるまちであり、整備されたまちなみと暮らし文化が本市のイメージを創ってきました。

しかし、時代の変化につれて徐々にその姿を変えてきています。その魅力を市民があまり知らない、十分生かされていないという問題もあります。また、時には新しい価値観が既存資源と対立することもあります。更には都市空間の活用にも変化が生じると考えられます。

洗練された住宅都市としてこれまで築いてきた本市が誇る資源について、残すべきものは残し、また、既存のものに新たな価値を加えるなど変えるべきものは変え、時代とともに新たな芦屋スタイルとして進化させ、活用していきます。そして、その魅力を発信しながら、情報の交流などにより、価値創造の好循環を生みだしていきます。

将来像 人がつながり誰もが輝く笑顔あふれる住宅都市



4 後期基本計画において重視する3つの要素

趣旨

社会の先行きがますます見通しづらくなる中で、第5次総合計画の、「第Ⅰ章 基本構想 3 まちづくりの基本方針」において定める「未来の創造」に向けた取組を進めていくためには、市民の皆様との「共創」が必要であり、その担い手である「人」を中心に据えることが、より重要になっていると考えています。なぜなら、まちをつくるのは「人」であり、市民一人ひとりの行動が欠かせないからです。この考えに基づき、後期基本計画では多様なニーズを持つ市民同士がつながる仕組みづくりを推進し、世代や属性を問わず、こどもから高齢者、障がいのある人、外国人市民など、幅広い市民と地域団体・事業者が互いに支え合い、市民一人ひとりが主役として参画・協働する、住みよいまちづくりをめざします。

また、このようなまちづくりをめざすとともに、昨今の急激な人口減少や多様化、デジタル化の進展といった社会変化の中で、市民一人ひとりが生き生きとし、地域に活力がある持続可能なまちとするには、「学び」、「文化」、「協働」の3つの要素を、本市の各種施策全てに共通する観点として取り組んでいくことが必要だと考えます。

後期基本計画策定に当たっては、これら3つの要素の共通性を高めるため、従来から総合計画と一体的に策定している創生総合戦略に加え、文化推進基本計画、市民参画協働推進計画も合わせて策定することとしました。

なお、教育振興基本計画については、令和7年度をもって計画期間を終了し、次期計画の策定は行わず、これまで教育振興基本計画において定めてきた「基本理念※」や、「めざすこども像※」の実現に向けては、本後期基本計画の子育て・教育分野における施策の中で受け継ぐものとしました。

後期基本計画において重視する3つの要素は、それぞれを以下のものとして位置づけ、様々な施策に共通する観点として各種施策に取り組んでいきます。

「学び」…市民一人ひとりの生涯にわたる成長を促し、多様な人々と学びあう中で変化の激しい社会に対応するための関係性を培い、未来を切り拓く力を育む基盤

「文化」…地域の魅力を高め、市民の誇りや愛着を醸成し、人の交流と地域の活性化をもたらす活力の基盤

「協働」…様々な課題解決や新たな取組に向けたまちづくりの基盤

教育振興基本計画において定めてきた「基本理念*」と「めざすこども像*」

◆基本理念

信頼される学校園と成熟した家庭・地域で育む豊かな人間力

◆めざすこども像

芦屋で育てる“夢と志をもって自らの未来を切り拓く子どもの姿”

- 1 人とのかかわりやつながりを尊重でき、寛容な心を持つ子ども
- 2 理解していること・理解できることを実践し、学びを深めることができる子ども
- 3 体を動かすことが好きで、健康への意識を向上させることも
- 4 自ら本を手に取り、本が好きな子ども



それぞれの要素

学び

生涯にわたる学びと育ちを支えることは、人口減少社会における地域の活力の源であり、個人の自己実現を促し、生きがいや社会とのつながりを育むことで、地域全体のウェルビーイング(well-being)⁵の向上に不可欠です。

市は、就学前のこどもから社会人まで、ICTを活用した学習環境の整備や市民大学の運営などにより、全ての市民が学び続け、学びあう環境づくりの支援を行っていきます。

特に、幼児期から義務教育期間における教育・保育においては、公正で最適な学びを推進し、いじめや不登校など悩みを抱えた児童生徒への支援の充実を図ります。

また、学校教育、社会教育、地域活動、企業との連携などにより、様々な学びの場づくりも推進していきます。

文化

本市には、歴史に培われた美しいまちなみをはじめとする生活に根ざした文化や、文学や芸術に親しむ文化的風土があります。これらは単なる保存対象にとどめるのではなく、その価値を理解し、発信し、活用できるようにすることが必要です。

文化の対象には、生活文化、芸術文化、伝統芸能、景観、地域の人々の営みに基づく「らしさ」を含みます。こうした文化を地域の魅力として再発見・発信し、未来に向けて創造的に活かしていくことが、本市の品格と活力を維持するために必要なことです。

市は、他の施策と連携し、地域文化の継承、文化芸術体験の機会の充実、様々な方が参加する文化イベントの開催などを推進します。また、文化を通じた地域の活性化も視野に入れ、「文化を活かしたまちづくり」を進めていきます。

協働

人口減少の進行やデジタル化の進展、雇用形態の多様化といった社会変化を背景に、市民ニーズの多様化も進んでおり、限られた行政の資源だけでは全てのニーズに対応していくことが困難になってきています。このような変化に対応し、笑顔あふれる住みよいまちを目指すためには、まちづくりのあらゆる面において、より多くの主体が参画し、協働することで社会課題を克服する視点が不可欠となっており、多様な主体が連携し、協働を通じて課題解決を図る重要性が高まっています。

様々な市民が主体的に関わる仕組みづくりのため、市は、多様な市民と対話を重ね、課題解決の過程を共有し、力を合わせてまちづくりに取り組む環境を整えていきます。

⁵ ウェルビーイング(well-being):肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、全てが満たされた状態にあること。

この計画では、「市民」「市民参画」「協働」という言葉を、次のように定義し、使用しています※。

※芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例

「市民」とは

市内に在住、在勤及び在学する個人並びに市内で活動する法人その他の団体をいいます。

「市民参画」とは

市民が市政に参加する意思を反映させることを目的として市の施策の企画立案、実施及び評価の過程に参加することをいいます。

「協働」とは

市民及び市がまちづくりについて、それぞれの役割と責務を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力することをいいます。

第Ⅱ章 後期基本計画

1 施策体系

施策分野1 子育て・教育

施策目標1 誰もが安心して生み育てられる環境が充実している

1-1 仕事と子育てを両立できる環境整備を進めます

1-2 こどもの命と健康が守られ、安心して子育てできる環境をつくります

施策目標2 未来への道を切り拓く力が育っている

2-1 こどもや若者の健全な成長を支えます

2-2 就学前教育・保育施設、学校、家庭、地域が連携・協働し、未来を見据えた教育環境を整えます

施策目標3 生涯を通じた学びの文化が醸成されている

3-1 文化の力を活かした魅力的なまちづくりを進めます

3-2 市民による学びの仕組みづくりを進めます

学び
(Learning)

施策分野2 福祉健康

施策目標4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる

4-1 地域共生社会の実現に向けた協働の体制づくりを進めます

4-2 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます

4-3 平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します

文化
(Culture)

施策目標5 健康になるまちづくりが進んでいる

5-1 市民の健康づくりを促し、いつまでも自分らしくいきいきと過ごすことができる取組を進めます

協働
(Collaboration)

施策分野3 市民生活

施策目標6 良好な生活環境が整い魅力的な暮らしが創出されている

6-1 清潔なまちを協働で維持する取組を進めます

6-2 環境へ配慮した都市生活の仕組みを築き、意識を高めます

6-3 本市の特性に合った地域経済の活性化を目指します

6-4 行政サービスの利便性を高めます



施策分野4 安全安心

施策目標7 災害に強いまちづくりが進んでいる

- 7-1 自助、共助、公助の連携により、災害に備えます
- 7-2 まちの防災力を発揮します

施策目標8 日常の安全安心が確保されている

- 8-1 地域などと連携し防犯・消費者力の向上に取り組みます
- 8-2 交通ルールを守る意識を高め、歩きやすいまちとなるよう取り組みます
- 8-3 誰もが安心して適切な医療を受けられる地域を目指します

施策分野5 都市基盤

施策目標9 住宅都市の魅力が受け継がれ、高められている

- 9-1 住宅都市の魅力を高め、持続可能な都市づくりを進めます
- 9-2 みどり豊かな美しいまちづくりを進めます
- 9-3 地域の価値を高める公共空間の活用を進めます
- 9-4 住宅都市の魅力を高め、良質な住宅ストックを次世代へ継承します

施策目標10 持続可能なインフラ整備が進んでいる

- 10-1 持続可能な交通インフラを保全します(道路・橋梁)
- 10-2 持続可能な生活インフラを保全します(上下水道・ごみ処理施設)
- 10-3 市内交通の円滑化に向けて取り組みます

施策分野6 行政経営

施策目標11 協働の意欲が高まり市民主体のまちづくりが進んでいる

- 11-1 多様な主体が協働してまちづくりを行える環境を整備します
〔第4次芦屋市市民参画協働推進計画〕
- 11-2 効果的・効率的な情報共有に努めます

施策目標12 人口減少社会に対応した健全で効果的な行財政運営が行われている

- 12-1 長期的視点に立った行財政改革を行います
- 12-2 持続可能な行政サービスの提供に向け、官民に捉われない施設の効率的な運営や最適な配置を進めます

施策目標13 急速な社会変化に対応できる組織になっている

- 13-1 不確実性が高まる社会に適応できる行政運営を行います
- 13-2 職員が能力を発揮し、効率的な行政運営を行えるよう、「働き方改革」を進めます

2 分野別施策

<施策分野1 子育て・教育>

施策目標1 誰もが安心して生み育てられる環境が充実している



■概要

● 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

年々、出生数は減少していますが、共働き世帯が増加し、就学前教育・保育環境の整備へのニーズが高まっていることから、待機児童など諸課題の解消に向け、民間保育施設の誘致など、民間事業者と連携し取り組みました。

放課後こどもの居場所づくりでは、放課後児童クラブを小学校の全学年で実施して待機児童を発生させなかつたほか、あしやキッズスクエア事業を拡充しました。

また、子育て家庭への経済的支援及びひとり親の就労支援を実施し、大学などの受験料支援金や入学支度金を給付したほか、「こども家庭・保健センター」を開設し、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで切れ目ない支援ができるよう取り組みました。

● 課題

保育所等の利用定員が、民間保育施設の誘致などにより増加しましたが、入所待ち児童は一定数存在すること及び市立幼稚園園児数の減少がさらに進んでいることが課題となっています。

また、放課後こどもの居場所づくりについては、引き続き、待機児童を発生させないための受け皿の整備や多様な体験活動の充実が課題となっています。

こどもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、個々の家庭の課題・ニーズに応えるために、多様なサービスや地域資源を活用した居場所づくりなど必要な支援を充実させることが必要です。

■指標

指標	前期計画 策定時実績	前期計画 策定時目標	最新 実績	後期計画 終了時目標
① 入所待ち児童数(人)	181	0	109 (R6)	0
② 放課後児童クラブ待機児童数(人)	0	0	0 (R7)	0
③ 放課後児童クラブ利用者の満足度 (%)	(参考) 95.9 (R5)	—	96.4 (R6)	100.0
④ 子育てで困った時に相談できる相 手がいる人の割合(%)	95.5	95.5	89.0 (R5)	98.0
⑤ 地域子育て支援拠点事業の利用 者数(人)	8,082	61,452	26,728 (R5)	51,384
⑥ 子育て世代の保護者の子育て環 境や支援への満足度(%)	23.6	29.0	23.0 (R5)	29.0

注:「-」は、後期基本計画策定時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

■関連する主な条例や課題別計画等

- 第3期こども・若者輝く未来プラン「あしや」(令和7~11年度)
- 健康づくりプランあしや(第4次母子保健計画・健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画)(令和6~11年度)
- 教育指針(毎年度更新)

注:各名称に共通する「芦屋市」の表記は省略している。

<基本施策、主な施策、説明文>

1-1 仕事と子育てを両立できる環境整備を進めます

1-1-1 社会環境の変化に応じた就学前教育・保育施設の環境整備

小学校就学前教育の教育・保育ニーズを的確に把握しながら、既存施設の環境整備に取り組むとともに、市立幼稚園などに求められる役割を踏まえた適正配置と今後の運営についての検討を進めます。

1-1-2 こどもたちが放課後を安全・安心に過ごせる居場所づくり

放課後児童クラブやあしやキッズスクエア事業などの安定的な運営に引き続き努め、放課後の子どもの居場所づくりとしての機能を充実させるとともに、多様な体験活動ができる機会を拡充します。

1-2 こどもの命と健康が守られ、安心して子育てできる環境をつくります

1-2-1 子育て家庭への経済的支援

経済的な理由で子どもを生み育てることが困難な状況にならないよう支援を推進するとともに、必要な情報提供の充実を図ります。また、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向け、就労支援などの総合的・継続的な支援を実施します。

1-2-2 児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応のための相談・支援体制の強化

こども家庭・保健センターにおいて要保護児童対策地域協議会を運営し、こども家庭センター・警察・学校・地域などの関係機関との連携体制の充実により、虐待の未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。

1-2-3 妊娠期から子育て期の切れ目ない支援の充実

妊娠期からの伴走型相談支援や母子保健と児童福祉の一体的支援を通じて、全ての子どもと家庭への支援を充実させ、利用しやすい体制を整備します。

1-2-4 子育て世代間や多世代で交流を図り、情報を共有できる機会と場所の提供

子育て家庭が互いに交流できるよう、「つどいのひろば」や「あい・あいるーむ」などの身近な地域での交流や相談支援事業を実施します。

施策目標2 未来への道を切り拓く力が育っている



■概要

- 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

こどもや若者の健全な成長を支えるため、生徒指導・不登校連絡協議会や青少年育成愛護委員による街頭巡回活動などの地域や家庭と連携した取組を推進したほか、若者相談センター「アサガオ」にて不登校、ひきこもりなどの若者へ支援を行い、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える若者の自立と社会参加を支援する環境を強化しました。

未来を見据えた教育環境については、インクルーシブ教育・保育⁶の推進に向け、加配教員など配置検討委員会を設置したほか、教職員や支援員などの資質向上を図るための報告会や研究会などを実施することで、人員の量・質を拡充しました。

また、岩園幼稚園では、3歳児保育を本格実施したほか、地域の特色を生かした幼稚園づくりを行い、幼児期と児童期の接続に向け、市内就学前施設の交流を図るため「幼保こ小合同連絡会」での意見交換や「なかよし運動会」、「小学校ごっこ」において小学校区ごとに5歳児の交流を実施しました。

教育・保育の質の向上に向けては、職員の研修やALTをはじめ外部人材の配置の推進などに取り組みました。また、ICTを有効活用した教育に向けては、児童生徒に1人1台のタブレット端末を配備するほか、その有効活用を図るため小中合同授業研究会などで協議や研究を進めました。さらに外国語教育に関しては、小学校・中学校で連携した授業を実施するとともに、生徒の国際交流の機会を拡充しました。これらを実施するうえで、喫緊の課題である教職員の働き方にについても絶えず見直しを行い、教職員がこどもたちと向き合う時間を確保できるよう、業務改善の取組を進めました。

- 課題

全てのこどもにとって、学校が安心して過ごせる場所でありたいと考えます。特にいじめは絶対に許されないことであり、起こさないための教育や相談できる環境を整えることが急務です。また、いじめはいつでもどこでも起こり得るため、いじめが発生した場合は早期に適切に対応することが求められています。さらに、いじめを未然に防ぐためには、こどもたち自身がいじめの問題に対して意識を高め、互いに支え合う姿勢を育むことが重要です。そのため、こどもたちが自分の思いを発信し、安心して相談できる環境を整えていきます。

児童生徒の学習意欲や自己肯定感が低下している中、興味や疑問を動機付けにして、主体的に学ぶ楽しさを取り戻すため、持続的な学習意欲と問題解決

⁶ インクルーシブ教育・保育:個別的配慮が必要な児童と他の児童が集団でともに学び育ちあう教育及び保育のこと。

力を育む必要があり、児童生徒が自ら問いを立て、現実社会とかかわる体験を通じて課題を深く理解し、対話を通して多様な価値を尊重しながら合意形成を図る力の育成がこれまで以上に求められています。また、社会環境の変化や人間関係の複雑化により、不登校となる児童生徒も増加傾向にあり、こども一人ひとりの気持ちに寄り添い、早期発見と支援を強化することが重要です。さらに、日本語支援を必要とする児童生徒が増加しており、学習や生活面での支援体制の強化が求められています。加えて、学校においても全ての児童生徒が安心してともに成長できる学校づくりを絶えず進めていく必要があります。

中学校部活動の地域展開により、今後はこどもたちが地域のスポーツや文化活動に関わる機会が得られる可能性がある一方で、活動の質や機会の均衡を保つための体制整備が課題となります。学校と地域が一体となった取組を推進します。

■指標

指標		前期計画 策定時実績	前期計画 策定時目標	最新 実績	後期計画 終了時目標
① いじめはどんな理由 があってもいけない ことだと思うと回答 した児童生徒の割合 (%)	小学生	(参考) 95.5 (R5)	—	94.6 (R6)	100.0
	中学生	(参考) 94.6 (R5)	—	95.5 (R6)	100.0
② 若者の自己肯定感 (%)	中学生	34.1	40.0	48.6 (R5)	50.0
	15～39 歳	49.2	50.0	57.1 (R5)	60.0
③ 将来の夢や目標を持 っている児童生徒の 割合(%)	小学生	83.9	87.0	80.0 (R6)	87.0
	中学生	69.1	72.0	67.0 (R6)	72.0
④ 問題解決型学習に取 り組んだという実感 を持った児童生徒の 割合(%)	小学生	(参考) 76.1 (R5)	—	80.9 (R6)	100.0
	中学生	(参考) 76.9 (R5)	—	77.6 (R6)	100.0
⑤ 学校に行くのは樂し いと思う。どちらか というと思う。という 実感を持った児童生 徒の割合(%)	小学生	(参考) 80.8 (R5)	—	80.7 (R6)	88.0
	中学生	(参考) 82.0 (R5)	—	81.7 (R6)	85.0
⑥ こどもと接する機会がある人の 割合(%)		65.3	68.0	58.0 (R6)	68.0

注:「-」は、後期基本計画策定時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

■関連する主な条例や課題別計画等

- 第3期こども・若者輝く未来プラン「あしや」(令和7～11年度)
- いじめ防止基本方針(平成30年改定)
- 教育指針(毎年度更新)

<基本施策、主な施策、説明文>

2-1 こどもや若者の健全な成長を支えます

2-1-1 こどもや若者との対話を重視した施策の推進

「子どもの権利条約」・「こども基本法」の趣旨や内容を基に、こども・若者は、生まれながらに権利の主体であることが理解されるよう情報提供や啓発を行うとともに、こどもや若者が意見を表明しやすい環境づくりを行い、対話しながら施策を進めていきます。

2-1-2 いじめ防止と現代的社會問題への対応に向けた地域・家庭との連携強化

こどもたち一人ひとりが安心して過ごせるよう、いじめの未然防止に向けた教育や教育相談の充実などを図り、また、いじめが発生した場合は早期発見・早期対応を心がけ、適切に対応します。さらに、性に関する問題や、情報通信技術の発展に伴う問題、子どもの貧困及びヤングケアラーなどの社会問題に対応するため、地域や家庭と連携した取組を推進します。

2-1-3 こども・若者の悩みへの対応・解消や社会参加の促進、自主活動の支援

広報・啓発の充実を図りながら、相談事業などによりこども・若者を支援するとともに、安心して過ごせる居場所づくりの実現に向けた活動を支援します。

2-2 就学前教育・保育施設、学校、家庭、地域が連携・協働し、未来を見据えた教育環境を整えます

2-2-1 インクルーシブ教育・保育の推進

配慮を必要とする子どもの支援を充実し、インクルーシブ教育・保育を推進するとともに質の向上に取り組みます。

2-2-2 時代に応じた質の高い教育・保育環境の整備

就学前教育・保育施設における官民協働による教育・保育研究を通じて職員の学びを進め、個々に応じて健やかな育ちを確保するとともに、育ちの連續性の共通理解につながる交流などの実施により、小中学校との円滑な接続を図ります。また、こどもたちそれぞれの個性や特性、興味関心、理解度等を踏まえた、一人ひとりに公正で最適な学び(ちょうどの学び)を推進し、小中学校における探究的な学びや外国語教育、食育などを充実させます。こどもたちの学びを支えるために、引き続き、教職員の担うべき業務を整理するとともに効率化を図り、教職員がこどもたちと向き合う時間を確保するための取組を進めます。

2-2-3 登校しづらい児童生徒への支援

登校しづらい児童生徒が安心して学ぶことができる環境づくりを推進します。また、不登校の状況改善や社会的自立に向けて、学校だけでなく家庭や地域社会、関係機関との連携をより一層深め、適切な対応を行います。さらに、保護者への支援も重要視し、相談窓口や支援を得られる機会を整備していきます。

2-2-4 日本語支援を要する児童生徒への支援体制の整備

日本語支援を要する児童生徒に対して、日本語習得の指導方法や教材の整備を行い、効果的な支援が実施できる体制を整えることで学習や生活面での支援が強化され、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう取り組みます。

2-2-5 ICT を有効活用した教育の推進

未来を担う子どもたちが、社会環境が変化するなかでも豊かな創造性を発揮できるようICTの環境を整備するとともに効果的に活用し、情報活用能力の視点を取り入れた教育を実践します。

2-2-6 就学前教育・保育施設、学校、家庭、地域が連携し、社会の中で学べる環境づくり

地域全体で未来を担う子どもの成長を支えるため、就学前教育・保育施設では、地域との交流を進め、就学後においても自主的・主体的な活動を行うコミュニティ・スクール⁷への支援、あしやキッズスクエア、トライやる・ウィークの充実など地域との連携に取り組みます。

2-2-7 中学校部活動の地域展開の推進

中学校の学校部活動に代わり、子どもたちが地域においてスポーツ・文化芸術活動を体験する機会を将来にわたって確保できるよう地域における新たな環境構築に向けた取組を進めます。

⁷ コミュニティ・スクール:小学校を学校の教育活動に支障のない範囲内において、地域住民に開放し、自主的・主体的な文化活動、スポーツ活動や地域活動を行うことを通じて、住民相互の連帯感や自治意識を高め、よりよいコミュニティの創造・発展を目的として活動しているもの。昭和53年(1978年)、三条小学校に「三条コミスク」を設置したのを皮切りに、昭和61年(1986年)に全小学校区にコミスクを設置しました。

施策目標3 生涯を通じた学びの文化が醸成されている



■概要

● 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

歴史的・文化的な資源の活用推進に向け、芦屋市民文化賞や芦屋市善行賞「つづじ賞」の表彰式を開催したほか、国指定重要文化財であるヨドコウ迎賓館竣工100周年を記念し、講演会や夜間特別見学ツアーなど、市内外へ魅力を発信する取組を実施しました。また、美術博物館改修工事に伴い、新たに歴史資料展示室を常設しました。

「読書のまち」の推進に向け、図書館でのイベント実施や、市役所や図書館における読書活動紹介展示の実施などを行いました。また、学校園と連携し、図書館見学の受入、出前授業や読書スタンプラリーの配布など読書活動の充実に取り組んだほか、電子図書館サービスを開始し、読書環境の整備を図りました。

また、各種イベントや、少年少女力又一体験教室を実施したほか、春のファミリースポーツのつどいの開催など、様々な地域、団体、大学などと連携して市民がスポーツに親しめる事業を実施しました。

市民による学びに向けては、生涯学習出前講座、あしや学びあいセミナー、芦屋川カレッジ、芦屋病院公開講座、健康フォーラムなどの実施により、学習機会の提供に取り組みました。

● 課題

新型コロナウイルス感染症の影響によって、イベントや文化施設の休業など様々な制約下での開催を余儀なくされ、文化的活動の停滞は、人、地域とのつながりにも大きな影響を及ぼしました。人々の繋がりや居場所の創出、次世代への継承、まちの魅力創造・発信など、文化施策と他分野の施策との連携を深め、まちの魅力創造・発信など、文化の力を活かした魅力的なまちづくりを推進する必要があります。

また、継続して市民がスポーツに親しめる事業の実施が求められるほか、生涯学習に関する取組については、知の循環型社会をさらに推進していく必要があります。さらに、ライフスタイルが多様化する中、図書館利用者の減少など読書離れの傾向にありますが、市民の様々なニーズに応え、今後も地域に必要とされる図書館であることを目指すとともに、こどもたちの読書活動の充実にも取り組む必要があります。

■指標

指標	前期計画 策定期実績	前期計画 策定期目標	最新 実績	後期計画 終了時目標
① 芦屋市内の主な歴史的・文化的な資源を知っている人の割合(%)	64.1	70.0	82.7 (R6)	85.0
② 月に1回はスポーツ、芸術、歴史に触れるために外出している人の割合(%)	42.5	50.0	35.5 (R6)	75.0
③ この1年間で自発的に学びを得る機会があった人の割合(%)	46.9	52.0	35.1 (R6)	55.0
④ 図書館来館者数(人)(※)	—	—	427,310 (R6)	470,000

注:「-」は、後期基本計画策定期に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

(※)本館、打出分室(うちぶん(打出教育文化センター)来館者数)、大原分室の来館者人数。

■関連する主な条例や課題別計画等

- 文化基本条例(平成22年条例第1号)
- 文化財保護条例(平成元年条例第7号)
- 第3次文化推進基本計画(令和8~12年度)※総合計画と一体的に策定
- 第3期スポーツ推進計画(令和6~15年度)
- 第2期スポーツ推進実施計画(令和6~10年度)
- 教育指針(毎年度更新)

<基本施策、主な施策、説明文>

3-1 文化の力を活かした魅力的なまちづくりを進めます

3-1-1 文化振興と地域活性化の一体的な推進

国際文化住宅都市として培われた文化の力を活かし、他分野の施策とも連携しながら、社会包摶の観点から、誰もが文化的活動に参加できる取組を推進し、人々の繋がりや居場所の創出など、文化振興と地域活性化を一体的に推進します。

3-1-2 歴史的・文化的な資源の保存・活用の推進

個性豊かで幅広い芦屋文化が創造されるまちづくりの実現を目指し、社会教育施設・文化施設の有効利用や史跡・文化財などの保存・活用を推進します。

3-1-3 将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実

中学校部活動の地域展開やコミュニティ・スクールの活動等により、スポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実を図り、こどもたちが生涯にわたってスポーツや文化芸術と豊かに関わる力を身につけられるよう取組を進めます。

3-1-4 生涯にわたって読書に親しむ環境の整備

多世代のニーズに対応するとともに、社会や地域の情報拠点としての役割を果たせるよう、魅力ある読書環境の整備を図ります。また、こどもたちが読書に親しみ、読書の楽しさを実感できるよう、学校図書館との連携充実に取り組みます。

3-1-5 誰もが健康で豊かなスポーツ文化を楽しめる環境の推進

地域や団体、学校と連携しながら「する・みる・ささえる」スポーツ文化を醸成し、全ての市民が楽しめる環境づくりを進めます。

3-2 市民による学びの仕組みづくりを進めます

3-2-1 市民による生涯を通じた学びの推進

地域の学習情報を得る機会を創出するとともに、学習情報を活用し、自らがリーダーとなって活躍できる人材・団体の支援に取り組みます。

<施策分野2 福祉健康>

施策目標4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる



■概要

- 第5次総合計画前期基本計画における主な取組
包括的な支援体制の一層の強化に向け、重層的支援体制整備事業⁸を実施し、市職員や関係機関への研修や連携を推進しました。障がいのある人が地域で自立した生活ができるよう支援する体制の整備を図るため設置した自立支援協議会において、障がいのある人の居場所づくりに取り組み、今後も市民が主体となって継続して活動できるようボランティア登録団体を発足させました。

経済的な困窮や社会的孤立の状態にある人などに向け、総合相談窓口においてワンストップの相談を実施するとともに、家計改善支援事業や就労準備支援事業・社会参加推進事業などを実施しました。高齢者への支援に関しては、地域包括支援センターを増設し、相談窓口を拡充したほか、認知症地域支援推進員の設置や認知症高齢者個人賠償責任保険事業を開始するなど認知症施策の強化に取り組みました。さらに、障がいを理由とする差別の解消に向け、民間事業者による合理的配慮⁹の提供を支援するための補助事業や、やさしいお店登録事業を実施しました。

男女共同参画の視点では、第5次男女共同参画行動計画の策定を行ったほか、DV相談、女性活躍に関する啓発事業・講座、ASHIYA RESUME事業などを実施しました。また、国際交流事業では、「潮芦屋交流センター」を中心に、国際交流や多文化共生理解推進を目的とした講座などを実施したほか、姉妹都市交流や小中学校における外国からの編入生に伴う初期日本語指導教室を行いました。

権利擁護に関する施策については、権利擁護支援センター事業や人権教育・人権啓発事業を実施したほか、パートナーシップ宣誓制度を拡充し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始しました。また、平和施策では、平和首長会議へ出席や、平和首長会議の提唱する事業を進めるとともに、「たゆまぬ平和への歩み」展などの啓発事業に取り組みました。

- 課題

新型コロナウイルス感染症の影響によって、地域でのつながりの希薄化が加速しました。コロナ禍後には、イベントや人々が集まる場が再開しつつありますが、状況に応じた活動の活性化に向けた支援などを実施する必要があります。また、複合的な課題や制度の狭間の課題に対応するため、重層的支援体制整備

⁸ 重層的支援体制整備事業:こども・障がい・高齢・生活困窮などの分野を超えて、属性を問わない「相談支援」、多様な「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う支援体制を整備し、本人や世帯を包括的に受け止め支える重層的なセーフティネットをつくることを目指す事業。

⁹ 合理的配慮:障がいのある人から日常生活や社会生活上で障壁となるもの(社会的障壁)を取り除いてほしいという意思が示された場合、その実施に伴う負担が過重でない範囲で対応すること。

事業を中心に、様々な機関と連携しながら、支援体制の充実に取り組んでいく必要があります。

地域包括支援センターにおける相談件数が年々増加傾向にあり、身近な相談窓口としての認知度が高まっておりますが、認知症相談窓口としての役割もあることを知らない高齢者も多いことから、認知症相談窓口でもあることや、令和6年度から民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことに伴う取組の推進に向け、周知を行う必要があります。

男女共同参画をはじめ、様々な人権課題や平和意識の醸成に関する各種啓発事業においては、内容・方法ともに工夫しつつ継続的に展開していく必要があります。

■指標

指標			前期計画策定時実績	前期計画策定時目標	最新実績	後期計画終了時目標
① 日常生活で困った時に相談できる人や場所がいる(ある)人の割合(%)			66.2	75.0	69.5 (R6)	75.0
② 高齢者や障がいのある人などが安心して暮らせるまちであると思う人の割合(%)			—	—	54.2 (R6)	60.0
③ 夫婦間での家事・育児の分担の割合が「同程度・適宜分担」と回答した人の割合(%)	家事	理想	55.8	65.8	58.2 (R6)	60.6
		現実	25.8	33.8	30.2 (R6)	34.6
	育児	理想	61.7	68.7	56.2 (R6)	61.7
		現実	28.3	38.7	29.7 (R6)	31.1

注:「-」は、後期基本計画策定時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

■関連する主な条例や課題別計画等

- 障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例(令和2年条例第28号)
- 第4次地域福祉計画(令和4~8年度)
- 第10次芦屋すこやか長寿プラン21(第10次高齢者福祉計画・第9次介護保険事業計画)(令和6~8年度)
- 障がい者(児)福祉計画第7次中期計画(令和3~8年度)
- 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(令和6~8年度)
- 第5次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針(令和8~12年度)
- 男女共同参画推進条例(平成21年条例第10号)
- 第5次男女共同参画行動計画「ウィザス・プラン」(第3次女性活躍推進計画・第3次配偶者等からの暴力対策基本計画含む)(令和5~9年度)

<基本施策、主な施策、説明文>

4-1 地域共生社会の実現に向けた協働の体制づくりを進めます

4-1-1 重層的支援体制の構築強化

複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、本人や世帯への継続的な支援や地域とのつながりづくりなどを行政、専門機関、地域住民などの多機関¹⁰の協働により一体的に進め、重層的なセーフティネットの構築を推進します。

4-1-2 地域福祉とまちづくりの連携促進

地域の住民や事業者をはじめとした多様な主体の参加と協働による、地域福祉のネットワークづくりを推進します。

4-2 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます

4-2-1 地域から孤立している人や経済的に困窮している人への支援の充実

生活困窮者自立相談支援事業を中心として、相談支援や参加支援の充実に取り組みます。

4-2-2 高齢者がいつまでも安心して暮らせる取組の推進

高齢者を支える地域包括ケアシステムと認知症施策の総合的な取組を推進します。

4-2-3 障がいのある人が活躍できる環境整備

障がいへの理解や社会的障壁を取り除くための合理的な変更・調整について普及啓発に取り組み、障がいのある人が活躍できる場づくりを推進します。

4-3 平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します

4-3-1 男女共同参画意識が浸透し、女性の活躍とともに、ジェンダー平等につながる事業の展開

男女共同参画社会を実現するため、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組や女性の活躍を支援する事業を推進します。

¹⁰ 多機関:重層的な支援を進めていく上で連携が必要な様々な分野の関係機関のこと(例:こども・若者・学校教育関係、障がい分野、高齢分野、生活困窮、権利擁護、保健・医療関係、商工・労働関係、市民参画、地域住民、地域活動団体、行政など)。

4-3-2 多文化が共生する地域づくり

「潮芦屋交流センター」を国際交流と地域コミュニティの活動の拠点として活用し、市内在住外国人の支援、社会参画の促進、多文化共生を推進します。

4-3-3 市民一人ひとりの多様性が尊重され、安心して暮らせる環境づくり

様々な機会を捉えた人権教育・人権啓発を実施し、権利擁護に関わる施策を推進します。

4-3-4 平和な世界の実現に向けた施策の実施

戦争が最大の人権侵害であるという観点から、平和意識の醸成と次世代への継承のため、映画会や平和首長会議と連携した啓発事業などに取り組みます。

施策目標5 健康になるまちづくりが進んでいる



■概要

● 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

高齢者の社会参画を推進するため、シルバー人材センターなどの活動支援を通じて、自らの経験や技術を生かしながら、地域活動や社会参画ができる機会の創出に取り組みました。また、生きがいデイサービス事業では、周知・啓発に努めるとともに、実施場所や回数の充実を図り、利用者数の増加につなげました。

全世代の健康づくりを促進するため、さわやか教室や、介護予防講座を実施しました。また、ウォーキングマップを全戸に配布し、「いつのまにか健康」へつながる行動変容を起こす取組として、より多くの方が参加できるよう「ヘルスアップ事業～あしや健康ポイント～」の取組を展開しました。

芦屋病院公開講座、健康フォーラムにおいては、専門家の立場から健康・医療についての情報提供を行いました。また、新型コロナワクチンの特例臨時接種においては、より多くの市民が接種機会を得られるよう、集団接種・個別医療機関での接種を実施しました。

● 課題

新型コロナウイルス感染症が日常生活に与えた影響は大きく、様々な方面で健康増進に対する影響がありました。特に高齢者の活動機会が減少する傾向が見られ、高齢者の活動機会に関する取組を行う必要があります。

また、健康無関心層に対する心身の健康づくりの促進も必要であり、ヘルスアップ事業をはじめとする各種取組に対し、参加しやすい仕組みを構築する必要があります。

様々な感染症に対しては、平常時からの予防接種事業及び感染症予防への周知・啓発に取り組むことが必要です。

■指標

指標		前期計画 策定時実績	前期計画 策定時目標	最新 実績	後期計画 終了時目標
① 要支援・要介護認定率の全国との比較(%)	全国	18.7	全国平均から+0.9%以内	19.7	全国平均から+0.9%以内
	本市	19.9		21.6 (R6)	
② 週3回以上の運動習慣がある人の割合(%)		24.1	50.0	23.5 (R6)	50.0
③ 毎年健康診査・定期健康診断を受けている人の割合(%)		70.3	75.0	74.8 (R6)	75.0
④ ストレスを感じた時の相談相手がいる人の割合		—	—	69.9 (R4)	100
⑤ 麻しん風しんワクチンの接種率(%)	1期(※)	(参考) 88.1 (R4)	—	94.9 (R5)	100 (R12)
	2期(※)	(参考) 86.6 (R4)	—	92.3 (R5)	100 (R12)

注:「-」は、後期基本計画策定時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

(※)1期:生後 12 か月から 24 か月に至るまで、2期:小学校就学前1年間

■関連する主な条例や課題別計画等

- 健康づくりプランあしや(第4次母子保健計画・健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画)(令和6~11年度)
- データヘルス計画(令和6~11年度)
- 第10次芦屋すこやか長寿プラン21(第10次高齢者福祉計画・第9次介護保険事業計画)(令和6~8年度)
- 新型インフルエンザ等対策行動計画(平成27年策定)

<基本施策、主な施策、説明文>

5-1 市民の健康づくりを促し、いつまでも自分らしくいきいきと過ごすことができる取組を進めます

5-1-1 高齢者が健康で、社会と関わり、楽しみ、活躍できる場の整備

高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまちを目指し、介護予防、認知症予防などに取り組むほか、自身のできること、したいことを地域での生きがい活動やボランティアなどの社会活動への参加につなげます。

5-1-2 多様な主体との連携により、市民が気軽に「健康づくり」に取り組むことができる仕組みの構築

健康の保持増進を図るため、特定健康診査やがん検診の受診率向上に取り組み、ポイント制度を活用した事業や食育、スポーツ活動の推進、こころの健康に関する正しい知識の習得の支援を推進します。

5-1-3 感染症の拡大防止の取組

予防接種しやすい環境整備など、感染症の予防・拡大防止・収束に向けた対策を充実させるとともに、感染症の感染状況などに柔軟に対応しながら適切な周知・啓発に取り組みます。また、市立芦屋病院と連携し、通常診療を継続しながら感染拡大防止を行うための医療提供の体制を整え、備えます。

＜施策分野3 市民生活＞

施策目標6 良好な生活環境が整い魅力的な暮らしが創出されている



■概要

● 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

良質な生活環境の維持、向上を図るため、市民マナーラインに基づき、マナー指導員による巡回強化、周知・啓発を行いました。また、指定ごみ袋の導入や民間事業者と提携するなどリサイクルの取組を推進し、ごみの減量・資源化を図ったほか、ゼロカーボンシティ¹¹を表明し、「芦屋市地域脱炭素ロードマップ」を策定しました。さらに、省エネ家電購入促進を図ったほか、再エネ導入に対する啓発を実施し、環境に対する意識醸成に取り組みました。

商業分野においては、創業塾を開催したほか、コワーキングスペースで勉強会や交流会を開くなど起業・創業・経営継続を支援しました。また、商店街などの活性化に向けた支援を行ったほか、キャッシュレス決済還元事業を実施し、市内事業者の応援とキャッシュレス決済の普及を促進しました。

行政サービスについても、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及促進として、交付専用窓口を設け、出張申請やマイナポイント事業の周知を行ったほか、マイナンバーカードを用いたサービスの拡充を行いました。

● 課題

市民意識調査では、まちの清潔さや自然環境の豊かさの評価は高くなっています。これを継続するためには、大人だけではなく次世代への意識の醸成や啓発が重要です。また、深刻化する地球温暖化対策として、資源循環や脱炭素を促進し、持続可能な社会を構築するため、3R¹²推進により、燃やすごみの減量化・再資源化を図る必要があります。

商業分野においては、本市の規模や地域特性に応じた賑わいを創出するとともに、阪神間モダニズムなどの市の魅力発信の様々な取組と一体的に推進し、地域経済の活性化を図る必要があります。

行政サービスについては、新たなデジタル技術やマイナンバーを活用し、オンライン手続を充実させることで利便性を向上させる必要があります。マイナンバーカードについては、引き続き周知・啓発していく必要があります。

¹¹ ゼロカーボンシティ:2050年に向けて、二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを表明した地方公共団体のこと。ゼロカーボンシティ宣言は、地方公共団体が温室効果ガス排出量削減に向けて確実な対策を約束する対外的な「決意表明」として位置付けられる。

¹² 3R:リデュース(Reduce)廃棄物の発生抑制、リユース(Reuse)再使用、リサイクル(Recycle)再生利用の3つの取組の総称。

■指標

指標	前期計画 策定時実績	前期計画 策定時目標	最新 実績	後期計画 終了時目標
① 芦屋市が美しく清潔だと思う人の割合(%)	87.4	92.1	92.2 (R6)	94.4
② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(g/人・日)	(参考) 515.7 (R4)	481.4	470.9 (R6)	470.6
③ 地球温暖化防止に向けた取組全5項目のうち、実施項目数(平均) ¹³	2.93	3.20	2.68 (R6)	3.00
④ 主に市内で日常生活に必要な物(食料品・日用品・衣料品・医薬品・書籍・化粧品)を購入する人の割合(%)	(参考) 50.4 (R5)	—	51.6 (R6)	55.0
⑤ 市の行政手続が利用しやすいと感じる人の割合(%)	65.6	70.0	60.3 (R6)	70.0
⑥ 電子申請可能な市の主な手続き(%)	—	—	—	100.0

注:「-」は、後期基本計画策定時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

■関連する主な条例や課題別計画等

- 清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例(平成19年条例第13号)
- 第3次市民マナー条例推進計画(令和6~10年度)
- 第4次環境計画(令和7~16年度)
- 第5次環境保全率先実行計画(令和3~11年度)
- 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(令和7~16年度)
- 森林整備計画(令和4~14年度)
- 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成12年条例第32号)
- 一般廃棄物処理基本計画(令和4~13年度)
- 中小企業・小規模企業振興基本条例(平成30年条例第24号)
- 中小企業・小規模企業振興基本計画(令和5~9年度)

¹³ 地球温暖化防止に向けた取組全5項目の内訳:

- ・買い物にマイバックを持っていく、分別を積極的に行うなど、ゴミを減らす工夫をしている
- ・不要な電気は消す、使っていない家電のコンセントは抜くなど、節電に取り組む
- ・冷暖房や給湯の温度設定は控えめにする
- ・省エネ製品を選んで買う
- ・自動車の利用を控え公共交通機関を利用する

<基本施策、主な施策、説明文>

6-1 清潔なまちを協働で維持する取組を進めます

6-1-1 市民マナー条例をはじめとした快適なまちづくりの推進

市民マナー条例のほか、ごみの出し方やまちの清掃を、市民一人ひとりが心がけ、将来を担う若い世代にも受け継がれる、マナーを守る清潔なまちづくりを推進します。

6-2 環境へ配慮した都市生活の仕組みを築き、意識を高めます

6-2-1 ごみの減量化、再資源化事業の促進

持続可能な社会を構築するため、プラスチックの再資源化に向けたごみ分別や、新たな資源回収の取組を検討し、資源循環と脱炭素を促進するとともに、さらなる3Rの推進と事業系も含むごみの適正処理などにより、燃やすごみの減量化・再資源化を図ります。

6-2-2 地球温暖化防止に向けた取組

地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するとともに、ゼロカーボンを実現するため、省エネの推進に加え再エネの導入に向け、周知・啓発に取り組みます。

6-2-3 自然環境を守る意識の向上と自然に触れる機会の創出

豊かで多様な本市の自然環境の継承に向けて、若い世代をはじめとする市民一人ひとりが生物の多様性に関心を持ち、身近な自然に親しみ、自然環境を守り共生する意識の醸成に取り組みます。

6-3 本市の特性に合った地域経済の活性化を目指します

6-3-1 商業活性化の推進

中小企業・小規模企業振興基本計画に基づき、コワーキングスペースを活用した創業支援や商店街の支援など事業者に寄り添った支援に取り組み、商業活性化を推進します。

6-3-2 住宅都市としての価値を高める市の魅力の発信

文化的資源を活用するなど地域の賑わいを創出し、交流人口の拡大や定住者の呼び込みが図れるよう、市の魅力の向上及び発信に取り組みます。

6-4 行政サービスの利便性を高めます

6-4-1 新たな技術や手法の見直しによる持続可能な行政サービスの利便性の向上

デジタル技術やマイナンバーなどを活用し、オンライン手続の充実など業務変革により行政サービスの利便性の向上を図ります。

施策目標7 災害に強いまちづくりが進んでいる



■概要

- 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

住宅の耐震改修を促進するため、簡易耐震診断、住宅耐震改修計画の策定、改修工事・建替工事に対する費用の助成を行いました。また、避難所等施設の防災機能の強化に向け、山手中学校に耐震性貯水槽を設置し、飲料水の確保を行ったほか、防災情報システムの整備及び防災行政無線システムの更新を行いました。無電柱化を進めるとともに、芦屋川沿いの鳴尾御影線以南について、電線共同溝整備を進めました。

災害発生対策として、様々な形式で防災総合訓練、避難所開設研修を実施し、「被災者生活再建支援システム」を導入したほか、地区防災計画策定を支援しました。また、計画などの見直しとして、「感染症に対応した避難所運営マニュアル」、危機管理指針、事業継続計画(BCP)、地域防災計画・水防計画などをそれぞれ見直し・改訂を行いました。

- 課題

本市においては、住宅の耐震化を進めており、地区防災計画を策定した地区的割合も高まっていますが、近年、日本各地で大規模な災害が頻発しています。

災害対策として、日ごろの備えの大切さを周知・啓発し、国や県、地域と一体になって防災、減災への準備を進めていくなど体制の整備の重要性がより増すとともに、被災から早く回復できる仕組みづくりも検討する必要があります。

また、防災機能を発揮できるよう、引き続き住宅の耐震改修や無電柱化に取り組むとともに、すでに整備した防災に係る施設や、資機材が必要な際に活用できるよう適切な維持管理を行う必要があります。国の方針や新たな災害による教訓など、状況の変化に応じて指針や計画を必要に応じて見直していくことも必要であり、地域による防災体制については、消防団の入団者などを、募集の手法を工夫しながら、増やしていくことが必要です。

■指標

指標	前期計画 策定時実績	前期計画 策定時目標	最新 実績	後期計画 終了時目標
① 土砂災害特別警戒区域及び津波 浸水想定区域での地区防災計画 の策定割合(%)	6.0	50.0	44.4 (R5)	70.0
② 3日分以上の食料備蓄をしている 割合(%)	38.9 (R5)	—	41.1 (R6)	50.0
③ 地域の防災訓練に参加している割 合(%)	8.3 (R5)	—	7.9 (R6)	9.0
④ 芦屋市の防災メールやアプリ、 SNS の登録者数(人)	21,101 (R5)	—	22,396 (R6)	27,000

注:「-」は、後期基本計画策定時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

■関連する主な条例や課題別計画等

- 耐震改修促進計画(平成 20 年策定)
- 強靭化計画(令和4~8年度)
- 無電柱化推進計画(平成 30 年策定)
- 地域防災計画(毎年更新)
- 水防計画(毎年更新)
- 国民保護計画(平成 28 年変更)
- 危機管理指針(令和5年改訂)
- 第4次地域福祉計画(令和4~8年度)

<基本施策、主な施策、説明文>

7-1 自助、共助、公助の連携により、災害に備えます

7-1-1 災害発生時に地域住民間で協力し合える体制を構築するための支援

地区防災計画の策定、自主防災組織などの活動との連携、防災リーダーの育成、地域防災訓練の充実及び防災と福祉の連携による要配慮者支援など共助の取組を支援します。

7-1-2 防災に関わる情報の効果的な発信

防災ポータルサイトなどホームページやテレビ、ラジオだけでなくSNSなどを活用した多様な手法により、要配慮者にも配慮し、平時からの周知や自助の重要性の啓発、災害発生時の迅速な発信、被災後の生活における必要な情報の提供に取り組みます。

7-1-3 災害発生時の体制や防災対策の充実

地域防災計画や危機管理指針に基づく各種取組を推進するとともに、消防団への入団促進などの地域防災体制の充実、事業継続計画(BCP)の見直しなどを行うほか、様々な支援を迅速かつ的確に活用する受援体制の構築や職員訓練の実施に取り組みます。

7-2 まちの防災力を発揮します

7-2-1 適切な情報提供による住宅の耐震改修の促進

今後発生が懸念される地震による建築物の倒壊被害を減少させるため、適切な指導に加え、住宅耐震改修や簡易耐震診断などを促進します。

7-2-2 避難所等施設の防災機能の強化

災害発生時の備えとして、施設や資機材を適切に維持管理するとともに、市立芦屋病院ほか医療機関と協働し、感染症の予防対策、災害時医療提供対策を講じたうえで、災害の状況や避難者に応じた避難所などの運営及びその環境の向上、土砂災害特別警戒区域などへの対策の強化などを図ります。

7-2-3 無電柱化の推進

無電柱化推進計画に基づき、「電柱・電線のないまち」を目標に、長期的な視点で計画的かつ効率的に事業を推進します。

<施策分野4 安全安心>

施策目標8 日常の安全安心が確保されている



■概要

- 第5次総合計画前期基本計画における主な取組
防犯の取組を向上させるため、生活安全推進連絡会、まちづくり防犯グループ連絡協議会を開催し、特殊詐欺については、被害防止啓発チラシを全戸配布し、特殊詐欺等対策電話機等の購入者に補助金を交付しました。また、緊急時のトラブル情報や、消費生活に関する情報などを発信しました。

交通安全については、こどもや高齢者を対象とした交通安全教育、自転車運転安全教室、街頭啓発、通学路の合同点検、違法駐車・駐輪対策などを芦屋警察署等と連携して取り組みました。救急体制については、安定した 119 番受信体制を維持するため、計画的に老朽化した指令台を更新しました。また、救命講習会や市ホームページ等で救急車の適正利用を啓発しました。

地域医療体制面では、市立芦屋病院と地域の医療機関の連携強化に努め、地域包括ケアシステムの構築に向け、ケアマネジャーとの連携強化等、医療と介護の連携に努めるなど、住み慣れた地域で市民が安心して暮らせるよう体制整備を進めました。

● 課題

市内の街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数は、前期基本計画策定時の実績値より減少しています。近年では、手口が多様化する特殊詐欺の発生件数や被害額は増加傾向にあり、関連する団体への情報発信や関係各所と連携して対応を強化していく必要があります。また、インターネットを通じた取引やキャッシュレス決済等の拡大により、消費生活トラブルも多様化・複雑化しているのに加え、成年年齢が引き下げられ、若者が様々なトラブルに巻き込まれることが懸念されています。

交通安全に関しては、今後、警察による「青切符」の取締りが行われることなどを踏まえ、自転車利用の交通ルールの啓発等を継続して取り組むことが必要です。

医療分野においては、市内の救急件数が近年増加傾向にあるため、現場到着所要時間¹⁴が延伸傾向にあり、引き続き救急や医療提供体制などを充実することも必要です。

¹⁴ 現場到着所要時間:119 番通報を受けてから救急隊が現場に到着するまでに要した時間。

■指標

指標		前期計画 策定時実績	前期計画 策定時目標	最新 実績	後期計画 終了時目標
① 特殊詐欺の認知件数(件)		(参考) 39 (R5)	—	45 (R6)	41
② 「芦屋市くらしの安全情報」によるXの年間投稿件数(件)		(参考) 7 (R5)	—	34 (R6)	50
③ 交通事故の発生 件数(件)	人身	332	293	251 (R6)	240
	自転車関係	(参考) 80 (R5)	—	87 (R6)	82
④ 救急 119 番通報受信から現場 到着までの時間(分)		6.7	6.0	7.0 (R6)	6.0

注:「-」は、後期基本計画策定時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

■関連する主な条例や課題別計画等

- 芦屋市民の生活安全の推進に関する条例(平成 13 年条例第 17 号)
- 交通バリアフリー基本構想(平成 19 年策定)
- 市立芦屋病院経営強化プラン(令和5年策定)
- 第3次消費者教育推進計画(令和5~9年度)
- 健康づくりプランあしや(第4次母子保健計画・健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画)(令和6~11 年度)
- 第3期こども・若者輝く未来プラン「あしや」(令和7~11 年度)

<基本施策、主な施策、説明文>

8-1 地域などと連携し防犯・消費者力の向上に取り組みます

8-1-1 関係機関、地域活動団体などとの連携を図り、市民の安全を確保するための対策

特殊詐欺被害などを含む犯罪防止に向けて、まちづくり防犯グループなどとの連携、見守り活動の支援、警察などとの連携による情報発信に取り組みます。

8-1-2 消費者力¹⁵の向上の支援

消費者教育推進計画に基づき、消費者協会など関係団体と連携し、消費者への啓発・教育に取り組みます。

8-2 交通ルールを守る意識を高め、歩きやすいまちとなるよう取り組みます

8-2-1 地域との連携による通学路合同点検による危険箇所の点検、改善

こどもたちを交通事故から守るため、学校、PTA、地域などと連携して、通学路合同点検により道路環境の改善や交通安全教育を実施します。

8-2-2 道路の安全な通行につながる対策の実施

市民が安全かつ安心して外出できる道路環境を形成するため、防護柵の整備、道路のバリアフリー化、警察と連携した違法駐車・駐輪対策を行います。

8-2-3 交通安全に関する周知・啓発の強化

交通事故を減少させるため、交通安全教室や様々な媒体を通じた周知活動などにより、自転車を含む交通ルールやマナーについて警察と連携して啓発に取り組みます。

¹⁵ 消費者力：消費者が消費生活に関する正しい知識を持ち、自ら商品を選んだり、トラブルに対応したり、消費者市民社会において、自らの消費活動が世の中に影響を与えることを自覚し、適切な選択をする力。

8-3 誰もが安心して適切な医療を受けられる地域を目指します

8-3-1 救急体制の充実

救急車の適正利用を啓発するとともに、誰も取り残さない 119 番受信体制に努め、一刻も早い救急救命活動を進めます。また、市立芦屋病院における救急患者の受入体制の整備を推進します。

8-3-2 医療の地域連携の推進

市立芦屋病院と地域における医療・福祉の関係機関との連携強化を図り、安心して医療を受けられる体制を整備します。

施策目標9 住宅都市の魅力が受け継がれ、高められている



■概要

- 第5次総合計画前期基本計画における主な取組
まちなかを花と緑で彩り、緑を守り育てるため、オープンガーデンの参加個所数の拡大を図り、街路樹をはじめとした道路及び公園施設の新たな維持管理手法として、民間事業者のノウハウを活用し、包括管理業務委託を導入しました。

芦屋らしい景観誘導策として、芦屋市屋外広告物条例に基づく運用や景観地区の認定により良好な景観の維持・創出に取り組みました。また、地域の価値を高める公共空間の活用を推進するため、公園の活性化や利活用を推進し、公園施設のバリアフリー化などユニバーサルデザインを考慮した改修を実施したほか、ブランディングエリアにおいて人が滞留できる空間づくりの社会実験を行いました。

良好な住環境の維持の観点からは、市営住宅のあり方の検討を行い、良質な住宅ストック形成に向けては、芦屋市マンションの管理の適正化に関する条例の制定に加え、住宅相談や空き家の活用支援などを実施しました。

● 課題

人口減少や高齢化の進展により生じる課題は避けられないものであり、現在の魅力あるまちを維持し、子育て世代や高齢者など全ての世代が快適に住み続けられるまちとして持続的に発展していくための都市づくりが必要です。

良好な景観の維持については、過去から積み上げてきた各種施策の成果が着実に出てきているものの、社会情勢の変化や厳しい財政状況の中で、持続可能な手法での景観維持に課題があります。

公共空間の活用では、今後も地域の意向を確認しながら、国が提唱するウォーカブルの考え方¹⁶に基づく道路空間の利活用などに取り組んでいく必要があります。

住宅総数に占めるマンションの割合が非常に高いため、建物の老朽化や居住者の高齢化を見据え、管理組合などの自律的な取組を促し、管理適正化の推進を図る必要があります。

¹⁶ ウォーカブルの考え方：“居心地が良く歩きたくなるまち”を目指して、街路空間を車中心から“人中心”的空間へと再構築し、沿道と路上を一体的に使って、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場へとしていく取組。

■指標

指標	前期計画策定時実績	前期計画策定時目標	最新実績	後期計画終了時目標
① 定住意向(%)	84.3	84.3	86.4 (R6)	86.4
② 植物の育成や管理、清掃など緑化・保全に関する活動に過去1年に1回以上かかわったことがある人の割合(%)	15.7	20.0	14.2 (R6)	20.0
③ 地域におけるまちなみとまちなかの緑の景観が美しいと感じている人の割合(%)	91.3	91.3	95.1 (R6)	95.1
④ 公園を年数回以上、利用したことがある人の割合(%)	50.9	60.0	45.1 (R6)	55.0

■関連する主な条例や課題別計画等

- 都市計画マスタートップラン(令和3～12年度)
- 景観計画(平成27年策定)
- 緑の基本計画(令和3～12年度)
- 住生活基本計画(令和7～17年度)
- 緑ゆたかな美しいまちづくり条例(平成11年条例第10号)
- 都市景観条例(平成21年条例第25号)
- 住みよいまちづくり条例(平成12年条例第16号)
- 屋外広告物条例(平成27年条例第54号)
- マンションの管理の適正化の推進に関する条例(令和6年条例第14号)
- 街路樹更新計画(令和3年度～)
- 公園施設長寿命化計画(令和3～令和12年度)

<基本施策、主な施策、説明文>

9-1 住宅都市の魅力を高め、持続可能な都市づくりを進めます

9-1-1 持続的に発展していくための都市づくり

持続的に発展し、暮らし続けられる住宅都市の実現のため、都市機能が集まる拠点と住宅地との円滑なネットワークによる都市構造の形成を目指した都市整備を検討します。

9-2 みどり豊かな美しいまちづくりを進めます

9-2-1 良質な都市景観への誘導

芦屋の美しい景観を守り育てるため、都市景観形成に寄与する意識や価値観の醸成を推進します。また、既存の建物などを含めた大切にすべき景観や緑のあり方について意識付けを推進するとともに、「景観地区」の認定制度の活用、無電柱化の推進などを図ります。

9-2-2 緑の質¹⁷の向上

花と緑で彩られた芦屋で、時代や市民ニーズの変化に応じて、まちの魅力や暮らしの発展に寄与する「緑の質」の向上に努めるため、街路樹の更新、まちがひとつの庭園となるオープンガーデンなど市民による緑化活動の促進などを行います。

9-2-3 次世代まで緑を守り育む取組

緑の基本計画や街路樹更新計画に基づき、まちに潤いをもたらす街路樹や公園の緑の維持管理に取り組みます。

¹⁷ 緑の質:整備された緑の「量」を維持しつつ、緑の「質」をどのように維持・向上させるか、地域の特性に応じて施策を進めていく必要がある。新たな公園用地等の取得が困難な市街地を中心に、今ある緑の有効活用等、新しい緑の施策を検討する必要がある。

○量から質への取り組み例

【街路樹】幹線道路等で重点的に管理する路線を定め、路線ごとの適正な整備や管理を地域の皆さんとともに考え、ともに取り組みます。

【公園・緑地】市民が利活用しやすい公園・緑地となるよう、地域の皆さんとともに検討します。

9-3 地域の価値を高める公共空間の活用を進めます

9-3-1 公園や道路ごとの特性に合わせた更新、活用、維持管理

まちの価値を高める公共空間となるよう地域の特性に応じた縁の配置を見直すとともに、地域活動での積極的な活用を推進し、道路空間など他の公共空間との連携を検討します。

9-3-2 都市施設のユニバーサルデザインの推進

公共施設や道路・公園などの都市施設の整備に合わせ、利用者の視点を考慮したユニバーサルデザインを推進します。

9-3-3 多様な主体による公共施設の活用

行政施設・学校園施設の地域での活用や市有地の民間活用などについて検討します。

9-4 住宅都市の魅力を高め、良質な住宅ストックを次世代へ継承します

9-4-1 長期的な市営住宅のあり方の検討

市営住宅などの有効活用と管理戸数の最適化を検討します。

9-4-2 住宅ストックの効果的な活用

中古住宅の流通促進・空き家などの適切な維持管理の支援に加え、マンションの管理状況の把握と管理組合の自律的な適正管理を推進します。また、ニュータウン再生への課題認識の共有や支援を検討します。

<施策分野5 都市基盤>

施策目標 10 持続可能なインフラ整備が進んでいる



■概要

● 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

持続可能なインフラ保全の観点から、今後増大していくと見込まれる老朽化交通インフラに対して、計画的に橋梁の定期点検、修繕工事を実施し、防護柵なども工事を行いました。また、道路などについては、新たな維持管理手法として、民間事業者のノウハウを活用し、包括管理業務委託を導入しました。

生活インフラの保全では、上下水道施設の耐震化及び浸水対策を実施し、ごみ処理施設の安定的な運用に向け、環境処理センター施設整備基本計画の策定などに取り組みました。

さらに、JR 芦屋駅南地区再開発事業の推進に向け、用地取得を進め、管理処分計画及び特定建築者を決定しました。また、市街地における道路ネットワーク機能の検討実施や、自転車ネットワーク計画に基づく矢羽根型路面表示の自転車通行空間整備など、市内交通の円滑化に向けた取組を実施しました。

● 課題

他都市と同様に、高度経済成長期に整備された多くの公共施設やインフラ施設の老朽化対策が大きな課題となっています。市民生活を安全・安心なものとして持続していくため、さらなる老朽化及び優先度を考慮した計画的な更新及び適切な維持管理に努める必要があります。特に、一定の期間を経て廃止に向かうごみ収集パイプラインについては、課題に対する協議を進めつつ、今後の代替収集方法の検討を継続的に進めていくことが求められています。また、ごみ処理施設の更新については、地球温暖化対策及び人口減少や資源化に伴うごみ量の減少などに対して、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制を構築していく必要があります。

また、利便性が高い東西の移動と比較して、南北の移動については課題があり、交通のさらなる円滑化に向けて取り組む必要があります。公共交通ネットワークは市内に広く形成されていますが、一部の地域ではネットワークから離れていることに課題があります。将来にわたり安心して移動ができる交通環境を維持・充実させる必要があります。

JR 芦屋駅南地区再開発事業については、引き続き推進していきます。

■指標

指標	前期計画 策定時実績	前期計画 策定時目標	最新 実績	後期計画 終了時目標
① 対策が必要な橋梁の割合(%)	18.8	0.0	6.9 (R5)	0.0
② 水道管耐震化率(%)	(参考) 42.1 (R2)	—	44.9 (R6)	50.0
③ 下水道管耐震化率(%)	23.39	27.27	24.95 (R6)	27.29
④ 市内をスムーズに移動でき、利便性が高いと感じる人の割合(%)	69.8	69.8	74.1 (R6)	74.1

注:「-」は、後期基本計画策定時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

■関連する主な条例や課題別計画等

- 橋梁長寿命化修繕計画(令和7~11年度)
- 水道事業経営戦略(令和4~13年度)
- 水道ビジョン(令和4~13年度)
- 下水道ビジョン(令和4~13年度)
- 下水道ストックマネジメント計画(令和5~9年度)
- 一般廃棄物処理基本計画(令和4~13年度)
- 総合交通戦略(平成30~令和10年度)
- 自転車ネットワーク計画(平成30年策定)

<基本施策、主な施策、説明文>

10-1 持続可能な交通インフラを保全します（道路・橋梁）

10-1-1 橋梁の計画的な保全

今後、増大が見込まれる橋梁の補修・架替えに対応するため、橋梁の計画的な保全や廃止も視野に入れた適正化に取り組みます。

10-1-2 道路の適切な維持管理

安全で利用しやすい道路空間の確保に向け、適切な道路の補修や防護柵の整備に取り組みます。

10-2 持続可能な生活インフラを保全します（上下水道・ごみ処理施設）

10-2-1 上下水道事業の安心・安全で安定的な運営

将来に渡って上下水道施設を快適に利用できるよう、施設の計画的な維持管理、耐震化を行います。

10-2-2 ごみ処理施設の安定的な運用

ごみ処理施設の安定的な運用に取り組むとともに、神戸市との可燃ごみの広域処理の協議を進めつつ、中継施設及び資源化施設の整備・運用に取り組みます。また、パイプライン施設については、代替収集方法の検討を進めます。

10-3 市内交通の円滑化に向けて取り組みます

10-3-1 JR 芦屋駅南地区再開発事業の推進

JR 芦屋駅南地区において、安全かつ円滑な交通を確保し、近隣へも賑わいと活力が波及するよう、本市の南玄関口としてふさわしく魅力のあるまちづくりの完成に向け、再開発事業を推進します。

10-3-2 市街地における道路ネットワーク機能の形成・充実

交通の円滑化、安全性向上に加え、防災性の向上などを図るため、稻荷山線、山手線の道路整備、阪神電気鉄道の立体交差、山手第1、2地区の面的整備、阪急芦屋川駅・阪神芦屋駅周辺の交通結節点機能を中心とした面的整備について調査・研究を重ね、検討を進めます。

10-3-3 自転車ネットワーク計画の推進

歩行者・自転車・自動車それぞれが安全・安心で快適に通行できる自転車利用環境に向けて、道路を整備します。

10-3-4 公共交通ネットワークの充実

既存の公共交通等の利用促進や持続可能性を高める取組を進めるとともに、バス路線から離れている山手地域において、移動に関する不安を解消し、安全安心に住み続けられるために、生活に必要な移動ができる交通環境をつくる取組を進めます。

<施策分野6 行政経営>

施策目標 11 協働の意欲が高まり市民主体のまちづくりが進んでいる



■概要

● 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

あしや市民活動センターにおいて、オンライン・対面を併用する形での様々なセミナーなどを開催しました。また、主体的な市民活動を促進する環境づくりとして、市民提案型事業補助金を交付したほか、社会的な市民活動や地域づくりにつながる取組を紹介し、多くのつながりや新たな活動へのきっかけとなるよう情報を発信する冊子の作成などを行いました。さらに、多世代が集い、語り、つながる居場所づくりとして「みんなのつどい場」を毎月開催し、市民の交流と新たな活動につなげることができました。

阪神間で連携し、阪神間モダニズムなどの市の魅力発信に取り組んだほか、日本遺産講座の開催やイベントに参加しました。また、市制施行80周年記念式典は、オンラインライブ配信を行ったほか、特徴のある本市の学校給食を映画「あしやのきゅうしょく」として、全国上映し、本市の魅力を市内外に発信しました。

● 課題

少子高齢化や住民のニーズの多様化等社会の変化に対応し、持続可能なまちづくりを行うためには、市民主体の様々な活動が果たす役割はますます重要となっています。一方、人材確保や活動の継続性が困難になってきている状況にもあります。今後も継続して、多様な主体のまちづくりへの積極的な参画を促すとともに、活動の活性化を図る必要があります。

また、市民意識調査では、市の情報発信に関して周知不足などの意見がありました。情報発信については、各メディアの特性を生かした媒体を研究し、本市が住み続けたいまちであると思っていただけるよう内容を工夫するなど、市の魅力発信に繋がるよう検討する必要があります。また、情報公開においては、市民が市政を理解するための行政情報を積極的に提供する必要があります。

■指標

指標	前期計画 策定時実績	前期計画 策定時目標	最新 実績	後期計画 終了時目標
① 市民参画・協働を必要だと思う人の割合(%)	62.6	—	64.0 (R6)	67.0
② 地域の活動に年1回以上参加している人の割合(%)	35.9	40.0	32.6 (R6)	40.0
③ 市政情報の発信ができていると思う人の割合(%)	29.0	40.0	51.0 (R6)	55.0

注:「-」は、後期基本計画策定時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

■関連する主な条例や課題別計画等

- 市民参画及び協働の推進に関する条例(平成19年条例第5号)
- 第4次市民参画協働推進計画(令和8~12年度)※総合計画に位置付け
- 市民参画・協働推進の指針(平成18年策定)
- 情報提供の推進に関する指針(平成17年策定)

<基本施策、主な施策、説明文>

11-1 多様な主体が協働してまちづくりを行える環境を整備します 〔第4次芦屋市市民参画協働推進計画〕

11-1-1 市民参画・協働の理解促進

効果的な情報発信による周知や参画機会の充実を図ることで、幅広くあらゆる世代や分野の市民の意見を聴取し市政へ反映するとともに、まちづくりへの市民参画・協働の理解と関心を高めていきます。

11-1-2 新しいまちづくり人材の発掘、育成、活動支援

市民による様々な活動の支援に向けた環境づくりと地域サポーターとなる人材の発掘・養成を図る取組を推進します。

11-1-3 市民自らがまちの課題を解決する仕組みづくりの推進

市民、地域団体及び民間事業者等の多様な主体が集い、連携する機会や場の提供や、まちの課題解決への自発的な市民活動を推進し、持続可能な活動となる仕組みの構築を行います。

11-2 効果的・効率的な情報共有に努めます

11-2-1 時代に合った媒体の活用による情報発信の充実

まちの魅力や行政情報を多様な選択肢により発信することで、市民の愛着（シビックプライド）の醸成を図りつつ、本市の関係人口の増加に取り組みます。

11-2-2 情報を公開し、オープンガバメントを推進

行政の透明性・信頼性の向上、行政の効率化、市民の市政への関心度向上に向け、行政情報のオープンデータ化などによる積極的な提供を行います。

<施策分野6 行政経営>

施策目標 12 人口減少社会に対応した健全で効果的な行政財政運営が行われている



■概要

- 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

施策評価や事務事業評価においては、施策ごとに概要及び目標達成度を示し、事業の妥当性、有効性、効率性を検証のうえ、改善に努めました。また、企業版ふるさと納税、複数施設のネーミングライツの導入や未利用公共用地の民間事業者への売却や貸付けなどを実施するとともに、ふるさと寄附金について、連携ポータルサイトを追加し、返礼品を拡充することにより、新たな歳入確保に取り組みました。

公共施設のマネジメントについては、施設カルテや建物点検チェックリストにより施設の状態を把握するとともに、包括的な委託により、業務の効率化と施設の維持管理に係る質の向上を図りました。

● 課題

経常的な歳出は、人口構造の変化による社会保障関係経費の増加に加え、近年の原油・物価高騰や人件費の上昇により、増加が予想されます。また、今後、大規模な投資的事業の実施に伴う市債の発行や基金の取りくずしが見込まれます。厳しい財政運営の中において、歳入確保に向けた取組は一層重要性が増していくと考えられます。

計画の進捗管理と行政評価の手法については、総合的な視点での施策の再構築等につながるよう効率的、効果的な方法を検討し、公共施設の再配置¹⁸については、長期的な視点で、地域・利用者などと十分な協議を行い、時代のニーズに合った施設になるよう取り組みながら、適時適切に分かりやすい情報を発信する必要があります。

¹⁸ 施設の再配置:複数の類似施設を一つにまとめる「集約」、異なる機能を持つ施設を一つにまとめる「複合化」、既存施設の用途を変更する「転用」、利用状況等を踏まえた「廃止」、利用者ニーズや効率性に応じて施設規模を調整する「拡大・縮小」、施設機能やサービスの提供場所を変更する「移転」を示す。

■指標

指標	前期計画 策定時実績	前期計画 策定時目標	最新 実績	後期計画 終了時目標
① 経常収支比率 ¹⁹ (%)	96.9	94.0	92.7 (R6)	94.0
② 実質公債費比率 ²⁰ (%)	7.4	16.0 未満	8.4 (R6)	16.0 未満
③ 将来負担比率 ²¹ (%)	97.7	97.0 以下	30.5 (R6)	66.6 未満
④ 公共施設の市民1人当たり延べ床 面積(m ²)	—	—	4.3 (R6)	上限 4.2

注:「-」は、後期基本計画策定時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

■関連する主な条例や課題別計画等

- 新行財政改革(令和8~12年度)
- 債権管理に関する条例(平成21年条例第13号)
- 長期財政収支見込み(毎年更新)
- 公共施設等総合管理計画(令和8年3月改訂)

¹⁹ 経常収支比率:経常的経費に充てられた一般財源が経常一般財源に対してどの程度の割合となっているかを示す数値で、財政構造の弾力性(ゆとり)を判断する指標として用いられる。

²⁰ 実質公債費比率:借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す指標。3か年平均の数値を用い、数値が大きいほど財政運営が硬直的であることを意味する。

²¹ 将来負担比率:地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の決算年度末における残高の程度を示す指標。数値が大きいほど将来財政を圧迫する可能性が高いことを意味する。

<基本施策、主な施策、説明文>

12-1 長期的視点に立った行財政改革を行います

12-1-1 適切な評価に基づく、状況に合わせた事業の見直し

効率的・効果的な行財政運営を行うため、事業の有効性や必要性について適切な評価を行い、見直すことで、社会情勢の変化に適応した事業を推進します。

12-1-2 多様な手法による歳入確保

適正な市税徴収管理を推進するとともに、少子高齢化や人口減少に伴い懸念される歳入減少に対応するため、行財政改革実施計画に基づき、多様な手法による歳入確保に取り組みます。

12-1-3 健全な財政運営

行財政改革を行う中で、長期的視点に立ち、財源を効果的に配分し、持続的かつ健全な財政運営を進めます。

12-2 持続可能な行政サービスの提供に向け、官民に捉われない施設の効率的な運営や最適な配置を進めます

12-2-1 公共施設等のライフサイクルコストの縮減

官民で連携しながら、公共施設等の情報を整備し、維持管理、修繕、更新などに係る中長期的な経費の見込みのもとで、包括的な維持管理や最適な改修時期・規模を検討します。

12-2-2 公共施設等の統廃合・複合化などによる最適な配置の検討

限られた財源の中、公共サービスの持続的な提供のため、公共施設等総合管理計画及び公共施設の最適化構想を推進します。施設が持つ意義や利用状況、更新時期等を勘案しながら、地域や利用者との協議を踏まえ、公共施設の最適配置を進めます。

<施策分野6 行政経営>

施策目標 13 急速な社会変化に対応できる組織になっている



■概要

● 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

行政手続のオンライン化、RPA²²の利用など ICT を活用し、市民サービスの向上に努めたほか、民間事業者・大学などと協定を締結し、様々な事業を実施するなど、多様な主体との連携を深めました。

働きやすい職場環境を構築するため、課を新設し、ハラスマント対策などに取り組んだほか、職員の柔軟な働き方に対応するため、職員の在宅勤務・時差勤務を可能にしました。また、業務デジタル化に伴う、働く環境の整備や、オンライン会議の推進など、業務の改善・効率化を図りました。加えて、社会教育機関などの事務の市長部局への移管、こども家庭・保健センターの新設、室の設置、課長補佐級の設置など合理的な組織体制を構築しました。民間や他市などの外部機関へ職員を派遣するなど、自ら考え行動する職員の育成に取り組むとともに、高度で専門的な知識などを有する人を任期付きで任用できる仕組みを構築しました。

● 課題

社会構造の急速な変化や個人のライフスタイルの多様化に加え、限られた資源の中で、前例踏襲型の手法や職員像でなく、新たな手法・考え方でまちづくりを行う必要があります。また、柔軟かつスピード感をもって課題解決ができる能力が身に付くよう、職員が個人の能力を發揮し、効率的な行政運営を行えるよう働く環境・組織体制を整えることが課題となっています。さらに、組織内部の事業における取組内容について、充実した情報を発信する必要があります。

²² RPA:Robotic Process Automation の略。パソコン等の操作において、あらかじめ設定した手順に従って、定型的な処理を自動化する技術。

■指標

指標	前期計画 策定時実績	前期計画 策定時目標	最新 実績	後期計画 終了時目標
① 行政外部の人材と協働したことがある職員の割合(%)	32.1	65.0	30.3 (R6)	50.0
② 芦屋市で働くことに満足している職員の割合(%)	82.7	85.0	84.3 (R6)	85.0
③ ストレスチェックアンケートの総合健康リスク値 ²³	90	120 未満	96 (R6)	100

■関連する主な条例や課題別計画等

- 人材育成・確保基本方針(令和8年度改訂)
- 特定事業主行動計画(令和8年度改訂)
- 職員の職場における心の健康づくり(令和8年度改訂)

²³ ストレスチェックアンケートの総合健康リスク値:職員のメンタルヘルス不調を未然に防ぐことを目的にストレスチェックアンケートを実施しており、仕事のストレス要因がどの程度職員の健康に影響を与えるかの指標となる。リスク値が高いほど職員の健康に与える危険性も高いと考えられ、全国平均を100とした場合のリスク値が120を超える場合は対策が必要とみなされる。

<基本施策、主な施策、説明文>

13-1 不確実性が高まる社会に適応できる行政運営を行います

13-1-1 多様な主体との連携強化

更なる効率的・効果的な行政サービス運営に向け、新たな発想に基づく民間事業者など多様な主体との連携強化を図ります。

13-1-2 全庁的な業務の改善

人口の減少に伴い職員数の減少が予測される中でも、デジタル技術の積極的な活用などによる働く環境の充実及び、市役所内の各部門が互いに連携し、協力し合う「協同」を通じて、全庁的な業務の改善や効率化に取り組み、持続的な行政サービスの提供に取り組みます。

13-2 職員が能力を発揮し、効率的な行政運営を行えるよう、「働き方改革」を進めます

13-2-1 生産性向上と職員が安全・安心に働くことのできる適切な手法の選択と環境整備

職場環境の整備に向け、柔軟な働き方を推奨するとともに、職員が心身の健康を保ち能力を最大限に発揮することで、質の高い市民サービスや効率の良い行政運営に取り組みます。

13-2-2 職員の能力向上とモチベーションを引き出す仕組みや持てる力を十分に発揮できる職場づくり

職員の基礎的な資質向上に資する研修はもとより、ノウハウの全庁的な継承、自ら考え行動する職員の育成など個人の能力を認め、活かし、専門性の高い課題にも対応できる職場づくりに取り組みます。

第Ⅲ章 第3期創生総合戦略

1 創生総合戦略の趣旨

(1) 背景

国は、平成 26 年(2014 年)に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、同年 12 月 27 日に人口の現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と施策の方向を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。

また、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案した地方版の人口ビジョン及び総合戦略の策定が地方公共団体の努力義務とされ、本市もその必要性から平成 28 年(2016 年)3 月「芦屋市創生総合戦略(芦屋市人口ビジョン・芦屋市総合戦略)」を策定しました。

国は、令和4年(2022 年)12 月に、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂に合わせて、その名称を「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に変更しました。デジタル田園都市国家構想総合戦略では、デジタルの力を活用し、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現を目指すものとしています。

本市においても、国のおこなな総合戦略や社会経済の変化を踏まえ、第3期創生総合戦略を策定します。

「まち・ひと・しごと創生法」の施行、公布[平成 26 年(2014 年)11 月]

〈目的〉

- ・少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかける
- ・東京圏への人口の過度の集中を是正
- ・地域での住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持する

■国におけるデジタル田園都市国家構想総合戦略の方向性

デジタル田園都市国家構想総合戦略では、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決に向けた4つの「施策の方向」が示されています。本市においても、デジタル活用の視点を取り入れ、新たな第3期創生総合戦略及びそれに基づく具体的な事業を検討していきます。

①地方に仕事をつくる

スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業 DX(キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等)、スマート農林水産業、食品産業、観光 DX、地方大学を核としたイノベーション創出 等

②人の流れをつくる

「転職なき移住」の推進、オンライン関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進、地方大学・高校の魅力向上、女性や若者に選ばれる地域づくり 等

③結婚・出産・子育ての希望をかなえる

結婚、出産、子育ての支援、仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり、こども政策における DX 等のデジタル技術を活用した地域の様々な取組の推進 等

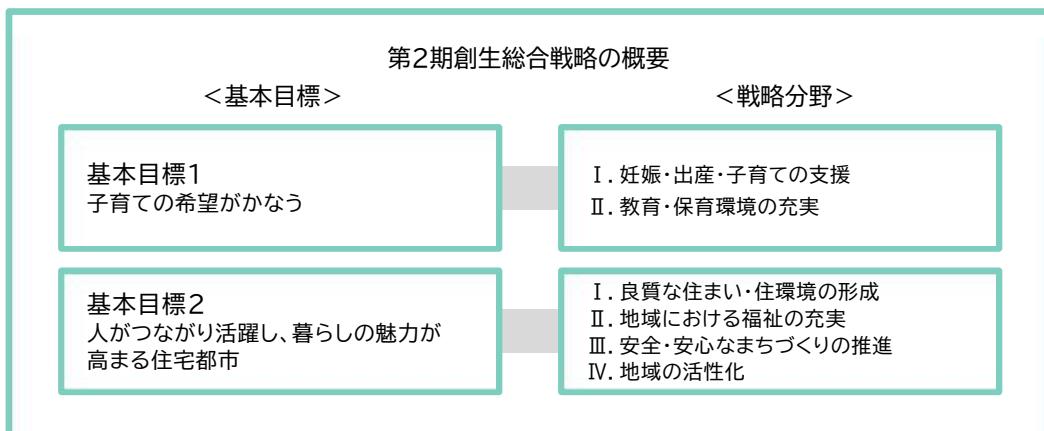
④魅力的な地域をつくる

教育 DX、遠隔医療、公共交通・インフラ・物流 DX、まちづくり DX、地域資源の活用、デジタルの活用による防災・減災対策、地域コミュニティ機能の維持・強化 等

■本市における第2期創生総合戦略の取り組みと第3期の進め方

本市では、国・県の創生総合戦略を踏まえ、人口ビジョンから見える課題や社会増減・自然増減の状況を鑑み、人口減少を緩和するため2つの基本目標と4つの戦略分野のもと、各施策に取り組みました。

第5次総合計画後期基本計画策定のための市民アンケートや対話集会、転入アンケートや総合計画審議会、行政アドバイザーハウスなど多様なご意見に留意し、第2期創生総合戦略の方向性を踏襲しつつ、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえた新たな視点も加えて「第3期芦屋市創生総合戦略」を策定します。



(2) 総合計画と創生総合戦略の関係

総合計画は、市民・行政が共有する指針であり、行政運営の最上位の計画となるものであって、各施策分野の課題別計画と併せてまちづくりを進めています。

創生総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年(2014年)11月施行)に基づき、特に重要かつ喫緊の課題である人口減少・少子高齢化へ対応していくために、課題別計画の一つとして、人口推計を示したうえで策定しています。

総合計画と創生総合戦略を一体的に進めることで、施策の整合性を確保し実効性のある計画としています。

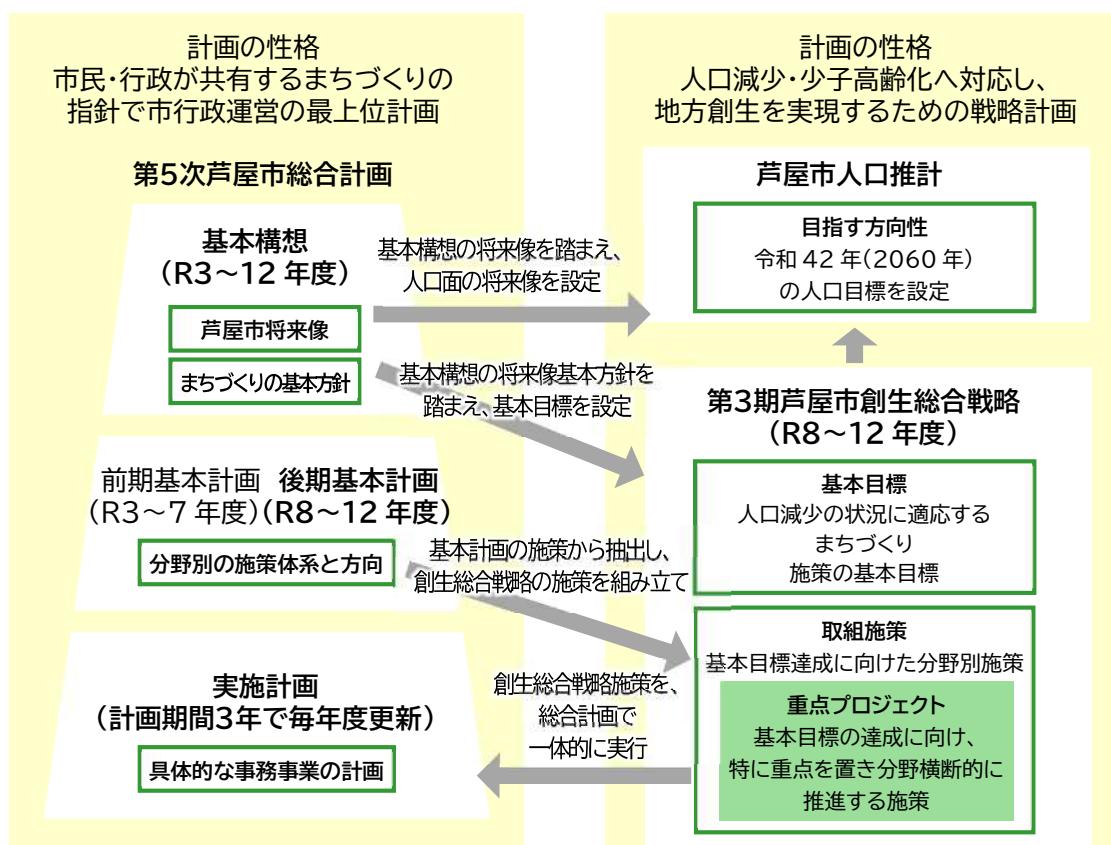
○人口推計

人口推計は、短期・中期・長期の人口の将来像を示します。

○創生総合戦略

創生総合戦略は、総合計画基本構想における将来像と基本方針を踏まえ、人口減少抑制に向けたまちづくり施策の基本目標を設定するとともに、基本目標の実現に向けて、基本計画の分野別施策と連動する施策を位置付けた取組施策に加え、特に推進すべき分野横断的な施策を設定した重点プロジェクトで構成しています。

総合計画と創生総合戦略の性格、構成と相互関係



(3) 第3期創生総合戦略の期間

計画期間は第5次総合計画後期基本計画と同一とし、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年とします。

2 人口推計の概要

(1) 本市における人口の現状

増加傾向にあった本市の人口は、平成27年(2015年)の95,350人をピークに減少傾向にあります。令和2年(2020年)以降、減少がやや緩やかになりますが、令和5年(2023年)には93,271人まで減少しています。

人口が変化する要因のうち社会増減については、平成26年(2014年)から平成27年(2015年)にかけて転出超過に転じたものの、平成29年(2017年)には転入超過に戻り、近年も転入超過の状況で推移しています。特に、神戸市をはじめとする近郊都市からの転入が多くなっていますが、関東圏の東京都や神奈川県に対しては転出超過の状況にあります。

自然増減については、平成22年度(2010年度)に死亡数が出生数を上回って以降、自然減で推移しており、減少幅は拡大傾向にあります。少子高齢化の進行に伴い、この傾向は今後も継続することが予測されます。

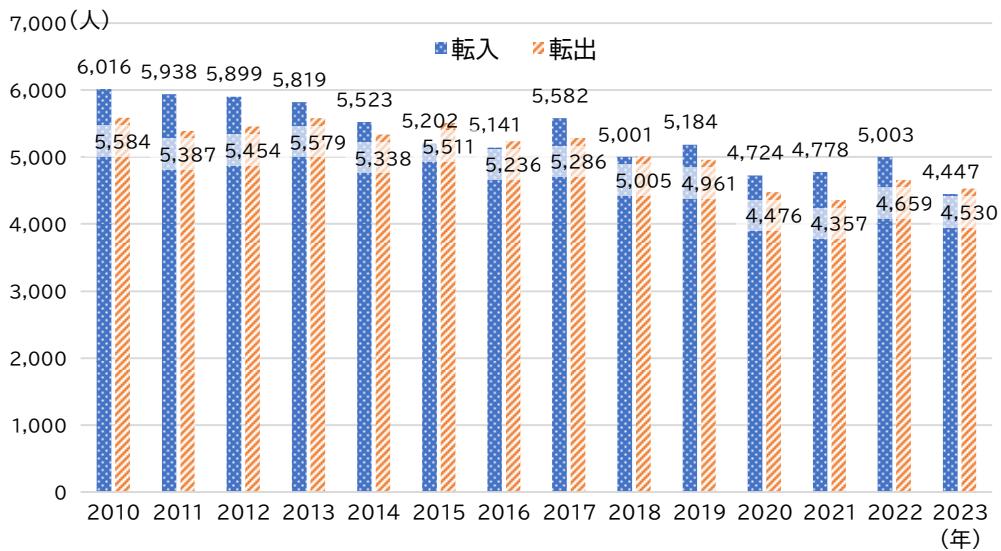
また、令和2年(2020年)の合計特殊出生率は、全国と同水準にありますが、兵庫県下においては低位となっています。

本市人口の概要

区分	概要
人口	<ul style="list-style-type: none">●平成27年(2015年)95,350人をピークに減少●令和2年(2020年)以降は、減少がやや緩やかに●令和5年(2023年)時点で93,271人
社会増減	<ul style="list-style-type: none">●一部の年を除いて転入超過で推移している●転入超過の特徴: 兵庫県内では神戸市(特に東灘区)からの転入が多い●転出超過の特徴: 東京都、神奈川県への転出が特に多い 進学・就職とともに転出であると考えられる
自然増減	<ul style="list-style-type: none">●平成22年度(2010年度)に自然減となって以降、減少幅は拡大傾向●本市の合計特殊出生率(令和2年(2020年)1.31)は、兵庫県下において低位であり、兵庫県平均(同年1.39)を下回る。

注:合計特殊出生率は、兵庫県の公表値に基づく。

社会増減数の推移



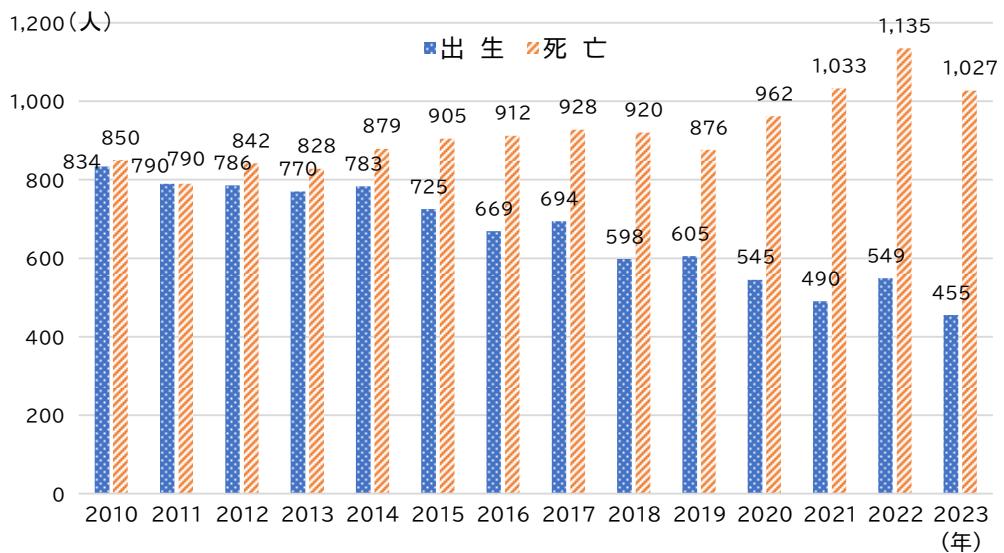
資料:芦屋市統計書

他地域との転出入の状況(2023年)

【兵庫県内】 (人)				【全国都道府県】 (人)			
	転入	転出	転入超過		転入	転出	転入超過
兵庫県 他市町村計	2,041	2,023	18	全国計	3,948	4,095	-147
神戸市 (東灘区)	977 459	891 345	86 114	兵庫県	2,041	2,023	18
(灘区)	81	85	-4	大阪府	703	625	78
(兵庫区)	46	80	-34	東京都	292	488	-196
(長田区)	27	37	-10	京都府	121	129	-8
(須磨区)	48	82	-34	愛知県	95	78	17
(垂水区)	60	56	4	神奈川県	72	122	-50
(北区)	80	47	33	岡山県	54	28	26
(中央区)	120	114	6	滋賀県	51	41	10
(西区)	56	45	11	奈良県	48	34	14
姫路市	65	55	10	福岡県	46	65	-19
尼崎市	138	172	-34	広島県	44	37	7
明石市	56	89	-33				
西宮市	539	540	-1				
伊丹市	28	39	-11				
加古川市	42	44	-2				
宝塚市	49	69	-20				

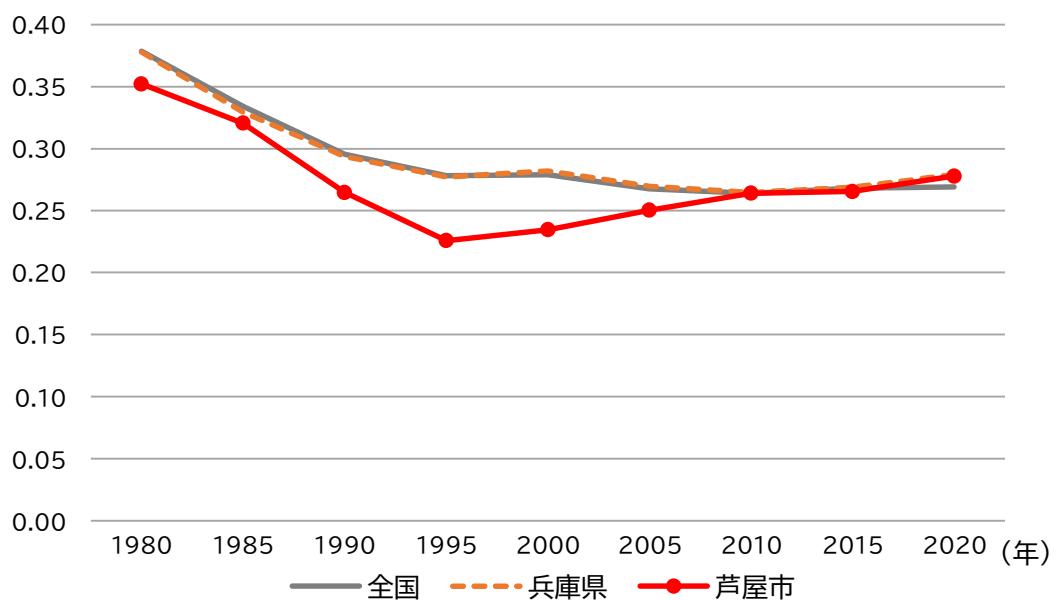
資料:総務省「住民基本台帳人口移動報告」

自然増減数の推移



資料:芦屋市統計書

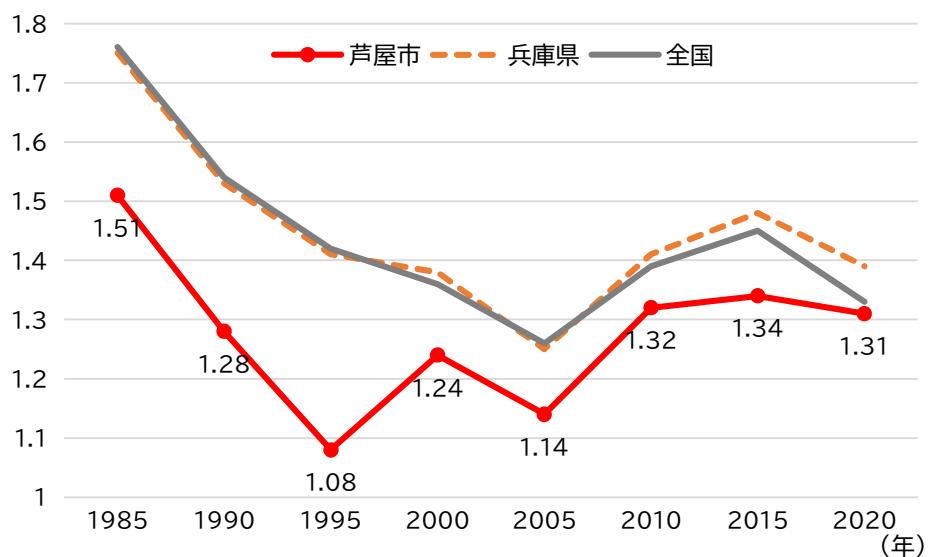
子ども女性比の推移



注:子ども女性比は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計」に準じて、0~4歳人口を 20~44 歳女性人口で除した割合としている。令和 7 年(2025 年)を例に、人口の維持に必要とされる合計特殊出生率(2.07)を子ども女性比に換算すると 0.401 となる。(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」より算出)

資料:総務省「国勢調査」

合計特殊出生率の推移



	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020
芦屋市	1.51	1.28	1.08	1.24	1.14	1.32	1.34	1.31
兵庫県	1.75	1.53	1.41	1.38	1.25	1.41	1.48	1.39
全国	1.76	1.54	1.42	1.36	1.26	1.39	1.45	1.33

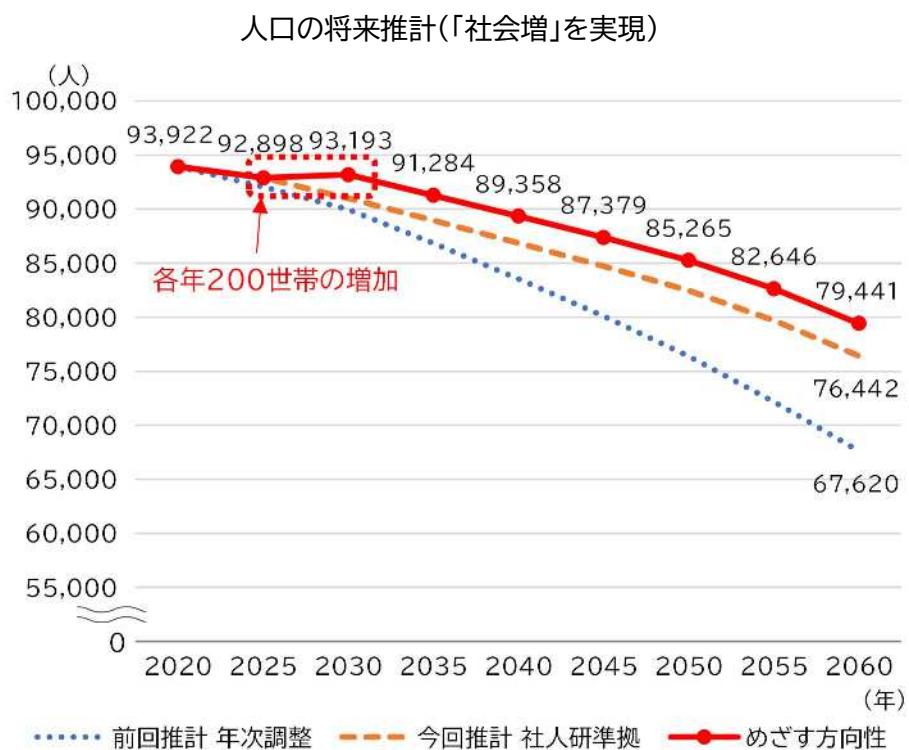
資料：兵庫県「保健統計年報」

(2) 将來の展望

芦屋市人口ビジョン(令和3年(2021年)9月改訂)では、本市の将来目標人口を65,000人以上と定めました。その一方で、今回実施した国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という)に基づく推計では、65,000人を上回る見込みであるため、同人口ビジョンは堅持しつつ、さらなる高みを目指し、少子高齢化対策として、めざす方向性を設定します。

芦屋市の今後の目標人口の検討のため、転入超過状況にある年齢層の社会増加がさらに拡大し、より具体的な仮定を設定した推計とし、以下条件でシミュレーションを実施しました。

なお、この場合、将来推計人口は、令和42年(2060年)時点で約8万人を達成する見込みです。



注:令和7年(2025年)から令和12年(2030年)にかけて、毎年200世帯が増加すると仮定している。
資料:芦屋市人口推計結果(令和6年度)

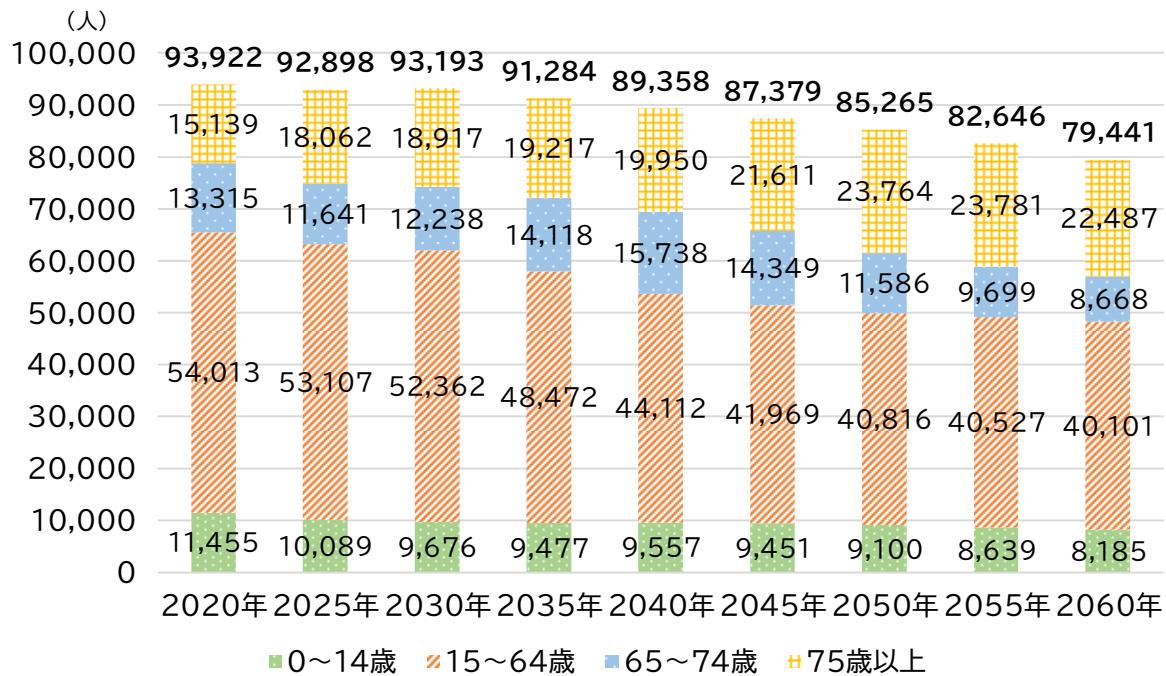
将来の合計特殊出生率・子ども女性比

	実績		人口の将来推計における仮定値							
	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)	令和37年 (2055年)	令和42年 (2060年)	
合計特殊出生率	1.31	1.35	1.39	1.43	1.43	1.43	1.44	1.49	1.49	
子ども女性比	0.278	0.262	0.268	0.274	0.273	0.275	0.271	0.271	0.271	

注:令和2年(2020年)の合計特殊出生率実績値は兵庫県の公表値に基づく。

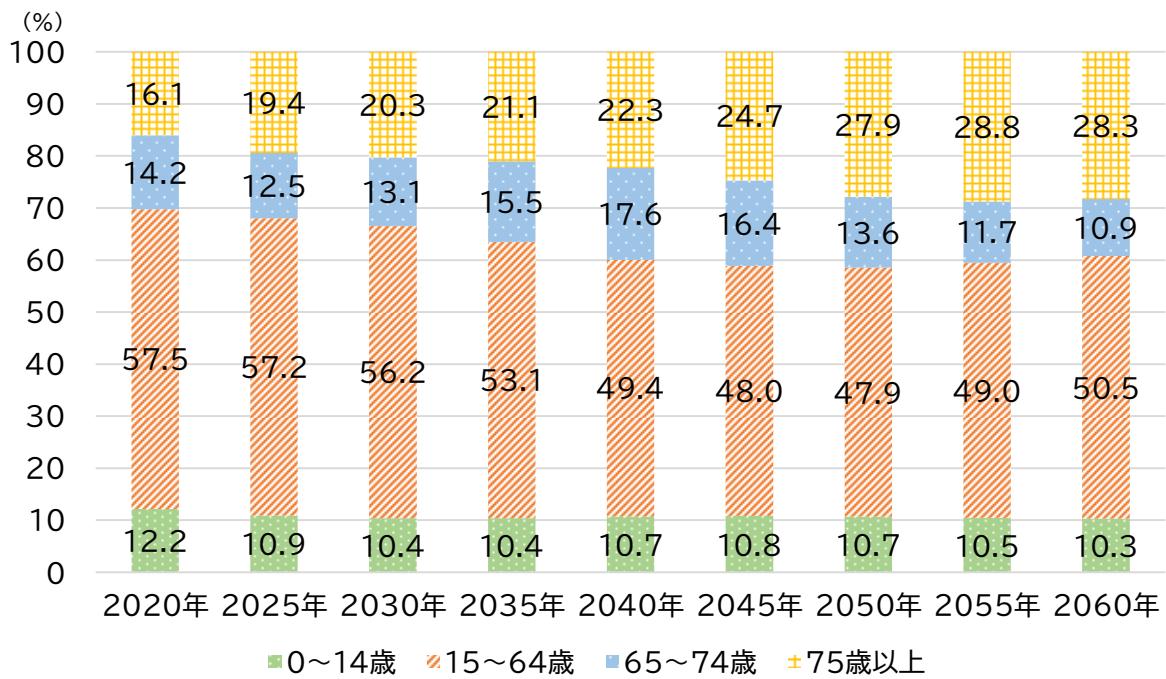
令和7年(2025年)以降の合計特殊出生率は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計」における芦屋市の子ども女性比仮定値をもとに換算している。

「めざす方向性」を達成した場合の総人口・年齢4区分人口



資料:芦屋市人口推計結果(令和6年度)

「めざす方向性」を達成した場合の総人口・年齢4区分人口構成比



資料:芦屋市人口推計結果(令和6年度)

3 転入アンケートの概要

(1) 調査目的

転入アンケートは、芦屋市に新たに転入された方を対象に、居住のきっかけやお住まいを選ばれるときの関心事項などについて調査を実施し、今後の市政運営やまちづくりに活用することを目的として実施しました。

(2) 調査概要

調査概要は以下の通りです。

実施期間	令和5年(2023年)6月1日(木)～令和6年(2024年)3月31日(日) ※配布は、令和6年(2024年)3月29日(金)まで
対象者	上記期間に新たに芦屋市に転入して来られた方
回答方法	市民課の窓口で配布し、オンラインもしくは窓口にて回収
回答数	430件
その他	アンケートは無記名で実施 日本語版以外に、英語・中国語・韓国語・スペイン語版を作成・配布

(3) 調査結果のポイント

アンケートの回答者は20歳代が最も多く、次いで30歳代が多くなっており、転入者に占める若年層の割合が高いことを反映していると考えられます。

転入前の居住地は神戸市や西宮市など近隣自治体からの転入が中心ですが、東京圏(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県)からの転入も目立ちます。

転入のきっかけとして最も多いのは、就職・転職・転勤など仕事の都合によるものです。次いで、環境をよりよくするために本市に転入して来られる方が多いということが分かりました。

本市に転入を決めた時に重視した項目としては、通勤通学など交通の便が良いことが最も多く挙げられており、阪神間に位置しており大阪市にも神戸市にも電車一本でアクセスできる立地がポイントとなっていることが分かりました。次いで、まちなみが美しいこと、地域イメージが良いこと、自然環境が豊かであることが続いています。本市の洗練された住宅都市としての魅力が、転入先として本市を選ぶ理由の1つになっていると考えられます。

引っ越し先を選択する際の情報の入手先については、知人からの情報が最も多く、次いでインターネットでの情報(市のホームページ以外)が多いことが分かりました。情報入手先の傾向を踏まえた効果的な情報発信が求められます。

4 第2期創生総合戦略の評価

(1) 第2期創生総合戦略の概要

第2期創生総合戦略では、2つの基本目標と6つの戦略分野のもと、各施策に取り組みました。

(2) 第2期創生総合戦略の評価

基本目標1(子育ての希望がかなう)は、2つの指標において目標値を達成できていません。子育て世代の声を丁寧に聞き取り、ニーズにあった支援策の検討や、行政と地域の連携強化などを行い、施策に反映させていくことが必要だと考えられます。目標の実現には、多角的な視点から現状を分析し、具体的な改善策を講じていくことが求められます。

指標	第2期戦略 策定時実績	第2期戦略 策定時目標	最新実績
①合計特殊出生率	1.35 (H30(2018))	1.41	1.31 (R2(2020))
②子育て世代の保護者の子育て環境や支援への満足度(%)	23.6 (R2(2020))	29.0	23.0 (R5(2023))

基本目標2(人がつながり活躍し、暮らしの魅力が高まる住宅都市)では、2つの指標において目標値を達成しています。恵まれた自然環境や交通の利便性などの立地条件を活かし、まちなみの美しさと安全性を維持・向上させることで、本市の魅力を継承しつつ、まちづくりの担い手育成や地域活動の活性化に取り組めていると考えられます。

指標	第2期戦略 策定時実績	第2期戦略 策定時目標	最新実績
①人口の社会増人数(5年間 計)	103人 (H27(2015) ～R1(2019))	920人 (R3(2021) ～R7(2025))	1,174人 (R1(2019) ～R5(2023))
②市民の定住意向の割合(%)	84.3 (R2(2020))	84.3	86.4 (R6(2024))

5 第3期における地方創生の考え方と基本目標

(1) 基本的な考え方・目的

第2期創生総合戦略の戦略期間から引き続き、人口の減少が続いている。そういった人口減少の状況に適応し、本市が、住みたくなる・住み続けたい魅力的なまちとして持続的に発展していくために、第2期創生総合戦略の方向性を引き継ぎつつ、行政のみならず市民、地域団体、事業者等の多様な主体の連携・協働を推進し、それぞれの強みを活かしたまちづくりに取り組みます。

(2) 基本目標

以下の基本目標を掲げ、施策を推進します。

基本目標1 子育ての希望をかなえ、未来を拓く公正で最適な学びを進める

～[人口減少の緩和]～

市民、地域団体、NPO、行政など多様な主体がつながる力を発揮、連携しながら、こどもや子育て家庭のそれぞれの状況に応じた切れ目のない支援や、仕事と子育てを両立できる環境の整備、こどもたちが未来を自ら切り拓くための質の高い教育機会の提供を図ります。

指標	第2期戦略 策定時実績	第2期戦略 策定時目標	最新実績	目標
①子ども女性比	0.278 (R2(2020))	–	0.251 (R6(2024) 9月末)	0.268 (R12(2030) 9月末)
②子育て世代の保護者の 子育て環境や支援への 満足度(%)	23.6 (R2(2020))	29.0	23.0 (R5(2023))	29.0

注:「子ども女性比」は20～44歳女性人口に対する0～4歳人口の割合である。年齢別出生率と比べて、年にによる変動が小さいため、社人研の市区町村別人口推計において、人口の自然増の指標として用いられている。令和2年(2020年)の国勢調査に基づく全国の子ども女性比は0.269である。

「-」は、第3期創生総合戦略策定時に新設したため、第2期創生総合戦略には表示が無かったもの。

基本目標2 災害への強く・柔軟な対応力を有し、人がつながり活躍できる魅力的な住宅都市を創造する

～[人口減少への適応][人口減少の緩和]～

自然豊かな環境と優れた交通アクセスに恵まれた本市は、引き継いできた美しい景観を大切にしながら、より安全で魅力的なまちへと発展させていきます。互いの違いを認めつつ、まちづくりの担い手を育み、だれ一人取り残さない地域社会の実現を目指します。また、いかなる災害からも市民の安全を確保し、強く・柔軟な対応力を持つ都市機能の強化を図ります。

指標	第2期戦略 策定時実績	第2期戦略 策定時目標	最新実績	目標
①人口の社会増人数 (5年間計)	103人 (H27(2015)～ R1(2019))	920人 (R3(2021)～ R7(2025))	1,174人 (R1(2019)～ R5(2023))	3,587人 (R8(2026)～ R12(2030))
②市民の定住意向の割合 (%)	84.3 (R2(2020))	84.3	86.4 (R6(2024))	86.4

6 取組施策

基本目標	戦略分野	戦略施策
〔基本目標1〕 子育ての希望をかなえ、未来を拓く公正で最適な学びを進める	I 妊娠・出産・子育ての支援 II 教育・保育環境の充実	I-1 就学前教育・保育施設の充実 I-2 妊娠期から子育て期の切れ目ない支援 II-1 未来を見据えた教育環境・こどもの居場所の提供 II-2 地域社会と連携した取組
〔基本目標2〕 災害への強く・柔軟な対応力を有し、人がつながり活躍できる魅力的な住宅都市を創造する	I 良質な住まい・住環境の形成 II 地域における福祉の充実 III 安全・安心なまちづくりの推進 IV 地域の活性化	I-1 まちに根ざす文化の推進 I-2 より快適な暮らしの実現 I-3 庭園都市の推進 I-4 景観の保全・育成 II-1 地域福祉の推進 III-1 災害に強いまちづくり III-2 防犯力向上に向けたまちづくりの推進 III-3 安全・快適に利用できる道路環境の推進 IV-1 地域主体のまちづくり

対応する第5次総合計画後期基本計画の主な施策

社会環境の変化に応じた就学前教育・保育施設の環境整備(1-1-1)
妊娠期から子育て期の切れ目ない支援の充実(1-2-3)
子育て世代間や多世代で交流を図り、情報を共有できる機会と場所の提供(1-2-4)
こどもたちが放課後を安全・安心に過ごせる居場所づくり(1-1-2)
インクルーシブ教育・保育の推進(2-2-1)
時代に応じた質の高い教育・保育環境の整備(2-2-2)
ICT を有効活用した教育の推進(2-2-5)
就学前教育・保育施設、学校、家庭、地域が連携し、社会の中で学べる環境づくり(2-2-6)
中学校部活動の地域展開の推進(2-2-7)
歴史的・文化的な資源の保存・活用の推進(3-1-2)
生涯にわたって読書に親しむ環境の整備(3-1-4)
誰もが健康で豊かなスポーツ文化を楽しめる環境の推進(3-1-5)
市民による生涯を通じた学びの推進(3-2-1)
時代に合った媒体の活用による情報発信の充実(11-2-1)
市民マナー条例をはじめとした快適なまちづくりの推進(6-1-1)
商業活性化の推進(6-3-1)
住宅都市としての価値を高める市の魅力の発信(6-3-2)
新たな技術や手法の見直しによる持続可能な行政サービスの利便性の向上(6-4-1)
JR 芦屋駅南地区再開発事業の推進(10-3-1)
緑の質の向上(9-2-2)
次世代まで緑を守り育む取組(9-2-3)
良質な都市景観への誘導(9-2-1)
都市施設のユニバーサルデザインの推進(9-3-2)
住宅ストックの効果的な活用(9-4-2)
重層的支援体制の構築強化(4-1-1)
地域福祉とまちづくりの連携促進(4-1-2)
高齢者が健康で、社会と関わり、楽しみ、活躍できる場の整備(5-1-1)
多様な主体との連携により、市民が気軽に「健康づくり」に取り組むことができる仕組みの構築(5-1-2)
災害発生時に地域住民間で協力し合える体制を構築するための支援(7-1-1)
防災に関わる情報の効果的な発信(7-1-2)
避難所等施設の防災機能の強化(7-2-2)
無電柱化の推進(7-2-3)
関係機関、地域活動団体などとの連携を図り、市民の安全を確保するための対策(8-1-1)
地域との連携による通学路合同点検による危険箇所の点検、改善(8-2-1)
道路の安全な通行につながる対策の実施(8-2-2)
交通安全に関する周知・啓発の強化(8-2-3)
市街地における道路ネットワーク機能の形成・充実(10-3-2)
自転車ネットワーク計画の推進(10-3-3)
公園や道路ごとの特性に合わせた更新、活用、維持管理(9-3-1)
多様な主体による公共施設の活用(9-3-3)
新しいまちづくり人材の発掘、育成、活動支援(11-1-2)
市民自らがまちの課題を解決する仕組みづくりの推進(11-1-3)
情報を公開し、オープンガバメントを推進(11-2-2)
公共施設等の統廃合・複合化などによる最適な配置の検討(12-2-2)
多様な主体との連携強化(13-1-1)
職員の能力向上とモチベーションを引き出す仕組みや持てる力を十分に發揮できる職場づくり(13-2-2)

7 重点プロジェクト

(1) 重点プロジェクトの考え方

第2期創生総合戦略に引き続き、第3期創生総合戦略においても、分野を超えて重点的に推進するプロジェクトとして、3つの重点プロジェクトを設定します。

第3期創生総合戦略では、第1期・第2期で進めてきた事業の趣旨を継承しつつ、新たに教育・防災の観点から取組の充実を図ることで、本市の魅力をさらに高めていきます。

(2) 本市の強みと弱みの整理

創生総合戦略の策定に向け、伸ばすべき強みと改善すべき弱みといった本市の特性を、統計情報や市民アンケートの結果などに基づき、以下のとおり整理しています。

「統計的事象」 ↑ 「感覚的事象」	強み	弱み
	ファミリー層(0~9歳、30歳代)で社会増傾向	20歳代の東京圏への転出
	高い定住意向	出生数の低下・自然減の拡大
	阪神間へのアクセスが良い	高い高齢化率
	全国的な知名度	少ない昼間人口
	活動的な高齢者が多い	働く場所は他都市に依存
	医療・教育サービスが充実	居住コストが高い
	文化的な住民が多い	大きな観光資源がない
	洗練された住宅都市	外から見ると閉鎖的なイメージ

(3) 行政アドバイザーと市民からの意見

行政アドバイザーから、次の点に留意して施策を進めるべきとの意見が提出されています。

- ・全ての人が便利で快適に暮らせる社会を目指すという観点
- ・人口に加え財政面を踏まえた課題認識の必要性
- ・一定程度の人口減少を受け入れ、最適化を目指す縮充の考え方の必要性

また、市民意識調査で、次のような施策を重視してまちづくりを進めるべきとの意見をいただきました。

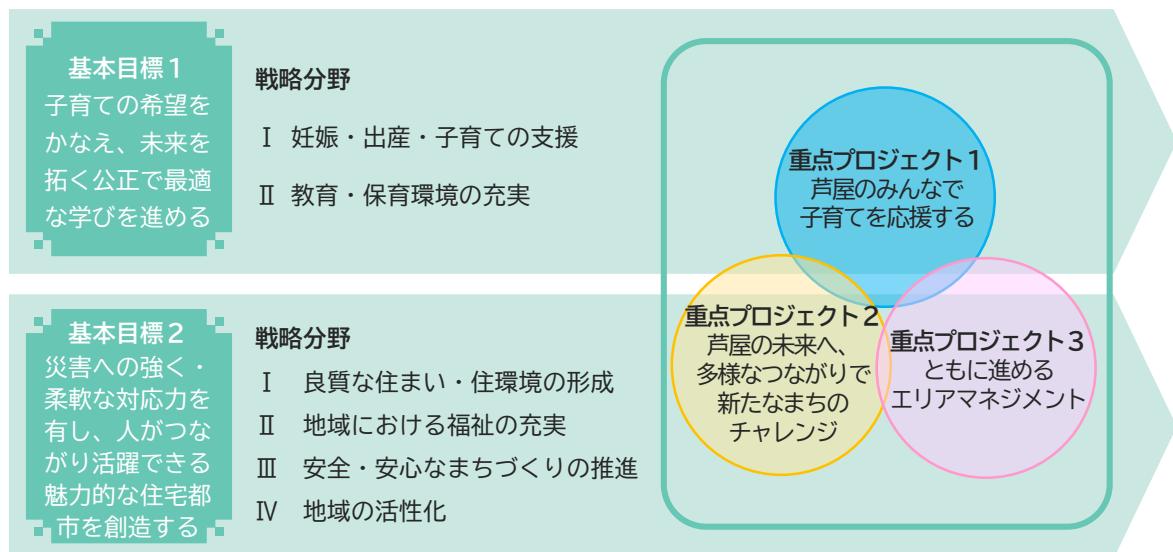
- ・こども・若い世代に住みやすいまちづくり
- ・教育に力を入れたまちづくり
- ・災害時の対策・防災の強化
- ・住み続けたい・住んでみたいと思えるまちづくり
- ・地域交流の活性化

(4) 方向性

以上の分析や意見をもとに、次の3つの方向性で重点プロジェクトを設定します。

NO	現状	対応	プロジェクト名
1	①人口の減少 ②子育て世代の転入は堅調	◆子育て世代の希望をかなえる ◇これまで培ってきた他市にはない子育て施策や教育の良さの継承 ◇子育て世代に選ばれるまちへ、市内外を問わず魅力を積極的に発信	芦屋のみんなで子育てを応援する
2	①地域のつながりが希薄化 ②昼間人口の低い割合	◆地域力を高める ◇まちに我が事として関わる人の増加 ◇企業、団体や地域と多様に関わる人々(関係人口)がつながる仕組みづくり	芦屋の未来へ、多様なつながりで新たなまちのチャレンジ
3	①若年層の著しい転出 ②30歳代以降の転入は堅調 ③洗練された住宅地としてのイメージ	◆まちの魅力を向上させる ◇これまで積み上げられた資源の活用 ◇多様な人々による賑わいのエリアの創出 ◇公共施設の最適配置に伴うエリアマネジメントの推進	ともに進めるエリアマネジメント

第3期創生総合戦略体系と重点プロジェクトの関係



重点プロジェクト1

芦屋のみんなで子育てを応援する

基本目標1:子育ての希望をかなえ、未来を拓く公正で最適な学びを進める

<コンセプト>

魅力的な子育て環境と「こどもまんなか社会」の実現に向け、地域や事業者などの関係者と連携しながら、ニーズに応じた多様な子育て支援サービス、こどもや子育て家庭に寄り添った悩みや不安への対応、こどもの健やかな成長を促す教育や保育の提供など、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を進めます。

また、本市の教育では、一人ひとりの個性や特性、興味関心、理解度等を踏まえた、一人ひとりに公正で最適な学び(ちょうどの学び)を推進します。

さらに、子育て支援サービスや教育を中心に、芦屋の多様な主体による子育てを応援する取組を市民に分かりやすく伝え、「みんなで子育てを応援してくれるまち」として、本市の魅力をさらに高めていきます。



<具体的な事業の例>

- ・就学前教育・保育施設の整備や官民連携による教育・保育の質の向上
- ・成長の段階に合わせた多様な「子どもの居場所」の連携
- ・こどもも親もいきいきと暮らせる支援体制
- ・時代に応じた質の高い教育・保育環境の整備
- ・Ashiya PEACE プロジェクトの推進

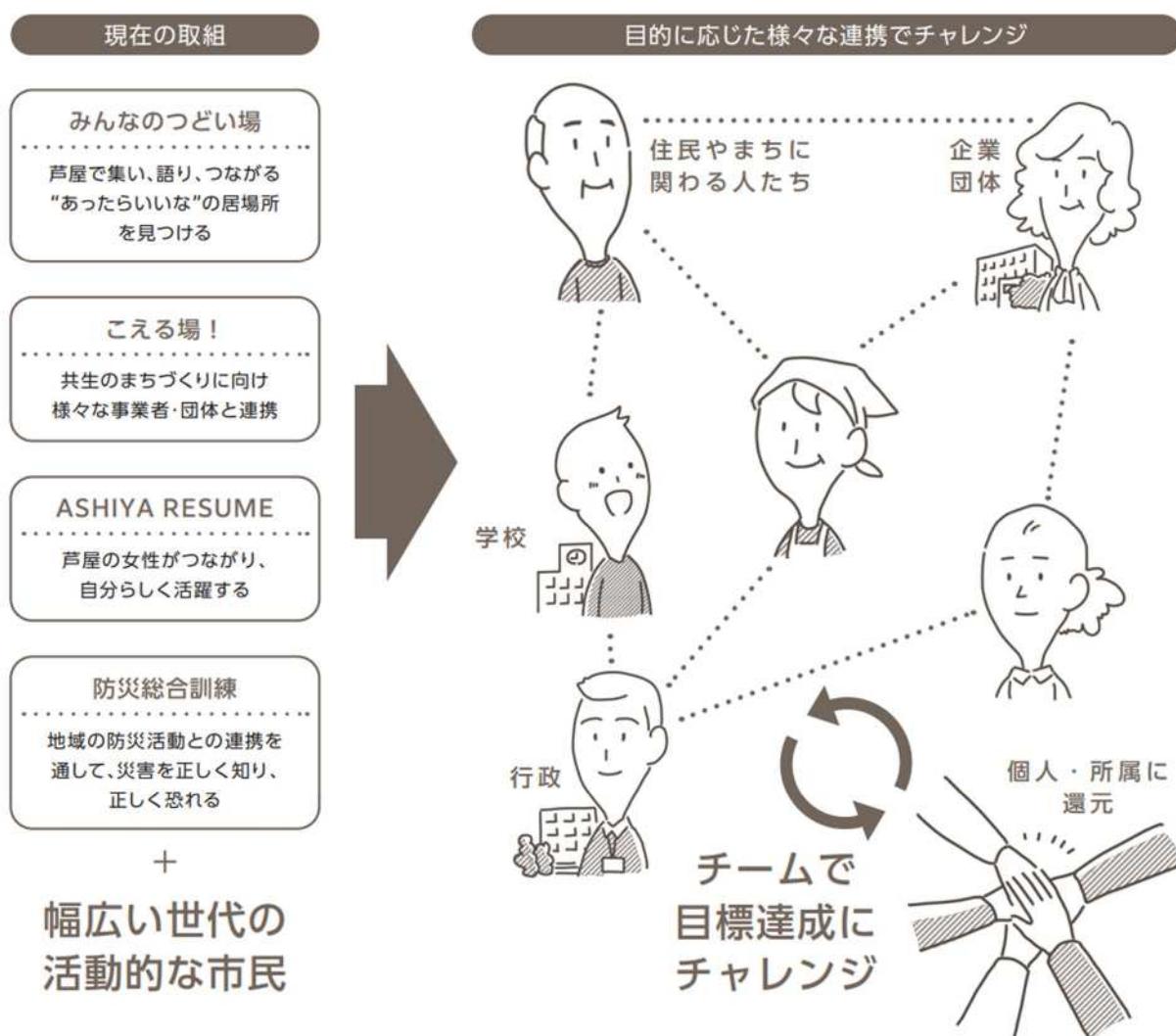
重点プロジェクト2

芦屋の未来へ、多様なつながりで新たなまちのチャレンジ

基本目標2: 災害への強く・柔軟な対応力を有し、人がつながり活躍できる魅力的な住宅都市を創造する

<コンセプト>

まちに愛着のある市民、企業、団体や地域と多様に関わる人々(関係人口)等がつながりをもつ機会や場を増やし、時代の変化やそれぞれの課題に応じた協働を促進させる人材を発掘・育成します。そして、多様な主体が集う相乗効果により、新たな可能性の発見や地域の課題解決を達成することで、より暮らしやすいまちの実現を目指します。



<具体的な事業の例>

- ・官民を超えて目的の達成に向かう職員の育成
- ・地域と多様に関わる人々(関係人口)も含めた多様な主体が連携できる地域のプラットフォームづくり
- ・部活動の地域展開

重点プロジェクト3

ともに進めるエリアマネジメント

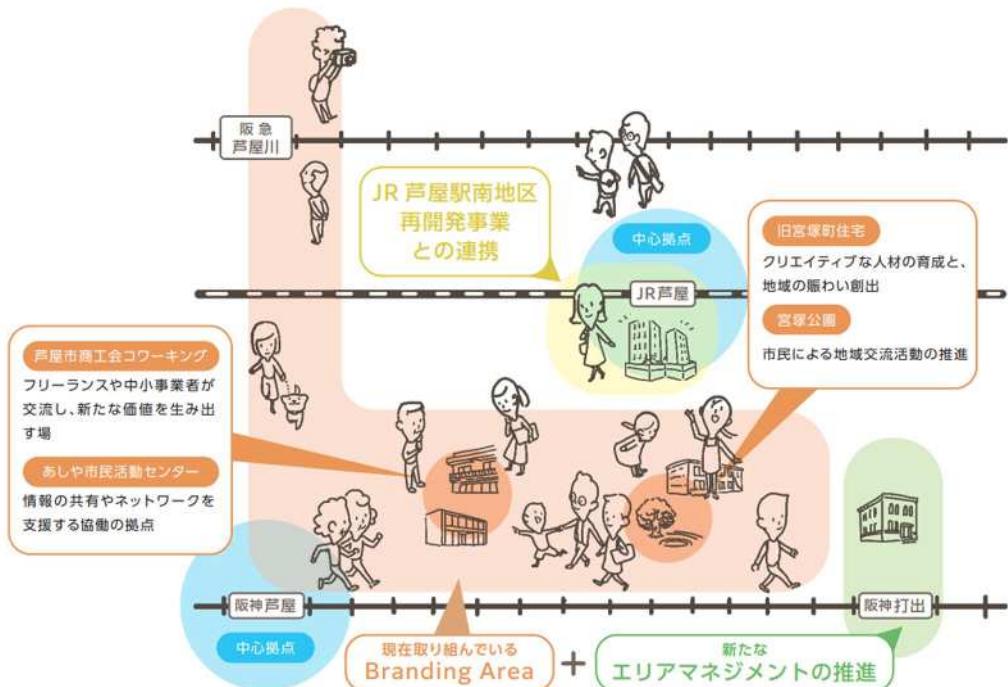
基本目標2: 災害への強く・柔軟な対応力を有し、人がつながり活躍できる魅力的な住宅都市を創造する

<コンセプト>

公共施設等総合管理計画に基づく施設の再配置にあたっては、将来にわたる施設利活用を踏まえ、縮小しながら充実させていく「縮充²⁴」の概念を取り入れるとともに、エリアマネジメントの視点で取組を進めます。

また、本市の中心拠点である JR 芦屋駅周辺と阪神芦屋駅周辺を結ぶ個性的な店舗などが緩やかに集まる地区と魅力的な景観が広がる芦屋川沿いをブランディングエリアとして、地域・事業者・行政など多様な主体が連携して公共空間の利活用を進め、活性化に取り組んでいます。

JR 芦屋駅南地区再開発事業との連動、エリア内の歴史的建造物など文化的な資源の活用とともに、起業や市民活動を支援し、賑わいや自己実現の場などをデザインすることに併せて、市内回遊性を高め、市全体への効果の波及を目指します。



<具体的な事業の例>

- ・ 旧宮塚町住宅や宮塚公園を活用した、人が集い交流する場の創出
- ・ 歴史的建造物など文化的な資源、商業資源、景観資源の複合化による回遊性の向上
- ・ 時代の流れと市民ニーズに合わせた公共施設の新たな使い方の実現
- ・ 道路や公園など公共空間の新たな利活用の推進
- ・ JR 芦屋駅の南北の人の流れを接続する

²⁴ 縮充: 人口や税収が縮小しながらも地域の営みや住民の生活が充実したものになっていくこと。ここでは施設は縮小するものの、機能やサービスを充実させること。

第IV章 第3次芦屋市文化推進基本計画

1 計画の策定にあたって

(1) 策定の趣旨

人口減少・少子高齢化・グローバル化・高度情報化などが進み、人々の生活様式や価値観が多様化する現代社会では、精神的ゆとりや豊かさ、生きがい、自己実現などを求めて、文化の重要性が再認識されています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による文化活動の停滞を経て、文化は、人と人、人と地域とをつなげ孤独から救い、人々に安らぎと勇気、生きる楽しみを見出せるものとして、その本質的価値が改めて認識されました。文化は、社会的財産であるとともに、心豊かな社会の形成に寄与し、まちの品格を高め、魅力や活力となって、ふるさとの誇りや愛着を育む礎となります。

国においては、「文化芸術基本法」及びそれに基づく「文化芸術の振興に関する基本的な方針」で、成熟社会に適合した新たな社会モデルの構築や少子高齢化などの課題への対応、文化芸術立国の実現に向けた方向性などが示されています。さらに、令和5年(2023年)3月に「第2期文化芸術推進基本計画」が策定され、誰もが文化芸術活動に参画し、文化芸術の価値を享受できる環境を整備することが重要であるとし、共生社会の実現に向けた包摂的な文化政策が重視されています。加えて、令和5年(2023年)には「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期)」が策定され、障がいの有無にかかわらず、誰もが文化芸術を創造し、参加できる社会の実現が求められています。

本市では、平成18年(2006年)5月に文化行政推進懇話会を設置し、平成20年(2008年)3月に重点的に取り組むべき課題を中心とした「芦屋市文化行政推進に対する提言(Ashiya Renaissance)」をまとめました。さらに、平成22年(2010年)4月には芦屋市文化基本条例を制定し、文化の振興に関する施策を総合的に推進する上で基本的な理念及び施策の基本となる事項を明確化しました。その後、文化振興の諸施策を継続して展開するため、平成24年(2012年)5月に「芦屋市文化振興基本計画(基本計画)」を、平成29年(2017年)3月には「第2次芦屋市文化振興基本計画(第2次基本計画)」を策定し、文化を活かしたまちづくりを推進してきました。

このたび策定する「第3次芦屋市文化推進基本計画」は、第2次計画の成果と課題を検証しつつ、社会環境の変化や新たな政策的要請を踏まえて、本市の文化政策の方向性を定めるものです。また、文化と他分野の施策との連携を深め、文化の力を活かした魅力的なまちづくりを目指すため、本計画は、第5次芦屋市総合計画後期基本計画と一体的に策定することとしました。本市の豊かな文化資源を継承・活用しながら、市民一人ひとりが年齢や立場にかかわらず、生涯を通して身近に文化に触れ、文化活動に参加することで、心の豊かさを真に実感できる暮らしの実現を目指して、本市の文化を見つめなおし、個性豊かで幅広い芦屋文化をまちの魅力として広く発信していきます。

(2) 計画の概要

第3次基本計画は、第5次芦屋市総合計画及び各行政分野の計画と整合性を図りながら、芦屋市文化基本条例第8条に基づく「文化に関する基本的な計画」として、文化政策の方向性を包括的に示すものです。

対象となる文化の範囲、文化振興推進の基本理念は、本条例に定められており、本章では、基本理念及び基本目標等、計画の概要について記載します。

1) 基本理念

- 1 文化の担い手である市民一人一人の自主性及び創造性が尊重されなければならない。
- 2 歴史及び風土に培われてきた地域の伝統的な文化が、市民の共通の財産としてはぐくまれ、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。
- 3 文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、市民が等しく文化活動をすることができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化の多様性が尊重されるとともに、地域における多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。
- 5 文化が地域間における相互理解を深める上で重要な役割を果たすことにかんがみ、文化に関する情報を広く国内外に発信するなど、文化交流が積極的に推進されなければならない。

(芦屋市文化基本条例 第3条 抜粋)

2) 基本目標

「自然に恵まれた、人が心豊かに生きることのできるまちを目指して」

人が心豊かに生きるまちとは、豊かな自然や美しいまちなみや心地良い空間があり、人が人らしく生きることのできるまちです。

このようなまちは、居住空間とそこに住んでいる人の両方が生き生きとしたつながりを保つことで創られると考えます。

豊かな自然や歴史、美しいまちなみ、多様な文化などは、美しさを感じる感覚を養い、創造性や、寛容性を育む源となっています。そして、こうした文化の力は、人と人とのつながりや地域への誇りを育み、交流や賑わいを生み出することで、地域の魅力や活力を高める原動力となります。豊かな自然や美しいまちなみを保存・形成するとともに、市民が年齢や立場にかかわらず多様な文化に触れる機会や環境を整えることによって、市民の心の豊かさを育むとともに、持続可能で魅力あるまちづくりを目指します。

1 「ゆとりや潤いなどの実感できる心豊かな市民生活の実現」

市民が身近なところで優れた文化を鑑賞し、自ら文化活動を行うことができる機会などが整った社会の実現を目指します。

2 「文化振興と地域活性化を一体的に推進し、文化の力を活かしたまちづくりの実現」

「国際文化住宅都市」として培われた文化の力を活かし、社会包摂²⁵の観点から、誰もが文化活動に参加できる取組を推進するために、他分野の施策とも連携しながら、人々の繋がりや居場所の創出など、文化振興と地域活性化を一体的に推進します。

3)市民及び事業者の役割

市民は、文化の担い手として、積極的に文化活動を展開する役割が期待され、事業者には、地域社会の一員として、自主的に文化活動を展開し、市民の文化活動を支援する役割が一層期待されています。

4)市の役割及び責務

行政における文化政策や、市民の文化活動をより盛んにしていくためには、市民と行政の参画と協働の仕組みづくりとともに、行政全般を文化の視点から捉え、施策を推進することが必要です。

市が実施する施策について、ソフト、ハード両面に、美しさ、ゆとり、潤い、安らぎなどといった文化の視点を取り入れ、文化振興と地域活性化を一体的に推進します。

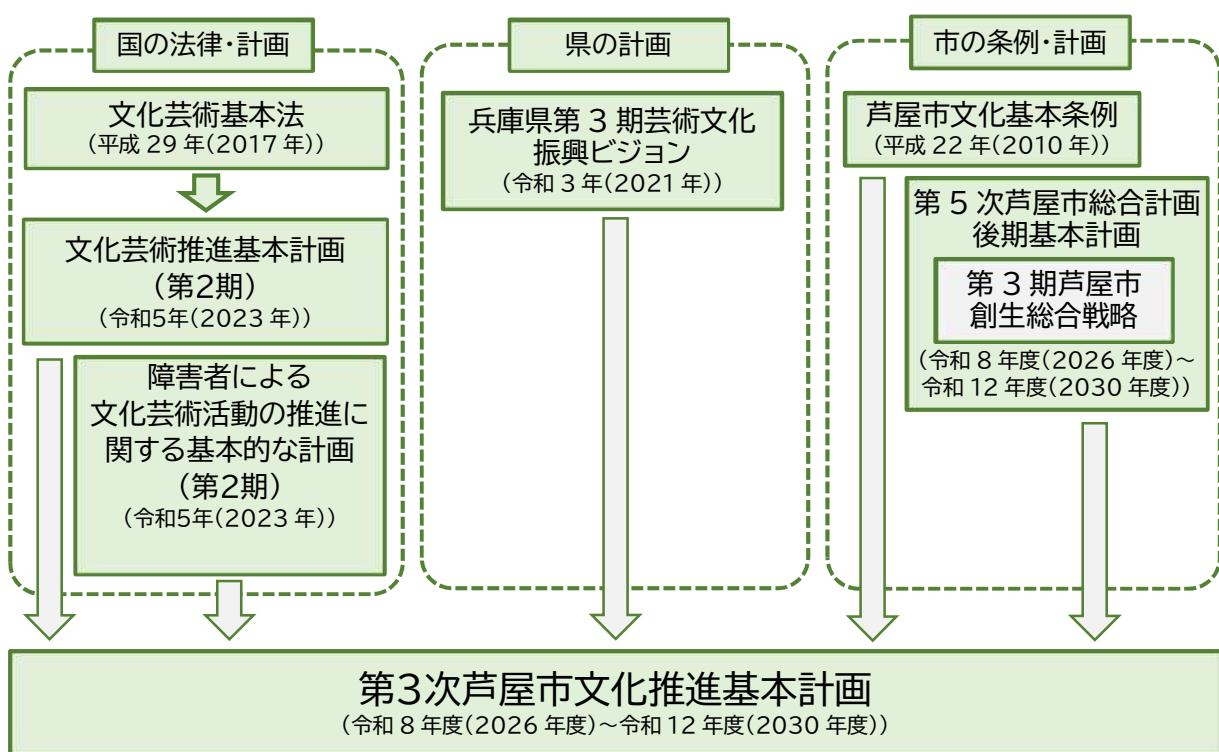
あらゆる施策に文化の視点を取り入れることは、景観やまちなみ、風情などまちづくりにおいて魅力を向上させる要素となるとともに、教育、福祉、国際交流などの面でも、教養豊かな人格の形成や創造的人材の育成など、心豊かな暮らしの実現に寄与すると考えます。

²⁵ 社会包摂:違いのある人たちを、違いを尊重したまま受け入れる社会を目指そうという考え方。

5)計画の位置づけ

本計画は、国の「文化芸術基本法」及びそれに基づく「文化芸術推進基本計画(第2期)」ならびに「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期)」等の方針や、兵庫県が文化芸術振興の方向性を定めた「第3期芸術文化振興ビジョン」、芦屋市において文化に関する理念と方向性を定めた「芦屋市文化基本条例」及び市政全体の最上位計画である「第5次芦屋市総合計画後期基本計画・第3期芦屋市創生総合戦略」と整合を図りながら、本市の文化施策の基本的な方向性を明らかにするものです。

また、本計画は、芦屋市総合計画を上位計画とする分野別計画の一つであり、教育、子育て、福祉などその他関連する様々な分野の個別計画とも密接に連携を図りながら、本市の文化施策を推進します。



6)計画期間

第3次基本計画は、令和8年度(2026 年度)から令和 12 年度(2030 年度)までを計画期間とします。



(3) 計画の対象となる文化

文化芸術基本法において、文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互理解、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものであるとされています。また、文化芸術それ自体が、固有の意義と価値を有するとともに、国民共通のよりどころとなり、自己認識の基点として文化的な伝統を尊重する心を育てるものとされています。

本市は前期計画で、文化の範囲を芸術、芸能、生活文化など、いわゆる「文化」だけではなく、景観、スイーツ・パンなどを含む食に関すること、ファッショントレンド、花や緑・山川海等の自然など広い視点を対象としており、第3次文化推進基本計画においてもこの考え方を踏襲します。

他の行政分野の計画と重なる内容に関しては、課題別計画に基づき推進するものとします。

(4) 進行管理

第3次基本計画に基づく事業の進捗状況等については、文化推進審議会において毎年点検・検証し、公表します。

文化推進審議会は、「芦屋市附属機関の設置に関する条例」に基づいて設置された附属機関であり、文化の推進に関する重要事項の調査審議や施策の評価を行っています。

今後も、計画に基づく施策の評価とともに、常に時代に即した、また、市の方向性を踏まえた新たな要素を取り入れつつ、第3次基本計画の進行を管理します。



2 本市における文化をとりまく現状と課題

(1) 第2次基本計画の総括

第2次基本計画については、当初、平成29年度(2017年度)から令和3年度(2021年度)の計画期間でしたが、第5次総合計画の計画期間と合わせることで一体的に進めていくとともに、これまでの方向性を踏襲しつつ、各施策をさらに「深化」させるため、当該計画を改訂し、令和7年度(2025年度)まで延長しました。計画の推進については、実施した事業を文化推進審議会において毎年、点検・検証したことを踏まえ、これらの審議過程で出た意見などをもとに、下記に挙げた課題や考慮すべき点を第3次基本計画に反映します。

前期では、第2次基本計画に基づき、市民が文化に関わる機会の創出や、地域の資源を活かした文化事業の展開などに取り組み、一定の成果が見られました。その一方で、社会情勢の変化や環境の変化に伴い、いくつかの課題も明らかになりました。

まず、文化活動に関する情報の発信方法が限定的であり、市民がアクセスしやすい「伝わる」周知・広報のあり方を検討する必要があります。また、文化財等の保存・活用の観点からも文化資源のデジタルアーカイブ化やオンラインでの発信といったデジタル化への対応をさらに進めていく必要があります。加えて、今後の継続的な文化資源の継承・共有を図る必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響によって、イベントや文化施設の休業など様々な制約下での開催を余儀なくされ、文化活動の停滞は、人と人、人と地域とのつながりにも大きな影響を及ぼしました。人々の繋がりや居場所の創出、次世代への継承など、文化施策と他分野の施策との連携を深め、まちの魅力創造・発信など、文化の力を活かした魅力的なまちづくりを推進する必要があります。

また、少子高齢化を背景とした担い手の不足などにより、これまでの活動を継続していくことが困難になっており、既存の取組にとらわれない柔軟な発想や創意工夫が求められています。

(2) アンケートからみる現状

1)市民アンケート調査結果について

第5次総合計画後期基本計画のためのアンケートに合わせて、第3次基本計画策定の基礎資料とするため、文化芸術の鑑賞、イベントやまつりなどの体験や自身の文化的創作活動などについて質問するとともに、今後の本市の文化やその活性化について質問しました。ここでは、主な意見をお示しします。

[調査の概要]

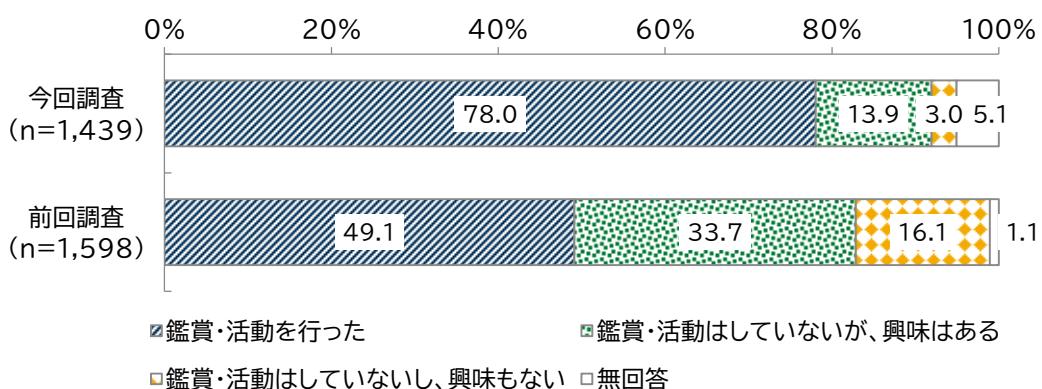
調査対象	市内にお住まいの18歳以上の方から無作為に選んだ3,000人の方が対象。
調査方法	郵送による配布・回収(回収はWEBを併用)
調査期間	令和6年(2024年)10月17日(木)～令和6年(2024年)11月1日(金)
回収結果	有効回答数1,439件(有効回収率48.1%)

ア. この1年間に体験や活動をした文化的なコト・モノ

「鑑賞・活動を行った」の割合が最も高く78.0%となっています。次いで、「鑑賞・活動はしていないが興味はある(13.9%)」、「鑑賞・活動はしていないし、興味もない(3.0%)」となっています。

前回調査と比較すると、「鑑賞・活動を行った」の割合が上昇し、「鑑賞・活動はしていないが興味はある」、「鑑賞・活動はしていないし、興味もない」の割合が低下しています。

この1年間に体験や活動をした文化的なコト・モノ(指標との比較)

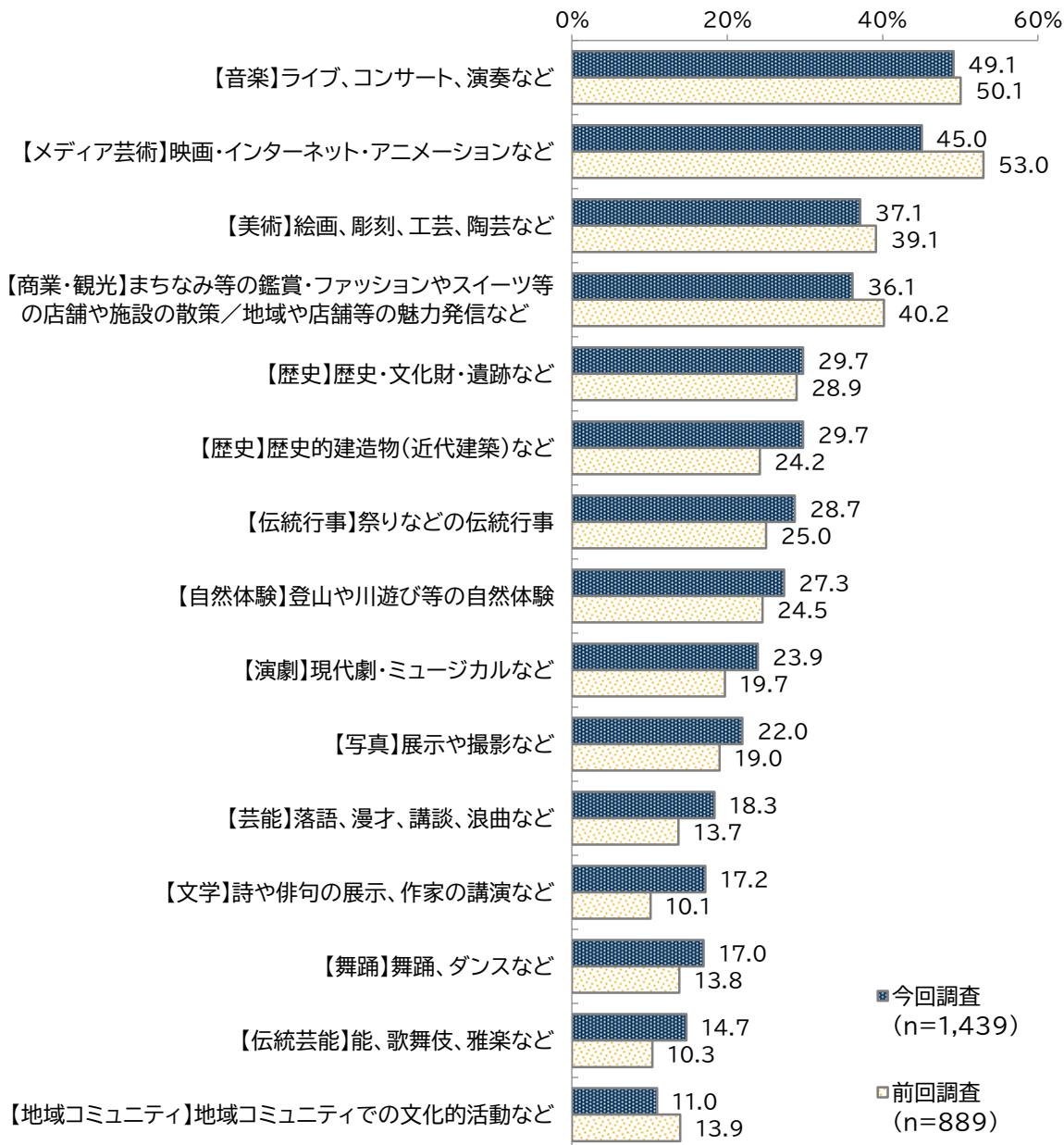


イ. この1年間における文化体験・活動の有無

平成28年(2016年)に実施した調査と比較すると、「自ら(創作・活動に)関わった」「鑑賞・参加のみ行った」と回答した割合については、「【メディア芸術】映画・インターネット・アニメーションなど」等の割合が低下し、「【文学】詩や俳句の展示、作家の講演など」「【写真】展示や撮影など」等の割合が上昇しています。

この1年間に体験や活動をした文化的なコト・モノ(前回調査との比較)

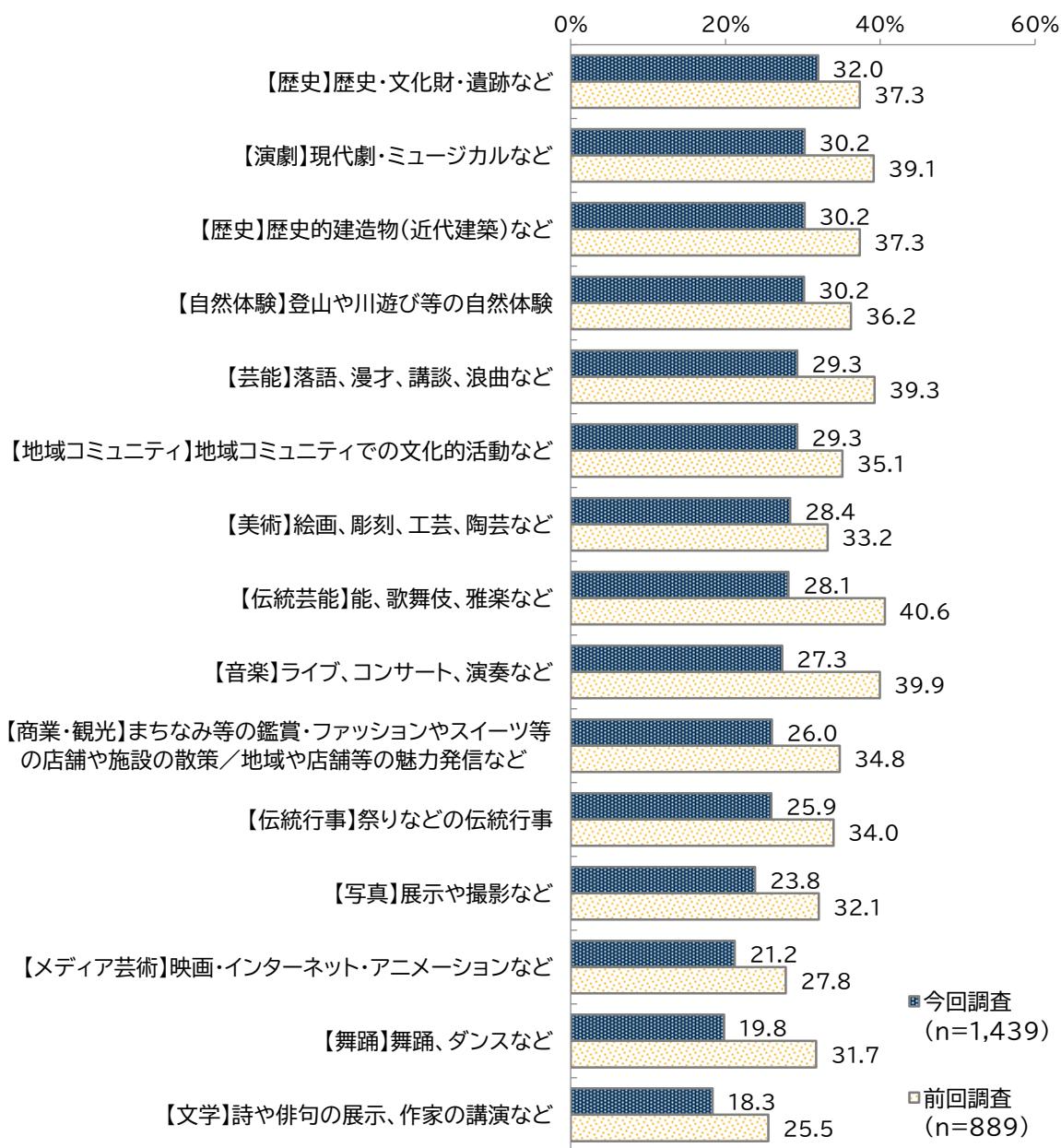
【「自ら(創作・活動に)関わった」+「鑑賞・参加のみ行った」割合の合計値】



注:前回調査と比較可能な項目のみを掲載している。

また、「これからしてみたい・興味がある」の割合については、全体的に低下しています。

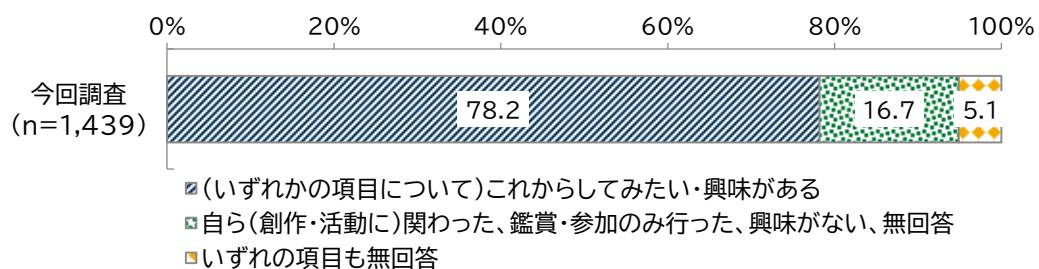
「これからしてみたい・興味がある」文化的なコト・モノの割合(前回調査との比較)



注:前回調査と比較可能な項目のみを掲載している。

いずれかの文化的なコト・モノについて「これからしてみたい・興味がある」と回答した割合は 78.2%となっています。

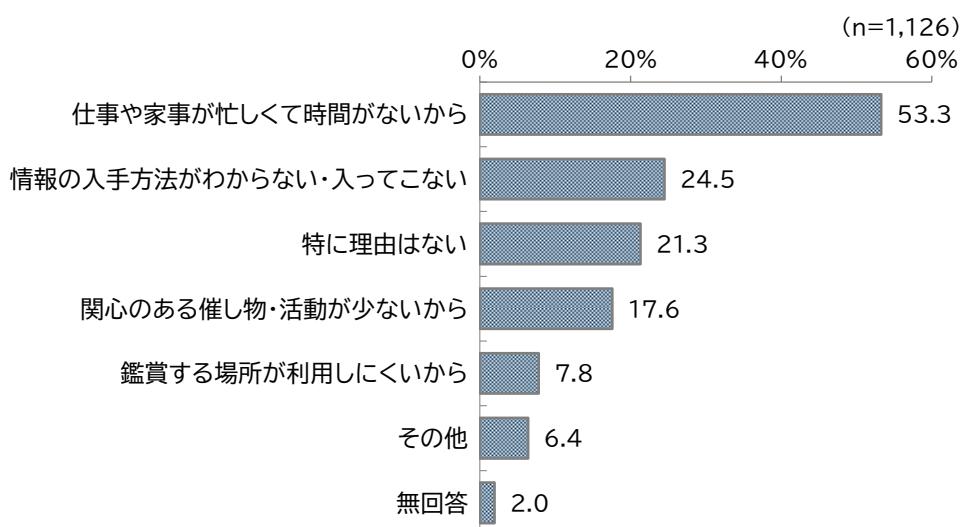
いずれかの文化的なコト・モノについて「これからしてみたい・興味がある」と回答した割合



ウ.「これからしてみたい・興味がある」と回答した項目ができなかつた主な理由
(複数選択)

「仕事や家事が忙しくて時間がないから」の割合が最も高く 53.3%となっています。次いで、「情報の入手方法がわからない・入ってこない(24.5%)」、「特に理由はない(21.3%)」となっています。

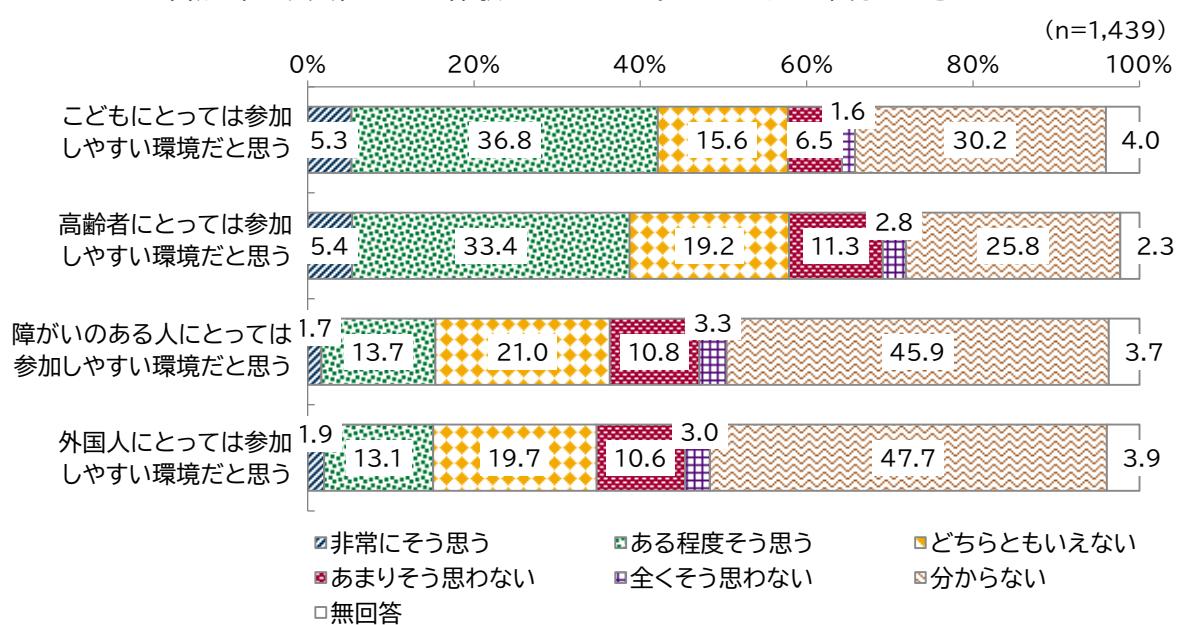
「これからしてみたい・興味がある」と回答した項目ができなかつた主な理由



工. 自然・社会・文化などの体験や、それらに参加しやすい環境だと思うか

様々な人のライフステージ、属性ごとに自然・社会・文化などの体験をしやすい、あるいはそのような機会に参加しやすい環境かを聞いたところ、こどもや高齢者にとっては「参加しやすい環境だと思う」「ある程度そう思う」の割合が4割程度になっている一方、障がいのある人、外国人にとってはその割合が2割未満となっています。

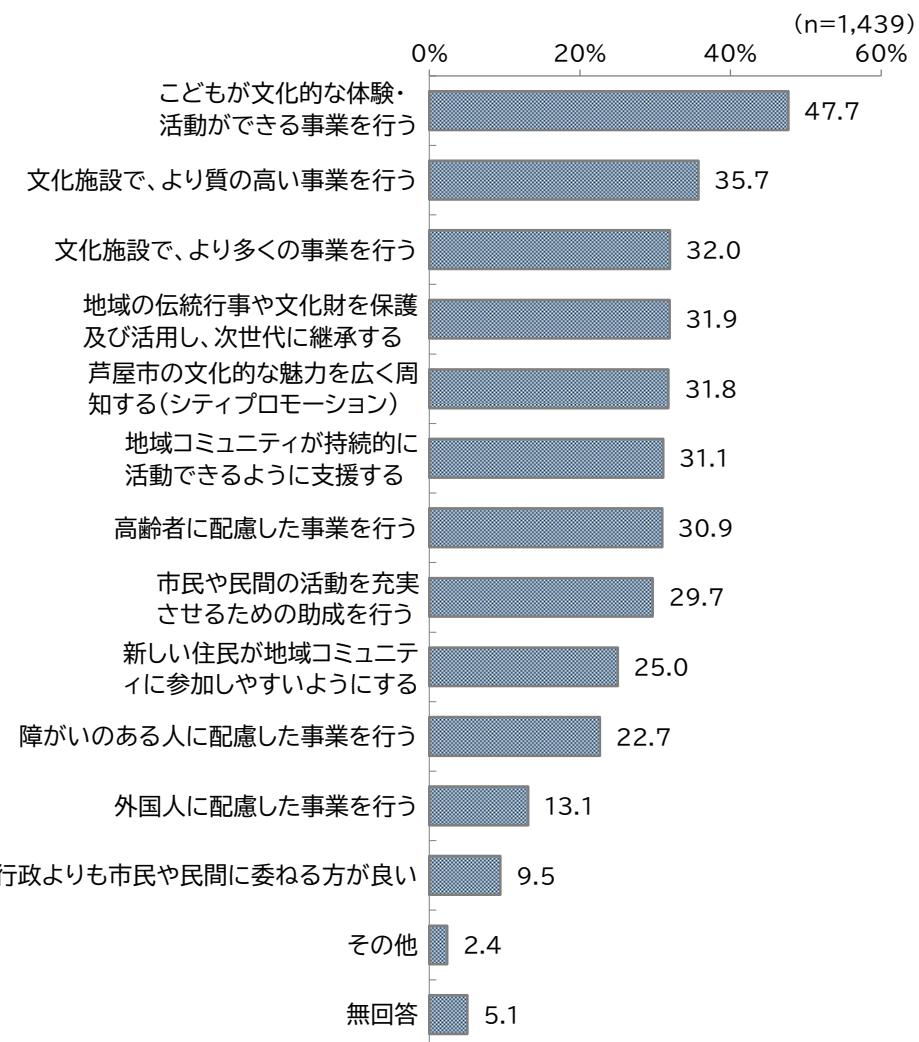
自然・社会・文化などの体験や、それらに参加しやすい環境だと思うか



才. 身近に文化を感じることができるまちであるために行政が行うとよいと思うこと
(複数選択)

「こどもが文化的な体験・活動ができる事業を行う」の割合が最も高く 47.7%となっています。次いで、「文化施設で、より質の高い事業を行う(35.7%)」、「文化施設で、より多くの事業を行う(32.0%)」となっています。

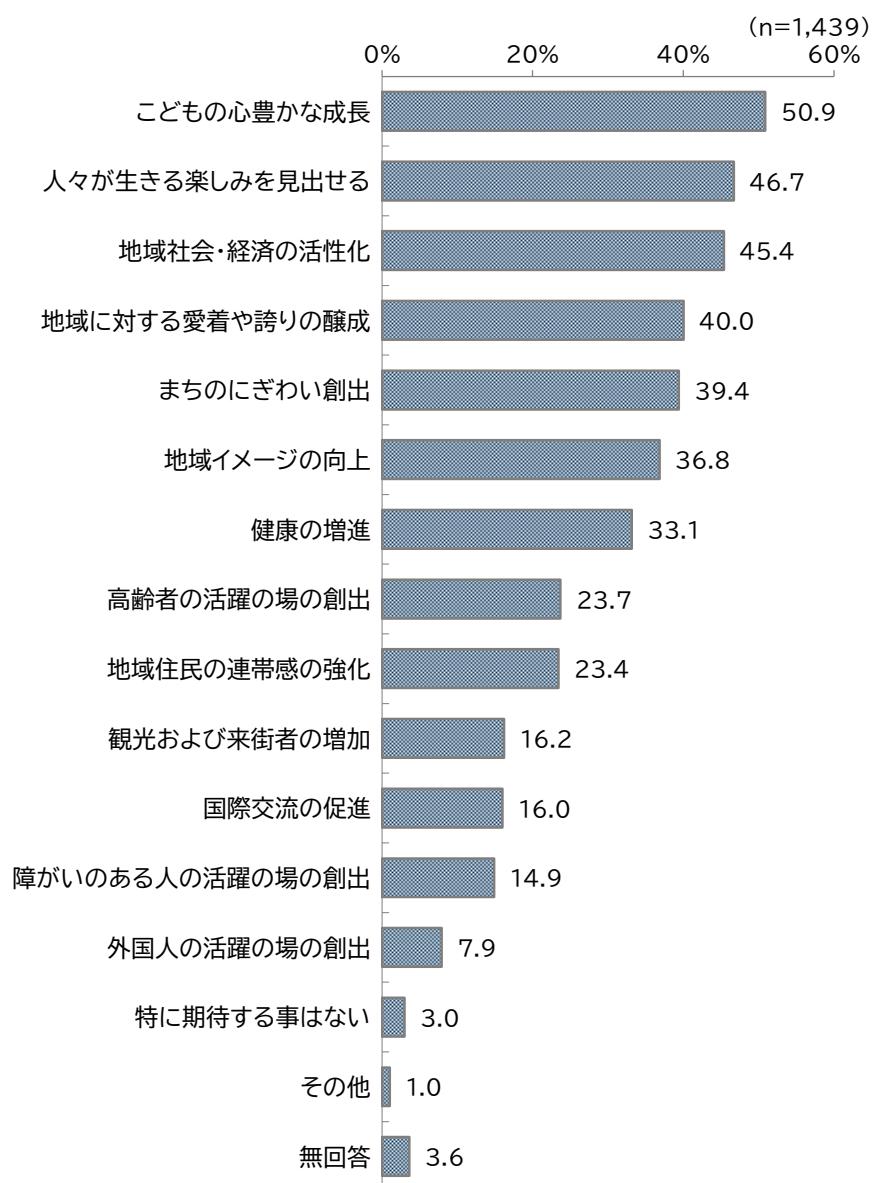
身近に文化を感じることができるまちであるために行政が行うとよいと思うこと



力. 文化の推進を図ることにより社会にもたらされる効果として期待すること
(複数選択)

「子どもの心豊かな成長」の割合が最も高く 50.9% となっています。次いで、「人々が生きる楽しみを見出せる(46.7%)」、「地域社会・経済の活性化(45.4%)」となっています。

文化の推進を図ることにより社会にもたらされる効果として期待すること



(3) ヒアリング・団体アンケートからみる現状

1) ヒアリング調査結果について

文化の観点からの本市に対する印象や将来の文化に期待すること、活性化の方向性など、定量的な調査では得られにくい意見をお聞きするため、市民アンケート調査のほかにヒアリングを行いました。

ヒアリング対象は、特に若い世代の声を聴くため高校生・大学生と、外国人市民から意見を聴取しました。

[調査の概要]

対象者の属性：高校生、大学生、外国人市民、弁護士

※聞き取り手法は、一部グループインタビューによる。

ア. ヒアリングでの主な意見

- ・外国人に対しても様々な情報を届けようとしていることは芦屋らしいと思う。
- ・芦屋市民はすごく丁寧で、育ちがよいという印象である。まち並みが静かで上品という印象もある。
- ・住む前からのイメージとして住宅街や別荘地といったイメージがあった。高級な教養のある文化。
- ・大阪城から切り出した石垣や街中のお地蔵さんなど昔からの遺産が多く、昔からのものを大事にしている印象がある。
- ・芦屋は落ち着いた雰囲気や美しい街並みなど上質な生活文化が感じられる上品なまちで、こうした歴史や品格そのものが文化だと思う。
- ・スポーツやライブ、コンサートというよりは、文化財、美術など上品なものが多い印象である。
- ・芦屋市には景観に関する条例があるなど、他市より特に景観に気を使っていると感じる。

イ. 今後の展開として望む意見のまとめ

- ・言葉の壁があって参加しにくいことが多いので、英語の通訳がいればそれがベストだが、それができなければ申込書やチラシ、当日配布資料などに日本語と英語があると当日通訳がいなくても参加しようと思う。
- ・定期的でなくてもよいので、こどもたちの集える場がほしい。
- ・自分から文化施設に行くことはあまりないので、身近なところで文化に触れられるといい。
- ・芦屋市は横のつながりが強いと思う一方で、世代間でつながることができるイベントがあればよいと思う。世代間のつながりがあれば、今後も住んでいきたいと思うのではないか。
- ・まちの中に芸術家のモニュメント、彫刻などがあったら面白いと思う。

2)団体アンケート調査結果について

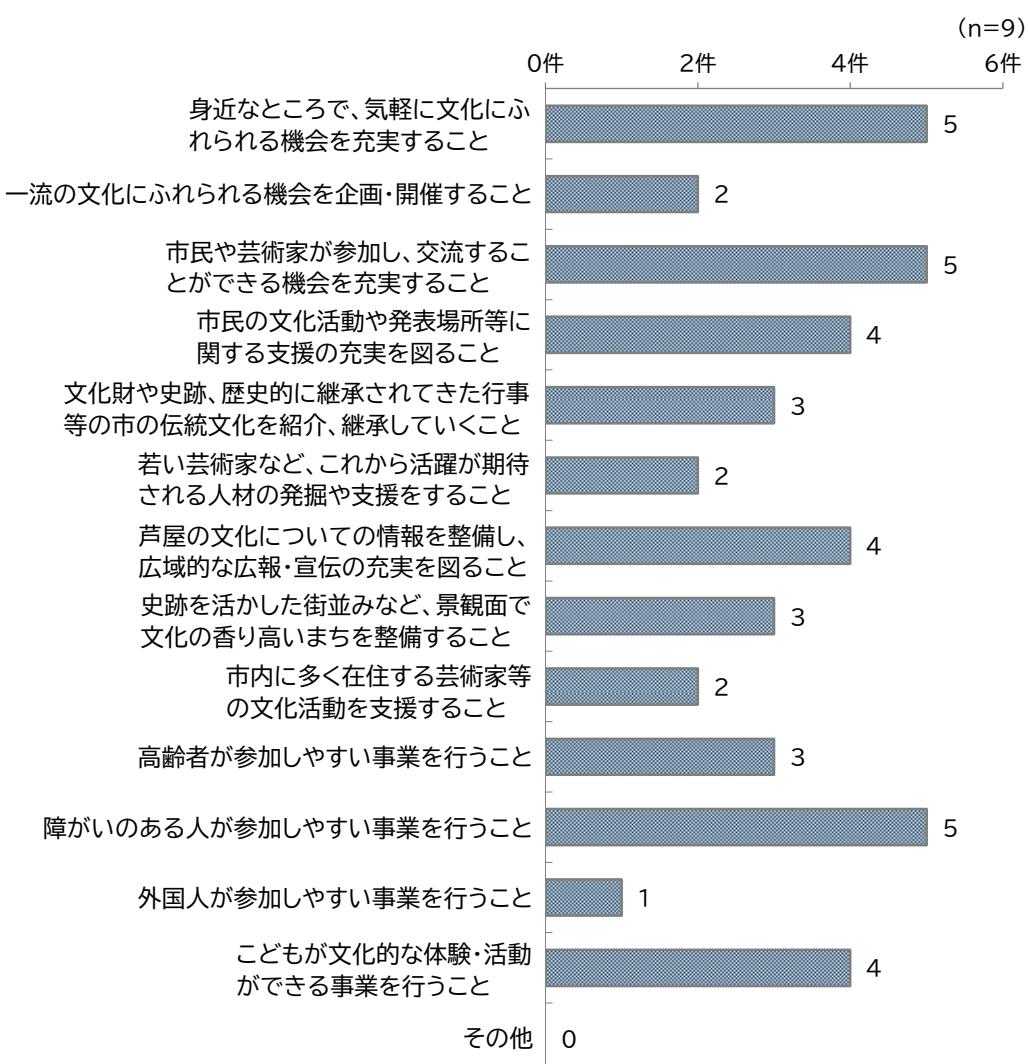
市内で文化活動に関わる団体にアンケートを行った結果、芦屋の魅力を高めるために重視すべきこととして、身近なところで気軽に文化に触れられる機会を充実させることや市民や芸術家が交流する機会を充実させること、誰もが参加しやすい事業の実施などが挙げられました。

その他、市が発信する文化に関する情報の入手方法については、広報紙やホームページ、広報掲示板が多くなっていることから媒体の特性を活かした情報発信の充実が必要です。

[調査の概要]

調査対象	あおぞらドラマカンパニー、芦屋家族会、芦屋市障がい児者父母の会、芦屋市身体障害者福祉協会、株式会社ジェイコムウエスト 神戸芦屋局、特定非営利活動法人 芦屋市手をつなぐ育成会、芦屋能楽塾、株式会社ハナヤ勘兵衛、芦屋市PTA協議会、芦屋市老人クラブ連合会
調査方法	調査シートによる記入もしくはウェブフォームからの回答
調査時期	令和7年(2025年)1月

芦屋の魅力を高めるために重視すべき分野



(4) 本市における文化に関する現状と今後重点的に取り組む課題

第2期の文化推進施策を踏まえ、令和6年度(2024 年度)に実施した市民・団体アンケート調査やヒアリング等から、本市における文化に関する現状と課題を整理しました。

1)全ての人のライフステージに応じた文化政策の展開

アンケート調査から、地域コミュニティでの文化活動の減少や文化活動に対する考え方は多様化し、文化芸術などへの関わり方も様々であることがわかります。

このような状況を踏まえ、全ての人が文化活動に参加できる取組を推進するとともに、他分野の施策とも連携しながら、人々の繋がりや居場所の創出を図り、文化振興と地域活性化を一体的に進めていくことが必要です。

また、市民一人ひとりが自発的に文化に関わり、地域の文化を支える担い手になることへの重要性もさらに高まっており、市民が気軽に参加できる機会や環境を整えるとともに、全ての人が主体的かつ継続的に関わることの意義を実感できるよう、活動への支援を充実させることが重要です。生涯学習の機会を充実させ、誰もが学び、表現し、繋がることのできる場を確保し、文化芸術団体や地域の文化を支える担い手への支援も欠かせません。

さらに、文化を通じて年齢や立場に関わらず誰もが交流し、相互理解を深めるためには、文化ゾーンの活性化や市内の各種施設の活用を進め、誰もが等しく文化芸術活動に親しみ、参加できる機会を確保することが不可欠です。あわせて、生涯にわたり文化に関われるよう、ライフステージに応じた文化政策の展開を工夫していく必要があります。

2)未来を切り拓くこどもたちへ向けた文化政策

アンケート調査において、身近に文化を感じることができるまちであるために行政が行うとよいと思うことについては、「こどもが文化的な体験・活動ができる事業を行う」ことが高い回答率になっています。また、文化の推進を図ることに社会にもたらされる効果として期待することについても、「こどもの心豊かな成長」が回答の約5割を占めています。

そのため、こどもたちが身近にある文化芸術の大切さを知り、地域のつながりを活かした文化芸術体験の機会を充実させるために、こどもを対象とした文化的な体験や活動を行うなど、次代の芦屋の文化を担うこどもが心豊かに育ち、創造力を養っていくことが必要です。

また、多様な文化的背景をもつこどもたちがともに学ぶ機会が増えているため、相互理解や意識の向上に取り組むことが求められます。こどもだけでなく大人も多様な文化や価値観への重要性について理解を深め、互いを尊重し合う意識を育む取組をすすめることが大切です。

こどもたちの豊かな情操を育み、将来にわたって文化芸術を継続的に親しむことのできる環境や機会を整えることが重要となっています。

3)芦屋文化を活かした戦略的なまちづくり

アンケート調査から、この1年間に文化的な活動や体験を行ったことのある市民が約8割となっており、文化的な関心の高さが感じられる結果となっています。

一方で、文化的な活動や体験ができなかったという回答もあり、その理由として、「情

報の入手方法がわからない・入ってこない」の割合が高くなっています。

そのため、幅広く情報が届くように、広報紙や SNS など様々な媒体の特性を活かした情報発信を推進することが求められています。また、効果的に様々な情報発信ツールを活用し、発信することが必要です。さらに、外国人市民にも情報が行き渡るように多言語による情報発信を行うとともに、今後これらの情報を集約・整理し、「伝わる」発信の仕組みづくりが重要となります。

また、多様な文化的背景をもつ市民の交流の機会を創出することや様々な文化や価値観への理解を深め、互いを尊重し合う意識を高める機会の充実が必要になります。

さらに、アンケート調査において、文化の推進を図ることにより社会にもたらされる効果として期待することとしては、「子どもの心豊かな成長」の割合が最も高く、次いで「人々が生きる楽しみを見出せる」「地域社会・経済の活性化」の割合が高くなっています。

豊かで恵まれた自然が育んだ文化財など、地域の暮らしに根ざした歴史文化遺産の保存活用を図るとともに、誰もが歴史文化遺産に触れ、身近に感じる機会の創出が重要となります。事業者等との連携などにより、芦屋の魅力の醸成を持続的に図っていくことが必要です。

これまでの第2次基本計画では、市民に対して公平かつ平等に文化を享受できる機会を提供する

「市民文化政策」と、本市の都市としての発展を描く上での「都市文化政策」の両面から、「国際文化住宅都市」としての総合的な文化戦略の推進や個人・事業者・団体等の「参画と協働」による取組を進めてきました。

次期計画においても、これまでの取組を継承しつつ、個人・事業者・団体等による多様な文化活動への支援と協力体制の整備、さらには教育・福祉・まちづくりなど他分野との連携を一層強化させることで、文化を通じた包摂的なまちづくりを進めます。

3 計画の基本的な考え方

(1) 今後5年間の文化政策の方向性(ビジョン)

本市では、北に六甲の山並みと南に広がる大阪湾、市域を流れる芦屋川・宮川など、豊かな自然環境に育まれた住環境や景観を芦屋文化の基盤として、「芦屋国際文化住宅都市建設法」に基づき、「国際文化住宅都市」にふさわしい魅力あるまちづくりを進めてきました。

しかし、日本全体の人口減少が進む中で、将来において本市もその例外ではなく、地域活力の低下とそれに伴う文化資源や市の魅力への影響が懸念されます。

将来の人口減少社会を見据え、今後の文化政策の方向性として、まちづくりのあらゆる施策に文化の要素を反映させることを基本とします。また、著しく変化する社会環境において、多様な文化的背景をもつ人と共生していくことも重要となります。文化活動を通じた人々の繋がりや居場所の創出、まちの魅力創造・発信など、文化と他分野の施策との連携を深め、文化の力を活かした魅力的なまちづくりを目指します。

少子高齢化が進む中、世代間の繋がりを意識しながら、こどもから高齢者まで年代に関わらず文化活動に関わる環境を整える必要があります。次世代を担う子どもへは、豊かな感性と創造力を育む様々な文化体験を提供し、高齢者へは、文化活動を通じた生きがいづくりの醸成や活躍の機会、社会とつながる機会を確保します。また、障がいのある人が文化活動に参加しやすいよう環境づくりに配慮し、文化活動の幅を広げることで社会参画を促進します。さらに、外国人市民に対しては文化活動を通じて人や地域と繋がることで相互理解を深めていきます。

全ての人が文化活動に親しむ機会をつくり、世代や文化的背景を超えた交流を促進することで、誰もが活躍でき、芦屋市が一層魅力的に感じられるまちづくりを目指します。

(2) 文化政策の展開の基本的な考え方と重点取組項目

歴史・風土に培われ、先人によって育まれてきた比類ない本市の文化は、年齢や立場に関わらず私たちに心豊かな暮らしをもたらすだけでなく、本市のこれまでのまちの発展に大きく寄与してきました。今後も、文化を活かした、戦略的な魅力あるまちづくりが求められています。

そこで、次期文化施策の推進に当たっては、誰もが文化に接することができる機会や文化活動を通じた人々の繋がり、居場所の創出、次世代への継承、まちの魅力創造・発信、多文化共生理解の重要性など、文化と他分野の施策との連携を深め、文化の力を活かした魅力的なまちづくりを目指します。

【重点取組項目】

1 全ての人のライフステージに文化が行き届く文化政策の推進

- (1)誰もが文化を身近に楽しめる仕組みづくり
- (2)文化活動を通じた地域のつながりづくり
- (3)ユニバーサル社会づくりを目指した生涯学習活動の振興
- (4)文化ゾーンの活性化と各種施設の有効活用
- (5)文化芸術を行う団体への支援

2 未来を切り拓くこどもたちへ向けた文化政策の推進

- (1)豊かな情操を育む体験活動の推進
- (2)多文化共生における理解や意識向上
- (3)地域社会とのつながりによる文化芸術体験の機会の充実

3 芦屋文化を活かした戦略的なまちづくり

- (1)暮らしに根ざした多文化共生と文化交流のまちづくり
- (2)みどり豊かな美しいまちづくり
- (3)読書のまちづくりの推進
- (4)近代建築をはじめとする歴史文化遺産の保存と活用の推進
- (5)文化を通じたまちの魅力の情報発信の強化

【施策の方向性】

(3) 施策の方向性

重点取組項目1 全ての人のライフステージに文化が行き届く文化政策の推進

少子高齢化の進展、外国人市民の増加など、本市の人口構成の変化を踏まえた施策の展開が必要となることから、文化振興と地域活性化を一体的に推進します。

また、文化活動を通じた人々の繋がりや居場所の創出を推進することで地域のつながりが深まるまちづくりを目指します。

1)誰もが文化を身近に楽しめる仕組みづくり

年齢や立場、国籍などに関わらず、誰もが等しく文化芸術活動に参加することにより、文化芸術への関心や理解を深めることができるよう、市民まつりや公共施設でのミニコンサートの開催・体験の場の提供など身近に文化芸術に触れ、楽しむことのできる機会の創出を推進します。

2)文化活動を通じた地域のつながりづくり

市民が地域で日常的に文化芸術に触れ、親しむことができるよう文化活動を通じた地域のつながりづくりに引き続き取り組みます。

地域の学習情報を得る機会を創出するとともに、自ら学んだ成果を発表する場や機会を提供し、自らがリーダーとなって活躍できる人材・団体の支援に取り組みます。

文化活動において、様々ななかたちでの創作・表現を行うことができる状況を育むことで、文化を生み出す担い手づくり、さらには地域の様々な課題に対して文化振興と地域活性化を一体的に進め、地域のつながりを深める環境づくりを推進します。

3)ユニバーサル社会²⁶づくりを目指した生涯学習活動の振興

市民一人ひとりが主体となって行う文化芸術活動を支援するとともに、生涯にわたって学び続けることができる生涯学習の機会の充実を図ります。

多様な価値観や考えが尊重される中で、生涯学習を通じた交流を広げ、年齢や立場に関わらず誰もが安心して文化や学びに触れることが出来る環境づくりを推進します。

4)文化ゾーン²⁷の活性化と各種施設の有効活用

美術博物館、谷崎潤一郎記念館、図書館において、市民が気軽に訪れやすいイベントや文化活動事業を3館が連携・協力して実施し、文化芸術活動に親しむ鑑賞や体験の場を提供します。また、市民センター、公民館、市内の各種施設においても文化芸術活動に親しむ場を提供します。

²⁶ ユニバーサル社会:年齢、性別、障がいの有無、文化などの違いにかかわりなくだれもが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会。

²⁷ 文化ゾーン:美術博物館・谷崎潤一郎記念館・図書館が隣接し、芦屋文化ゾーンと呼ばれる複合文化施設を形成している。

5)文化芸術を行う団体への支援

市民の文化芸術活動が活発に行われるよう支援するとともに、行政や財団等の様々な補助金や助成金の制度を周知することにより、文化芸術活動への参画を促し、活動の機会の創出を促進します。

重点取組項目2 未来を切り拓くこどもたちへ向けた文化政策の推進

こどもたちが地域にある文化財や文化芸術に触れる機会及び体験活動できる場の充実を図ります。

部活動の地域展開により、将来にわたって継続的に文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実を図り、生涯にわたって文化芸術と豊かに関わる力を身につけ、未来を切り開くこどもたちを育成できるよう取組を進めます。

また、多様な文化や価値観への理解を深め、互いを尊重し合う意識の醸成を育んでいきます。

1) 豊かな情操を育む体験活動の推進

次世代を担う人材の育成を目的とした豊かな文化芸術教育の充実を図るため、発達段階に応じた体験学習や芸術鑑賞、地域に根ざした歴史文化遺産への理解を深める機会を提供するとともに、学校給食をはじめとした食育の推進や学校図書のさらなる活用に取り組むことで、豊かな感性と創造力を育みます。

2) 多文化共生における理解や意識向上

幼少期から多様な文化や価値観への理解を深め、互いを尊重し合う意識を育むことで、より良い社会を築くための基盤を構築することが重要です。

市内の就学前施設や小中学校では、多様な文化的背景をもつこどもたちがともに学ぶ機会が増えているため、相互理解や意識の向上を図ります。

さらに、こどもだけでなく保護者に対してもその重要性について理解を深めてもらうため、関係機関と連携し意識の醸成に努めています。

3) 地域社会とのつながりによる文化芸術体験の機会の充実

地域社会において文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実を図り、こどもたちが生涯にわたって文化芸術と豊かに関わることができるよう、コミュニティ・スクールの活動等に加えて中学校部活動の地域展開など取組を進めます。

こどもたちが地域にある文化芸術の大切さを知り、文化活動を行うことで、地域における伝承の機会の充実を図ります。

重点取組項目3 芦屋文化を活かした戦略的なまちづくり

「国際文化住宅都市」である芦屋らしい良好な住まい・景観づくりを進め、まちの魅力創造・発信等文化施策と他分野の施策との連携を深め、文化を活かした、戦略的な魅力あるまちづくりを推進します。

多様な文化的背景をもつ市民の交流の機会を創出することにより、様々な文化や価値観への理解を深め、互いを尊重し合う意識の醸成を目指します。

また、文化的資源を活用するなど地域の賑わいを創出し、交流人口の拡大や定住者の呼び込みが図れるよう、市の魅力の向上及び発信に取り組みます。

1)暮らしに根ざした多文化共生と文化交流のまちづくり

本市には、恵まれた自然や豊かな歴史が育んだ文化財など、多くの文化資源があり、こうした芦屋の暮らしに根ざした文化資源の保存活用を効果的に行うことで、文化交流のある魅力的なまちづくりを推進します。

また、多様な文化的背景をもつ市民が交流をすることで、様々な文化や価値観への理解を深め、互いを尊重し合う意識を育んでいきます。

2)みどり豊かな美しいまちづくり

芦屋の文化資源を有効活用し、「国際文化住宅都市」である芦屋らしいみどり豊かな美しい住環境を将来にわたって守り、育んでいきます。

また、周辺地域や事業者等が連携し、それぞれの地域独自の公園の利活用を推進した庭園都市ならではの一体的なまちづくりを進め、市民の誇りとなる芦屋の魅力の醸成を図ります。

3)読書のまちづくりの推進

市民が読書に親しみ、学ぶことができるような取組を推進します。

また、日頃図書館に赴くことのできない方に対しても電子図書の充実など、ITの活用によって読書をより身近に感じることができる環境の整備を推進します。

4)近代建築をはじめとする歴史文化遺産の保存と活用の推進

本市には長い歴史の中で育まれた歴史文化遺産が数多くあります。さらに、名建築や洗練されたライフスタイルは、阪神間モダニズム²⁸と呼ばれ、本市の歴史文化を特徴づけています。これら本市にとってかけがえのない歴史文化遺産を次世代へと継承していくためには、市民がその価値を理解し、守り、活用できる環境を整えることが重要です。

その実現に向けて市民と店舗や事業者等と連携して、阪神間モダニズムをテーマとした地域イベント等において、地域に残る歴史文化遺産の価値や魅力を積極的に発信することによって、市民が歴史文化遺産に触れ、身近に感じる機会を創出します。

さらに、デジタルアーカイブの整備やSNSを通じた情報発信の充実など、ICTを利用した保存と活用を推進します。

²⁸ 阪神間モダニズム:明治後期から昭和前期にかけて、六甲山地南麓を中心とする阪神間で近代的な芸術及び建築、生活様式等を育んだ地域文化で、現在の阪神間の文化やライフスタイル、地域のイメージ等にも大きな影響を与えている。

5)文化を通じたまちの魅力の情報発信の強化

幅広く市民に情報が行き届くように、広報紙や SNS など各メディア媒体の特性を活かし、誰もが知りたい情報を容易に得ることができるよう映像や音声、多言語による情報発信などを行うことで、文化に触れる機会の充実を図ります。

また、周辺地域や事業者等と連携し、民間の様々な情報発信ツールを活用することで、イベント情報など、より地域に密着した情報発信を推進します。

第3次芦屋市文化推進基本計画指標

指 標	単 位	最新実績 (R6 実績)	計画終了時 目標
1 全ての人のライフステージに文化が行き届く文化政策の推進			
①この1年間における文化体験・活動の有無	%	78.0	85.0
②公民館講座等の受講率	%	77.9	85.0
③1年間で自発的に学びを得る機会があつた人の割合	%	35.1	55.0
④あしや保健福祉フェアの満足度	%	81.3	85.0
⑤高齢者の生きがい活動の参加者数	人／年	4,968	5,000
⑥障がい児・者作品展の作品数	点／年	168	200
⑦芦屋市内の主な歴史的・文化的な資源の知っている割合	%	82.7	85.0
⑧美術博物館の展覧会の満足度	%	93.9	100.0
2 未来を切り拓くこどもたちへ向けた文化政策の推進			
⑨中学生以下の美術博物館の入館者数	人／年	2,793	3,000
⑩学校給食の地産地消週間の地場産物平均活用率(品目ベース)の向上	%	52.0	60.0
⑪公立中学校の学校図書における児童生徒一人当たりの年間の図書貸出冊数	冊／年	8.6	20.0
⑫あしやキッズスクエアでのプログラム実施回数	回／年	459	680
3 芦屋文化を活かした戦略的なまちづくり			
⑬多文化共生理解を深めるための講座の参加者数	人／年	3,768	3,900
⑭地域におけるまちなみとまちなかの縁の景観の美しいと感じている人の割合	%	95.1	95.1
⑮公園を年数回以上、利用したことがある人の割合	%	45.1	55.0
⑯公立図書館における市民1人当たりの図書貸出冊数	冊／年	7.3	8.0
⑰公立図書館における電子図書閲覧数	回／年	31,901	40,000
⑱定住意向	%	86.4	86.4
⑲市政情報の発信ができていると思う人の割合	%	51.0	55.0

ASHIYA SMILE BASE

2026-2030 第5次芦屋市総合計画 後期基本計画

概要版

- 第3期芦屋市創生総合戦略 -
- 第4次芦屋市市民参画協働推進計画 -
- 第3次芦屋市文化推進基本計画 - 含む

芦屋市の今日と明日

市民意識調査、市民と市長の「対話集会」、出張講義・大学生アンケート、転入に関するアンケート調査等、後期基本計画の策定にあたり、皆さんの声をいただいています。

芦屋はどんなまち？

静かで落ち着いた、
まちの雰囲気

若者が集い
楽しめる、賑わい

充実した、子育て
しやすい環境

坂道が多くて
移動が少し大変

世代を超えてつながる、
交流の機会

守られている、
美しいまちなみ

交通が便利で
利便性が高い

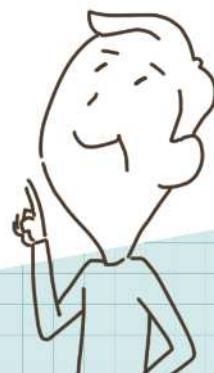
趣のある、歴史や文化

人のつながりが
希薄化

コンパクトで目配りが
効く規模のまち

誰もが健康でいられる、
支援の充実

先進性と保守性が混在



目次

第5次総合計画前期基本計画の策定から5年が経ち、中間見直しを行いました。

これから5年間で、芦屋市がどんなまちを目指し、どのようにまちづくりを進めていくのかをこの計画で示しています。

人口が減って若者が少なくなっていく中でも、芦屋の魅力に磨きをかけ、誰一人取り残すことなく誰もが「住み続けたい」「住んでみたい」まちを目指して、市民と行政がいっしょに歩んでいきましょう。

〔こんなまちを目指します〕

-各計画について	P3
-芦屋市の今日と明日	P4
-芦屋市が目指す将来の姿	P5
-まちづくりの基本方針	P6
-基本方針を構成する3つの視点	P7
-後期基本計画において重視する3つの要素	P8

〔こんな取組を進めます〕

-後期基本計画の施策体系	P9
-施策目標	P10-15

〔人口減少・少子高齢化に備えます〕

-基本的な考え方	P16
-重点プロジェクト	P17-19

〔第3次芦屋市文化推進基本計画〕

-第3次芦屋市文化推進基本計画	P20
-芦屋市の今後5年間の文化政策の方向性	P21-22

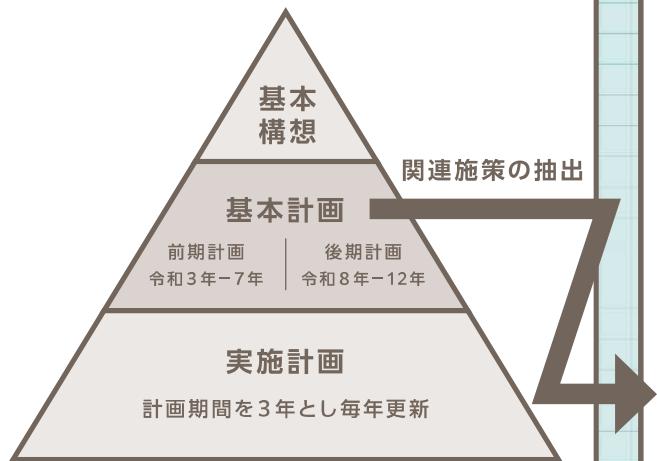
各計画について

①「総合計画」とは

総合計画は、市民と行政が目標を共有してまちづくりを進めるための指針です。

まちづくりの全体像から実行に移すまでを、基本構想、基本計画、実施計画として表しています。

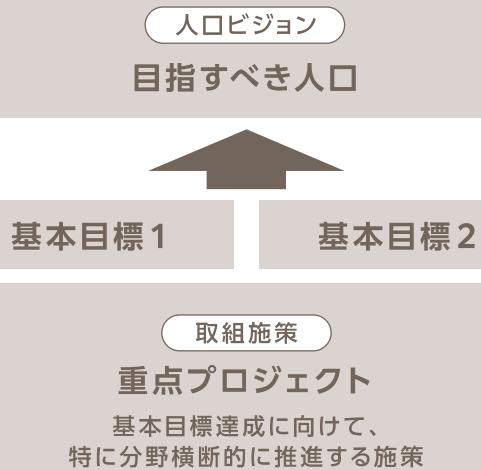
第5次芦屋市総合計画



②「創生総合戦略」とは

創生総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年11月施行)に基づき、特に重要な課題である人口減少・少子高齢化へ対応していくために、課題別計画の一つとして、人口推計を示したうえで策定しています。

第3期芦屋市創生総合戦略



③「市民参画協働推進計画」とは

市民参画・協働の観点からまちづくりのあり方を示し、総合計画の各施策に横断的に関わることで、市民と行政による住みよいまちづくりを推進することを目的としています。

④「文化推進基本計画」とは

芦屋市文化基本条例第8条に基づく「文化の振興に関する基本的な計画」として、文化政策の方向性を包括的に示すものです。

※「教育振興基本計画」は、次期計画の策定は行わず、その基本理念等を本後期基本計画の「子育て・教育」分野における施策の中で受け継ぐものとしました。

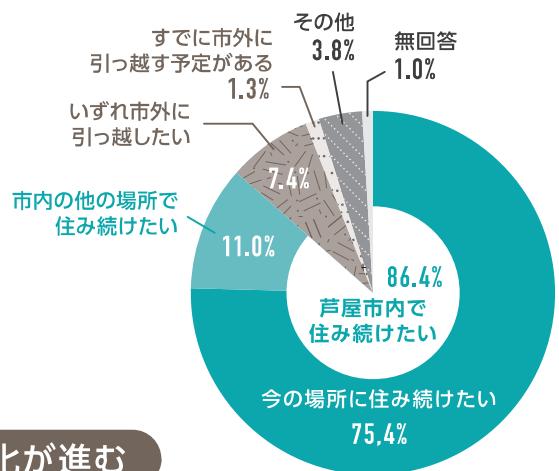
実施計画は、市行政内部の計画として毎年度検討するため、総合計画(基本構想・基本計画)の冊子には掲載していません。

芦屋市の今日と明日

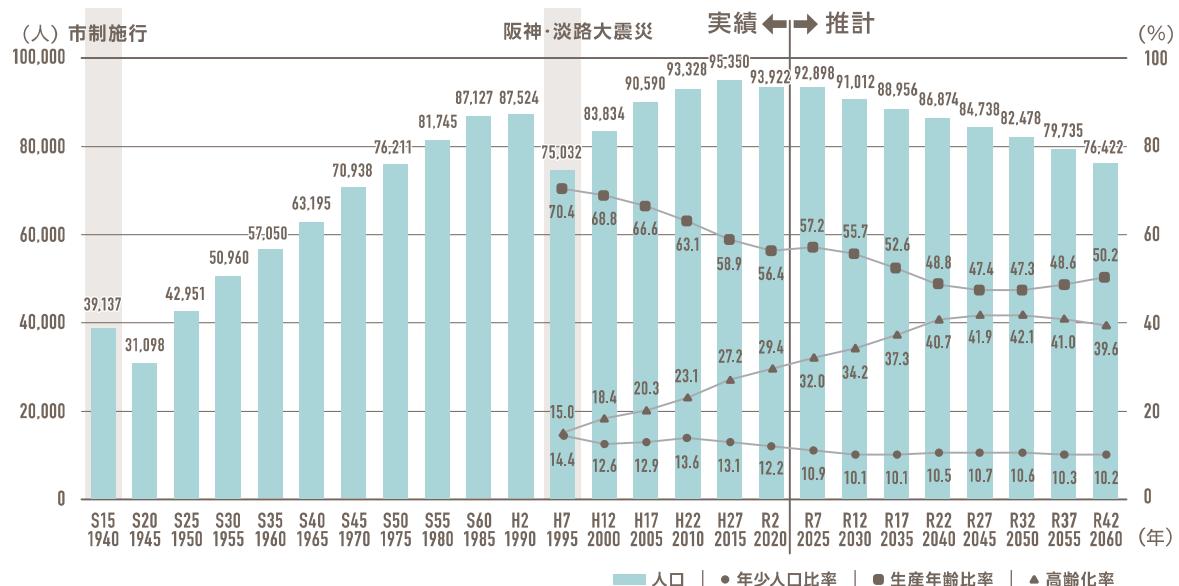
芦屋市を取り巻く社会情勢は、人口減少と少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加などにより、今後の財政運営はさらに厳しさを増すものと考えられます。

これに加え、多様化する市民ニーズや激甚化する自然災害への備えも喫緊の課題です。こうした社会情勢の変化に的確に対応するため、デジタル技術の活用をはじめとする新たな手法を積極的に取り入れ、市民・事業者・行政が一体となって、持続可能で質の高いまちづくりを進めていく必要があります。

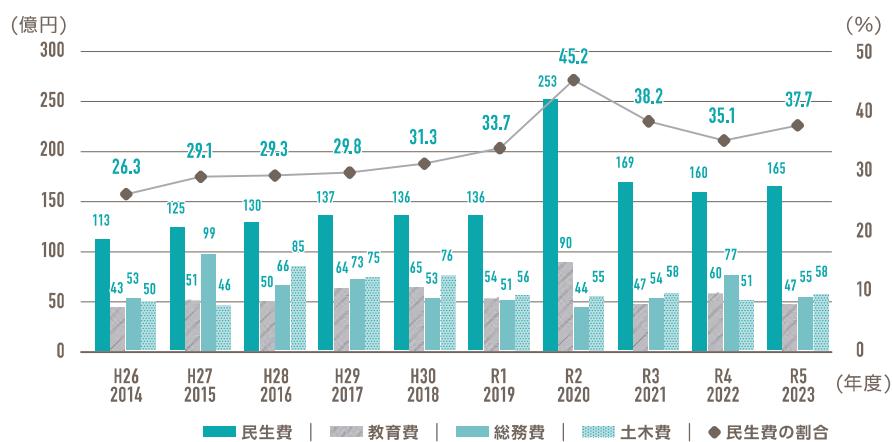
住み続けたいまち



人口減少・少子高齢化が進む



財政構造が変化



こんなまちを
目指します

多くの市民の声や想いを聞いて、みんなで共有する芦屋市の将来像を定めました。
こんなまちの実現を目指していきます。

芦屋市が目指す将来の姿

人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる 住宅都市

国際文化住宅都市として先人が築いてきた芦屋。

住環境や暮らしに根付く文化、地域のネットワークなど、芦屋ならではのまちの良さを継承しながら、みんなで未来を共有し、力を合わせることで、住宅都市としての強みを磨き、さらなる魅力を創ります。

人々の笑顔があふれ、誇りを持てるまち、誰もがいきいきと暮らしているまち、「住み続けたいまち、住んでみたいまち芦屋」を目指します。

キャッチフレーズ

ASHIYA
SMILE
BASE

笑顔があふれる市民みんなのホームタウンをイメージし、将来像をコンパクトに表現しました。市民、行政がともに総合計画に関わり将来像を実現していくためのキャッチフレーズです。

まちづくりの基本方針

未来の創造

持続可能な心弾むまちを未来へつなぐデザイン

日本では少子高齢化・人口減少が進み、その影響が身近に感じられる今日この頃。例外なく芦屋市も同じような状況になると想定されます。

一方で、人が減っても、社会が変わっても、まちは在り続けます。

先人から受け継いだ芦屋のまち。これまで続く魅力を守り、新たな魅力を増やし、わくわくできるまちを次世代につなぎたい。

この想いを抱くのは、人。そして、想いを実現させるのも人。市民、企業、地域活動団体、行政… みんなで知恵と力を出し合って、時代に応じた取組を進めていきます。

目指すまちの実現に向けて、これまでのまちづくりを受け継ぎながら、持続可能なまちをつくることを基本とします。そのために大切な3つの視点で計画を組み立て、取り組んでいきます。



基本方針を構成する3つの視点

視点1 人のつながり

時代に適い、多様に紡がれるネットワーク

スマートフォン1つで何でもできる便利な時代。家にいながら、いつでもだれでも世界とつながれる時代。情報があふれ、目まぐるしいスピードで技術が進化し、生活スタイルが変わり続けるこの時代において、今まで通りのつながり方を続けることは難しくなりました。

コミュニティやつながりが大切にされ、自治会活動も盛んだった本市でも、考え方の変化、担い手不足などで、地域活動を続けるのは難しいという話を耳にします。

しかし、暮らいやまちを豊かにするためには、人と人とのつながりが必要であることは変わりません。

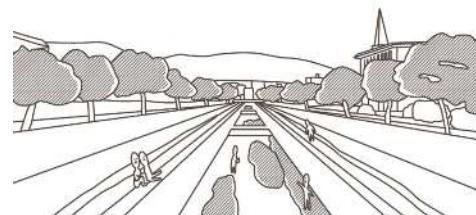
これまでの活動も大切にしながら、時代や地域、それぞれの生活スタイルに合った新しい活動のしかたを見つけていくことで、みんなが力を合わせて、人のつながり・交流がつくられるまちを目指します。



視点2 暮らしやすさ

地域に包まれ安らぎを感じる暮らし

阪神・淡路大震災を経験した芦屋市。その記憶を受け継ぎながら、近年頻発する大規模自然災害に備えて、安全・安心に暮らせるまちづくりが求められています。コンパクトな都市である芦屋市。公共交通が発達した便利な都市ですが、山があるまち、川があるまち、歴史深いまち、新しいまち、地域に個性があり、暮らす人々もさまざま。それぞれのニーズに応える必要があります。年齢や国籍、様々な背景を持つ人がお互いに認め合い、助け合いながら、どんなときにもみんなが安全に安心して生活し、それぞれのスタイルで活躍できる、そんなまちづくりを進めます。



視点3 資源

地域資源を生かし、空間を活用する、これまでとこれからの融合

目に見えるもの、見えないもの、まちに点在するさまざまな資源。この資源こそがまちづくりの素材です。山と海に囲まれた自然豊かな本市は、各時代の舞台となった歴史深いまち。数多の文化人を生み出し、育てたまち。魅力的な資源も多く、整ったまちなみとそこから生まれる文化が、本市のイメージを創ってきました。ただ、時代の変化とともに、まちの魅力を熟知する人が減り、資源が十分に生かされないことも。ときには、古き良きものと新しい価値観が対立。洗練された住宅都市として、誇るべきものは何なのか。残すべきものは残し、必要であれば、新たな価値を付加し、芦屋スタイルを進化させる。それらを活用するとともに、発信することも忘れずに。この過程を通じ、価値創造の好循環を生み出します。



後期基本計画において重視する3つの要素

社会の先行きがますます見通しづらくなる中で、第5次総合計画の「第1章 基本構想 3 まちづくりの基本方針」において定める「未来の創造」に向けた取組を進めていくためには、市民の皆様との「共創」が必要であり、その担い手である「人」を中心に据えることが、より重要になっていると考えています。なぜなら、まちをつくるのは「人」であり、市民一人ひとりの行動が欠かせないからです。この考えに基づき、後期基本計画では多様なニーズを持つ市民同士がつながる仕組みづくりを推進し、世代や属性を問わず、こどもから高齢者、障がいのある人、外国人市民など、幅広い市民と地域団体・事業者が互いに支え合い、市民一人ひとりが主役として参画・協働する、住みよいまちづくりをめざします。また、このようなまちづくりをめざすとともに、昨今の急激な人口減少や多様化、デジタル化の進展といった社会変化の中で、市民一人ひとりが生き生きとし、地域に活力がある持続可能なまちとするには、「学び」、「文化」、「協働」の3つの要素を、本市の各種施策すべてに共通する観点として取り組んでいくことが必要だと考えます。

後期基本計画において重視する3つの要素は、それぞれを下記のものとして位置づけ、様々な施策に共通する観点として各種施策に取り組んでいきます。



学び

市民一人ひとりの生涯にわたる成長を促し、多様な人々と学びあう中で変化の激しい社会に対応するための関係性を培い、未来を切り拓く力を育む基盤

文化

地域の魅力を高め、市民の誇りや愛着を醸成し、人の交流と地域の活性化をもたらす活力の基盤

協働

様々な課題解決や新たな取組に向けたまちづくりの基盤

将来像を実現するためにはこんな取組を進めます

後期基本計画の施策体系

目指すまちの姿の実現に向けて、6つの施策分野ごとに施策目標を設定し、取り組んでいきます。

01. 子育て・教育

- 誰もが安心して生み育てられる環境が充実している
- 未来への道を切り拓く力が育っている
- 生涯を通じた学びの文化が醸成されている



03. 市民生活

- 良好な生活環境が整い魅力的な暮らしが創出されている



05. 都市基盤

- 住宅都市の魅力が受け継がれ、高められている
- 持続可能なインフラ整備が進んでいる



02. 福祉健康

- あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
- 健康になるまちづくりが進んでいる



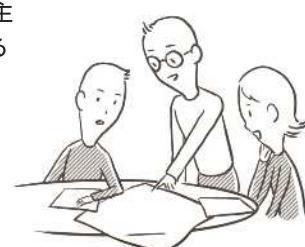
04. 安全安心

- 災害に強いまちづくりが進んでいる
- 日常の安全安心が確保されている



06. 行政経営

- 協働の意欲が高まり市民主体のまちづくりが進んでいる
- 人口減少社会に対応した健全で効果的な行政運営が行われている
- 急速な社会変化に対応できる組織になっている



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs(持続可能な開発目標)は、令和12年(2030年)までに達成すべき国際目標で、誰一人取り残さない社会の実現のために、17のゴール(目標)と169のターゲット(具体目標)で構成されています。

本市でも、各施策分野にSDGsを関連付けて、まちづくりを進めていきます。

施策分野 1 子育て・教育

施策目標 1 ►►►

誰もが安心して生み育てられる 環境が充実している



一定数存在する入所待ち児童、市立幼稚園園児数の減少、多様化する子育てニーズへの対応強化が必要です。就学前教育・保育施設の環境整備・適正配置を進め、放課後の居場所としての機能を充実させ、多様な体験活動を拡充します。また、虐待防止・早期対応の連携体制強化や、妊娠期からの切れ目ない支援の充実を図ります。

基本 施策

- 仕事と子育てを両立できる環境整備を進めます
- 子どもの命と健康が守られ、安心して子育てできる環境をつくります

施策目標 2 ►►►

未来への道を 切り拓く力が育っている



いじめの未然防止・早期対応、児童生徒の学習意欲・自己肯定感の低下や登校しづらい児童生徒の増加への支援強化、日本語支援体制の整備が求められています。

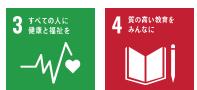
こどもとの対話を重視し、いじめ防止や現代的社会問題への連携を強化します。また、教職員の業務改善を進め、こどもたちと向き合う時間を確保し、インクルーシブ教育や「ちょうどの学び」の推進を図るとともに、ICTを活用した質の高い教育環境を整備します。

基本 施策

- こどもや若者の健全な成長を支えます
- 就学前教育・保育施設、学校、家庭、地域が連携・協働し、未来を見据えた教育環境を整えます

施策目標 3 ►►►

生涯を通じた学びの文化が醸成されている



コロナ禍による文化的活動の停滞からの再活性化、生涯学習における知の循環推進、図書館利用者減少への対応、子どもの読書活動の充実が必要です。

文化振興と地域活性化を一体的に推進し、誰もが文化的活動に参加できる機会を創出します。また、歴史的資源の保存活用、スポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保、生涯にわたる読書環境の整備、市民による学びの仕組みづくりを支援します。

基本 施策

- 文化的力を活かした魅力的なまちづくりを進めます
- 市民による学びの仕組みづくりを進めます

施策分野 2 福祉健康

施策目標 4 ►►

あらゆる人が心地よく暮らせる まちづくりが進んでいる



コロナ禍で加速した地域のつながりの希薄化や、複合的な課題に対応する重層的な支援体制の充実が重要です。

重層的支援体制の構築を強化し、地域福祉ネットワークを推進します。また、孤立・困窮している人や高齢者への支援を充実させ、障がいへの理解促進と活躍の場づくりを推進します。さらに、男女共同参画、多文化共生、人権啓発を通じて、平和と人権が尊重される社会を目指します。

基本
施策

- 地域共生社会の実現に向けた協働の体制づくりを進めます
- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます
- 平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します

施策目標 5 ►►

健康になるまちづくりが進んでいる



高齢者の活動機会の減少への対応、健康無関心層が参加しやすい健康づくり促進の仕組み構築、感染症に対する平常時からの予防対策と啓発が必要です。

高齢者の介護予防や社会参画の場の充実を推進します。また、特定健診・がん検診の受診率向上やポイント制度活用など、市民が気軽に健康づくりに取り組める仕組みを構築します。さらに、感染症予防対策と市立芦屋病院と連携した医療提供体制を充実させます。

基本
施策

- 市民の健康づくりを促し、いつまでも自分らしくいきいきと過ごすことができる取組を進めます

施策分野3 市民生活

施策目標 6 ►►

良好な生活環境が整い
魅力的な暮らしが創出されている



まちの清潔さ維持の意識醸成、脱炭素・3R推進によるごみ減量化、地域経済の活性化、デジタル技術を活用した行政サービスの利便性向上が課題です。

市民マナー条例に基づき清潔なまちづくりを推進し、プラスチック再資源化などで資源循環を促進します。また、創業支援や文化的資源を活用した魅力発信で地域経済を活性化し、デジタル技術を活用したオンライン手続きの充実など業務変革により行政サービスの利便性向上を図ります。

基本 施策

- 清潔なまちを協働で維持する取組を進めます
- 環境へ配慮した都市生活の仕組みを築き、意識を高めます
- 本市の特性に合った地域経済の活性化を目指します
- 行政サービスの利便性を高めます

この計画では、**市民** **市民参画** **協働** という言葉を、
次のように定義し、使用しています。

芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例

市民 とは

市内に在住、在勤及び在学する個人並びに市内で活動する法人その他の団体をいいます。

市民参画 とは

市民が市政に参加する意思を反映させることを目的として市の施策の企画立案、実施及び評価の過程に参加することをいいます。

協働 とは

市民及び市がまちづくりについて、それぞれの役割と責務を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力することをいいます。

施策分野 4
安全安心

施策目標 7 ►►

**災害に強いまちづくりが
進んでいる**

大規模災害頻発への備え強化、被災からの早期回復の仕組み構築、防災施設の適切な維持管理、消防団入団者の確保が求められます。

自助・共助・公助の連携を強化し、地区防災計画策定支援や要配慮者支援を推進するとともに、SNSを活用した防災に関する情報発信を充実させます。また、住宅耐震改修の促進、避難所等の防災機能強化、無電柱化を計画的に推進します。

基本
施策

- 自助、共助、公助の連携により、災害に備えます
- まちの防災力を発揮します



施策目標 8 ►►

日常の安全安心が確保されている

手口が多様化する特殊詐欺の増加、消費生活トラブルの複雑化、救急件数増加による現場到着時間の延伸への対応が必要です。

関係機関と連携し、特殊詐欺防止を含む犯罪防止対策や消費者力向上支援に取り組みます。また、交通安全のため、通学路点検や警察と連携した違法駐車対策、自転車を含む交通ルールの啓発に取り組みます。さらに、救急車の適正利用啓発と、市立芦屋病院と連携した救急・地域医療体制の充実を図ります。

基本
施策

- 地域などと連携し防犯・消費者力の向上に取り組みます
- 交通ルールを守る意識を高め、歩きやすいまちとなるよう取り組みます
- 誰もが安心して適切な医療を受けられる地域を目指します



施策分野 5 都市基盤

施策目標 9 ►►

住宅都市の魅力が受け継がれ、 高められている

人口減少下でのまちの持続的発展、景観維持、マンションの老朽化対策と管理適正化が重要です。

都市機能が集まる拠点と住宅地との円滑なネットワークによる都市構造形成を検討し、良質な景観誘導や「緑の質」向上に取り組みます。また、ユニバーサルデザインの推進、公共空間の活用促進、市営住宅のあり方検討、住宅ストックの効果的活用とマンション管理の適正化を推進します。

基本
施策

- 住宅都市の魅力を高め、持続可能な都市づくりを進めます
- みどり豊かな美しいまちづくりを進めます
- 地域の価値を高める公共空間の活用を進めます
- 住宅都市の魅力を高め、良質な住宅ストックを次世代へ継承します



施策目標 10 ►►

持続可能なインフラ整備が進んでいる

高度経済成長期に整備された多くの公共施設やインフラの老朽化対策、ごみ収集パイプラインの代替検討、南北移動の課題解消と公共交通ネットワークの維持・充実が必要です。

橋梁や道路、上下水道施設の計画的な保全や耐震化を進めます。また、ごみ処理施設の安定運用と広域処理の協議、JR芦屋駅南地区再開発を推進します。さらに、道路ネットワークの形成や、公共交通ネットワークの充実に取り組みます。

基本
施策

- 持続可能な交通インフラを保全します(道路・橋梁)
- 持続可能な生活インフラを保全します(上下水道・ごみ処理施設)
- 市内交通の円滑化に向けて取り組みます



施策分野 6 行政経営

施策目標 11 ▶▶▶

協働の意欲が高まり 市民主体のまちづくりが進んでいる

人口減少等社会の変化に対応するため、多様な主体によるまちづくりの活動の活性化や、市の魅力発信に繋がる情報発信に取り組む必要があります。

市民参画・協働の理解促進と参画機会の充実を図り、まちづくり人材の発掘・育成や、多様な主体が連携し課題解決を図る仕組みを構築します。また、時代に合った媒体を活用した情報発信を充実させ、行政情報のオープンデータ化を推進します。

基本
施策

- 多様な主体が協働してまちづくりを行える環境を整備します
- 効果的・効率的な情報共有に努めます

第4次芦屋市
市民参画協働
推進計画



施策目標 12 ▶▶▶

人口減少社会に対応した 健全で効果的な行財政運営が行われている

歳出増加への対応と歳入確保に向けた取組、公共施設の最適配置における市民との協議と情報発信が必要です。

適切な評価に基づく事業見直しと、行財政改革を通じた多様な手法による歳入確保、健全な財政運営を推進します。また、官民連携により公共施設のライフサイクルコストを縮減し、公共施設等総合管理計画等に基づき統廃合・複合化などによる最適配置を進めます。

基本
施策

- 長期的視点に立った行財政改革を行います
- 持続可能な行政サービスの提供に向け、官民に捉われない施設の効率的な運営や最適な配置を進めます



施策目標 13 ▶▶▶

急速な社会変化に対応できる組織になっている

前例踏襲からの脱却、柔軟でスピード感ある課題解決能力の育成、効率的行政運営のための組織体制整備が求められています。

民間事業者など多様な主体との連携を強化し、デジタル技術活用や庁内の「協同」を通じて業務改善・効率化に取り組みます。また、「働き方改革」を進め、職員が能力を最大限に発揮できる柔軟な働き方や、自ら考え行動する職員を育成する仕組みづくりを推進します。

基本
施策

- 不確実性が高まる社会に適応できる行政運営を行います
- 職員が能力を発揮し、効率的な行政運営を行えるよう、「働き方改革」を進めます



人口減少・少子高齢化に備えます

本市でいちばん大きな課題といえる人口減少・少子高齢化に対応していくため、「第3期芦屋市創生総合戦略」を策定しました。

この戦略は総合計画の一部として一緒に進めています。

基本的な考え方

第2期創生総合戦略の戦略期間から引き続き、人口の減少が続いています。そういった人口減少の状況に適応し、本市が、住みたくなる・住み続けたい魅力的なまちとして持続的に発展していくために、第2期創生総合戦略の方向性を引き継ぎつつ、行政のみならず市民、地域団体、事業者等の多様な主体の連携・協働を推進し、それぞれの強みを活かしたまちづくりに取り組みます。

基本目標1

子育ての希望をかなえ、 未来を拓く公正で 最適な学びを進める

市民、地域団体、NPO、行政など多様な主体がつながる力を發揮、連携しながら、こどもや子育て家庭のそれぞれの状況に応じた切れ目のない支援や、仕事と子育てを両立できる環境の整備、こどもたちが未来を自ら切り拓くための質の高い教育機会の提供を図ります。

基本目標2

災害への強く・柔軟な 対応力を有し、人がつな がり活躍できる魅力的な 住宅都市を創造する

自然豊かな環境と優れた交通アクセスに恵まれた本市は、引き継いできた美しい景観を大切にしながら、より安全で魅力的なまちへと発展させていきます。互いの違いを認めつつ、まちづくりの担い手を育み、だれ一人取り残さない地域社会の実現を目指します。また、いかなる災害からも市民の安全を確保し、強く・柔軟な対応力を持つ都市機能の強化を図ります。

重点プロジェクト

目標を達成するために、分野を超えて重点的に推進する取組

人口減少の緩和
人口減少へ対応したまち

目指す人口

令和42年(2060年)に80,000人以上

重点プロジェクト1

芦屋のみんなで子育てを応援する

基本目標1

子育ての希望をかなえ、未来を拓く公正で最適な学びを進める

コンセプト

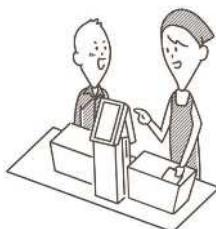
魅力的な子育て環境と「こどもまんなか社会」の実現に向け、地域や事業者などの関係者と連携しながら、ニーズに応じた多様な子育て支援サービス、こどもや子育て家庭に寄り添った悩みや不安への対応、こどもの健やかな成長を促す教育や保育の提供など、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を進めます。

また、本市の教育では、一人ひとりの個性や特性、興味関心、理解度等を踏まえた、一人ひとりに公正で最適な学び(ちょうどの学び)を推進します。

さらに、子育て支援サービスや教育を中心に、芦屋の多様な主体による子育てを応援する取組を市民に分かりやすく伝え、「みんなで子育てを応援してくれるまち」として、本市の魅力をさらに高めていきます。

多様な子どもの居場所

地域の事業所から
働くことの意味を学ぶ



地域でこどもを
見守る



妊娠期から
子育て期まで
切れ目ない支援



芦屋の子育て
を増やす

イイネ！

質の高い教育・
保育環境の充実



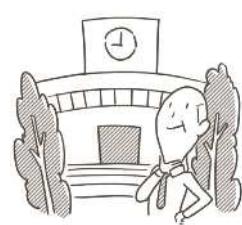
親子で楽しめる
イベント



特色のある教育・保育



安心安全で質の高い
給食・食育



重点プロジェクト2

芦屋の未来へ、 多様なつながりで 新たなまちのチャレンジ

基本目標2

災害への強く・柔軟な対応力を有し、人がつながり活躍できる魅力的な住宅都市を創造する

コンセプト

まちに愛着のある市民、企業、団体や地域と多様に関わる人々(関係人口)等がつながりをもつ機会や場を増やし、時代の変化やそれぞれの課題に応じた協働を促進させる人材を発掘・育成します。そして、多様な主体が集う相乗効果により、新たな可能性の発見や地域の課題解決を達成することで、より暮らしやすいまちの実現を目指します。

現在の取組

みんなのつどい場
芦屋で集い、語り、つながる
“あつたらいいな”的場所
を見つける

こえる場！
共生のまちづくりに向け
様々な事業者・団体と連携

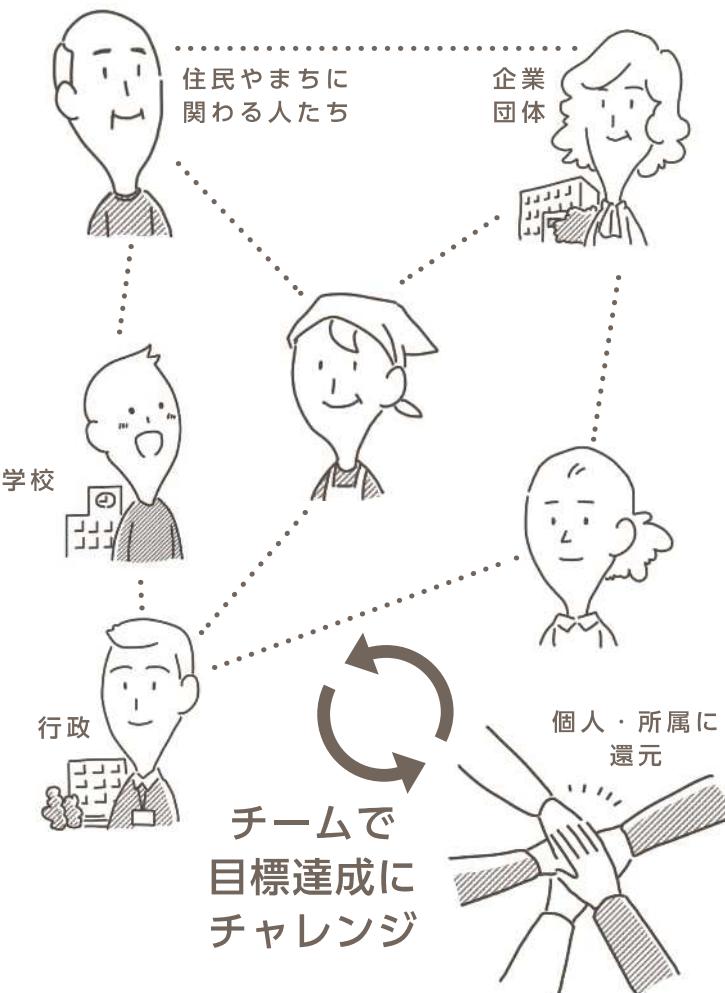
ASHIYA RESUME
芦屋の女性がつながり、
自分らしく活躍する

防災総合訓練
地域の防災活動との連携を
通して、災害を正しく知り、
正しく恐れる

+

幅広い世代の
活動的な市民

目的に応じた様々な連携でチャレンジ



重点プロジェクト3

ともに進める エリアマネジメント

基本目標2

災害への強く・柔軟な対応力を有し、人がつながり活躍できる魅力的な住宅都市を創造する

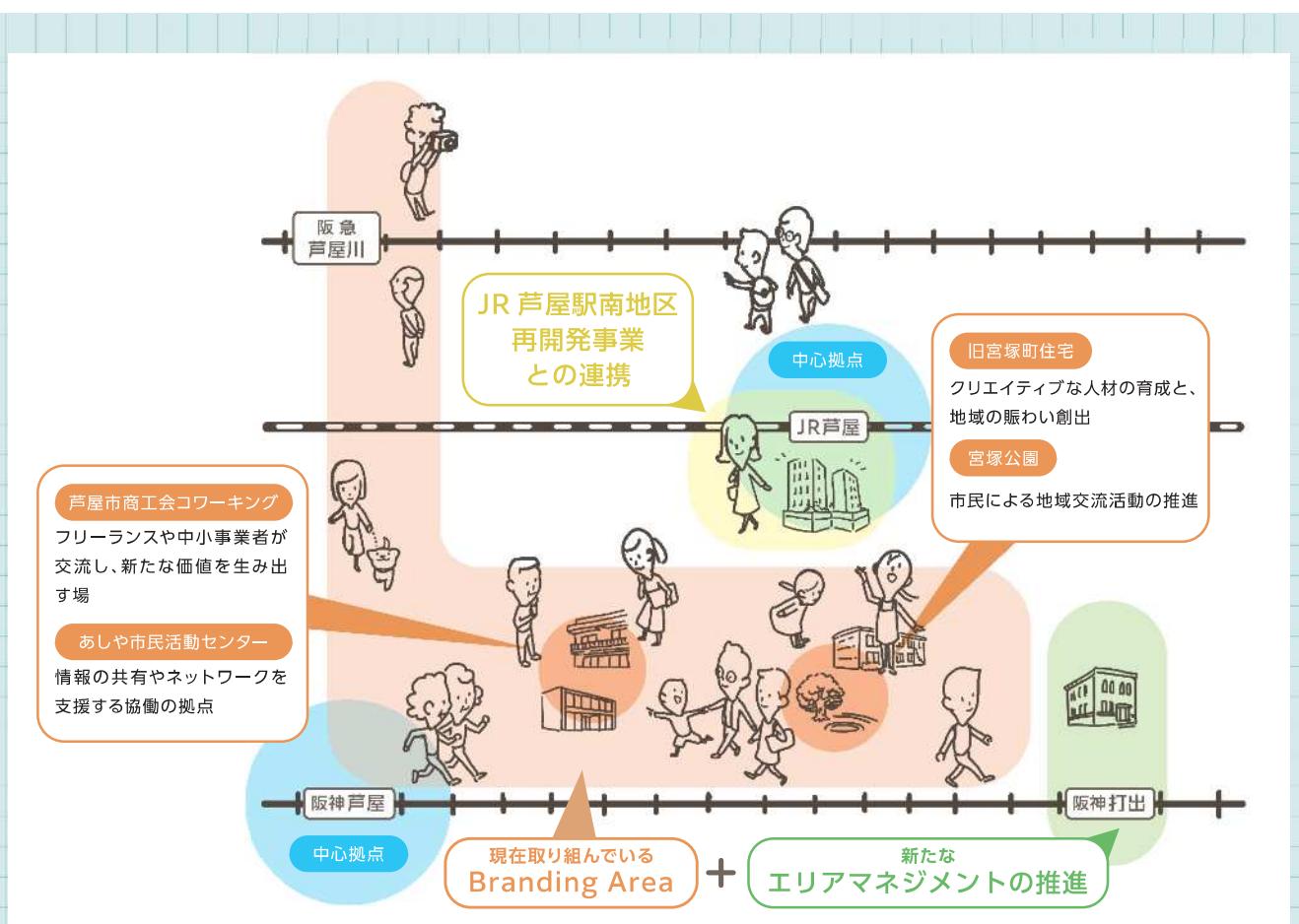
コンセプト

公共施設等総合管理計画に基づく施設の再配置にあたっては、将来にわたる施設利活用を踏まえ、縮小しながら充実させていく「縮充*」の概念を取り入れるとともに、エリアマネジメントの視点で取組を進めます。

また、本市の中心拠点であるJR芦屋駅周辺と阪神芦屋駅周辺を結ぶ個性的な店舗などが緩やかに集まる地区と魅力的な景観が広がる芦屋川沿いをブランディングエリアとして、地域・事業者・行政など多様な主体が連携して公共空間の利活用を進め、活性化に取り組んでいます。

JR芦屋駅南地区再開発事業との連動、エリア内の歴史的建造物など文化的な資源の活用とともに、起業や市民活動を支援し、賑わいや自己実現の場などをデザインすることに併せて、市内回遊性を高め、市全体への効果の波及を目指します。

*縮充: 人口や税収が縮小しながらも地域の営みや住民の生活が充実したものになっていくこと。
ここでは施設は縮小するものの、機能やサービスを充実させること。



第3次芦屋市文化推進基本計画

第3次芦屋市文化推進基本計画は、第5次芦屋市総合計画及び各行政分野の計画と整合性を図りながら、芦屋市文化基本条例第8条に基づく「文化に関する基本的な計画」として、文化政策の方向性を包括的に示すものです。

また、文化と他分野の施策との連携を深め、文化の力を活かした魅力的なまちづくりを目指すため、本計画は、第5次芦屋市総合計画後期基本計画と一体的に策定することとしました。

基本目標

自然に恵まれた、人が心豊かに生きることのできるまちを目指して

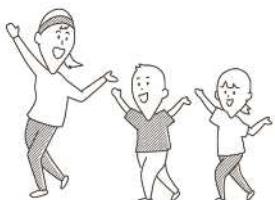
- ① ゆとりや潤いなどの実感できる心豊かな市民生活の実現
- ② 文化振興と地域活性化を一体的に推進し、文化の力を活かしたまちづくりの実現

重点取組項目1 全ての人のライフステージに文化が行き届く文化政策の推進



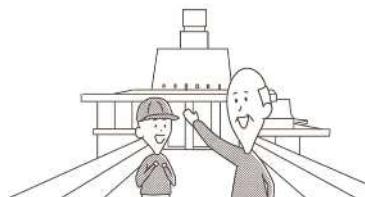
- ① 誰もが文化を身近に楽しめる仕組みづくり
- ② 文化活動を通じた地域のつながりづくり
- ③ ユニバーサル社会づくりを目指した生涯学習活動の振興
- ④ 文化ゾーンの活性化と各種施設の有効活用
- ⑤ 文化芸術を行う団体への支援

重点取組項目2 未来を切り拓くこどもたちへ向けた文化政策の推進



- ① 豊かな情操を育む体験活動の推進
- ② 多文化共生における理解や意識向上
- ③ 地域社会とのつながりによる文化芸術体験の機会の充実

重点取組項目3 芦屋文化を活かした戦略的なまちづくり



- ① 暮らしに根ざした多文化共生と文化交流のまちづくり
- ② みどり豊かな美しいまちづくり
- ③ 読書のまちづくりの推進
- ④ 近代建築をはじめとする歴史文化遺産の保存と活用の推進
- ⑤ 文化を通じたまちの魅力の情報発信の強化

芦屋市の今後5年間の文化政策の方向性

こどもから高齢者、障がいのある人、外国人市民など、誰もが年齢や立場に関わらず、文化活動に参加しやすい環境を整えることが必要です。

そのために、文化活動を通じた人々の繋がりや居場所の創出、まちの魅力創造・発信など、文化と他分野の施策との連携を深め、文化の力を活かした魅力的なまちづくりを目指します。

重点取組項目1

全ての人のライフステージに 文化が行き届く文化政策の推進



①誰もが文化を身近に楽しめる仕組みづくり

年齢や立場、国籍などに関わらず、誰もが等しく文化芸術活動に参加することにより、文化芸術への関心や理解を深めることができるよう、身近に文化芸術に触れ、楽しむことのできる機会の創出を推進します。

③ユニバーサル社会づくりを目指した 生涯学習活動の振興

多様な価値観や考えが尊重される中で、生涯学習を通じた交流を広げ、年齢や立場に関わらず誰もが安心して文化や学びに触れることが出来る環境づくりを推進します。

⑤文化芸術を行う団体への支援

市民の文化芸術活動が活発に行われるよう支援するほか、行政や財団等の様々な補助金や助成金の制度の周知により、文化芸術活動への参画を促し、活動の機会の創出を促進します。

②文化活動を通じた地域のつながりづくり

市民が地域で日常的に文化芸術に触れ、親しむことができるよう文化活動を通じた地域のつながりづくりに取り組みます。地域の様々な課題に対して文化振興と地域活性化を一体的に進めることで、文化を生み出す担い手づくりに取り組みます。

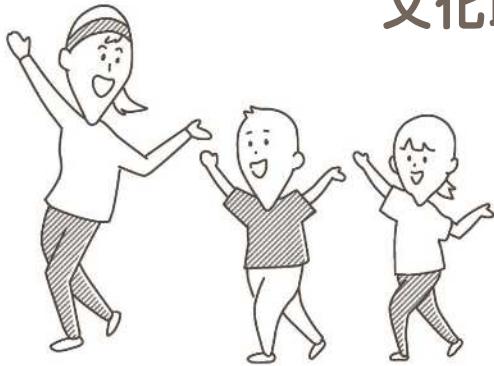
④文化ゾーンの活性化と各種施設の有効活用

市民が気軽に訪れやすいイベントや文化活動事業を文化ゾーン*の3館や各種施設が連携・協力して実施し、文化芸術活動に親しむ鑑賞や体験の場を提供します。

*文化ゾーン：美術博物館・谷崎潤一郎記念館・図書館が隣接し、芦屋文化ゾーンと呼ばれる複合文化施設を形成している。

重点取組項目 2

未来を切り拓くこどもたちへ向けた 文化政策の推進



②多文化共生における理解や意識向上

幼少期から多様な文化や価値観への理解を深め、互いを尊重し合う意識を育むことで、相互理解や意識の向上を図ります。さらに、こどもだけでなく保護者に対してもその重要性について理解を深めてもらうため、関係機関と連携し意識の醸成に努めます。

①豊かな情操を育む体験活動の推進

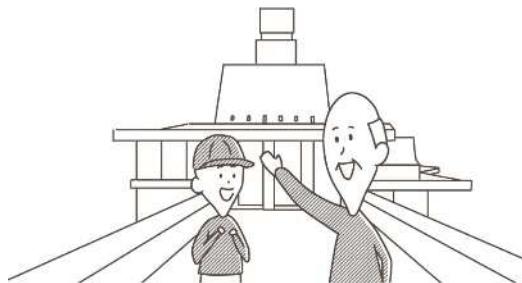
次世代を担う人材の育成を目的とした豊かな文化芸術教育の充実を図るため、体験学習や芸術鑑賞、地域に根ざした歴史文化遺産への理解を深める機会を提供し、食育の推進や学校図書のさらなる活用に取り組むことで、豊かな感性と創造力を育みます。

③地域社会とのつながりによる 文化芸術体験の機会の充実

地域社会において文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実を図り、こどもたちが生涯にわたって文化芸術と豊かに関わることができるよう、コミュニティ・スクールの活動等に加えて中学校部活動の地域展開など取組を進めます。こどもたちが地域にある文化芸術の大切さを知り、文化活動を行うことで、地域における伝承の機会の充実を図ります。

重点取組項目 3

芦屋文化を活かした戦略的なまちづくり



②みどり豊かな美しいまちづくり

芦屋の文化資源を有効活用し、「国際文化住宅都市」である芦屋らしいみどり豊かな美しい住環境を将来にわたって守り、育んでいきます。また、庭園都市ならではの一体的なまちづくりを進め、市民の誇りとなる芦屋の魅力の醸成を図ります。

④近代建築をはじめとする歴史文化遺産の 保存と活用の推進

かけがえのない歴史文化遺産を次世代へと継承するため、市民と店舗や事業者等と連携して、その価値や魅力を積極的に発信します。歴史文化遺産に触れ、身近に感じる機会を創出することで、その価値を理解し、守り、活用できる環境を整えることが重要です。

①暮らしに根ざした多文化共生と 文化交流のまちづくり

芦屋の暮らしに根ざした文化資源の保存活用を効果的に行なうことで、文化交流のある魅力的なまちづくりを推進します。また、多様な文化的背景をもつ市民が交流し、様々な文化や価値観への理解を深め、互いを尊重し合う意識を育んでいきます。

③読書のまちづくりの推進

市民が読書に親しみ、学ぶことができるような取組を推進します。また、日頃図書館に赴くことのできない方に対しても、ITの活用によって読書をより身近に感じることができる環境の整備を推進します。

⑤文化を通じたまちの魅力の情報発信の強化

幅広く市民に情報が行き届くように、誰もが知りたい情報を容易に得ることができるよう映像や音声、多言語による情報発信などを行うことで、文化に触れる機会の充実を図ります。



第5次芦屋市総合計画 (概要版) 後期基本計画

- 第3次芦屋市創生総合戦略
- 第4次芦屋市市民参画協働推進計画
- 第3次芦屋市文化推進基本計画 含む

芦屋市
企画部市長公室政策推進課

TEL 0797-38-2127
URL <https://www.city.ashiya.lg.jp/>